鵜の森公園南東便所整備工事

図面リスト											
建築意匠図			建築構造図			電気設備図			機械設備図		
番号	名称	縮尺	番号	名称	縮尺	番号	名称	縮尺	番号	名称	縮尺
A-01	特記仕様書（１）	ー	S-01	構造設計特記仕様書１	ー	E-01	特記仕様書建築電気設備１	ー	M-01	特記仕様書建築機械設備１	ー
A-02	特記仕様書（２）	ー	S-02	構造設計特記仕様書２	ー	E-02	特記仕様書建築電気設備２	ー	M-02	特記仕様書建築機械設備２	ー
A-03	特記仕様書（３）	ー	S-03	配筋基準図１	ー	E-03	分電盤結線図・照明器具姿図・機器姿図	ー	M-03	換気・衛生　機器表	ー
A-04	特記仕様書（４）	ー	S-04	配筋基準図２	ー	E-04	幹線・コンセント設備図	1/50	M-04	換気設備図	1/50
A-05	付近見取図・全体配置図	1/400	S-05	配筋基準図３	ー	E-05	電灯設備図	1/50	M-05	衛生設備図	1/50
A-06	全体敷地求積図	1/400	S-06	配筋基準図４	ー	E-06	トイレ呼出設備図	1/50			
A-07	建物概要・仕上表	ー	S-07	配筋基準図５	ー						
A-08	配置図・敷地求積図・平均地盤面算定図	1/100･1/300	S-08	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図１	ー						
A-09	面積求積図１	1/50	S-09	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図２	ー						
A-10	面積求積図２	1/50	S-10	ボーリング柱状図	ー						
A-11	平面図	1/100	S-11	構造伏図	1/100						
A-12	立面図・断面図	1/100	S-12	軸組図	1/100						
A-13	平面詳細図	1/50	S-13	部材リスト	1/20						
A-14	矩計図１	1/20	S-14	架構詳細図	1/20						
A-15	矩計図２	1/20									
A-16	展開図	1/50									
A-17	ピット階平面図・天井伏図・屋根伏図	1/100									
A-18	建具伏図・建具表	1/50･1/100									
A-19	部分詳細図	図示									
A-20	外構図・仮設計画図(参考図)	1/100									
A-21	仮設計画図２(参考図)	1/150									

鵜の森公園南東便所整備工事特記仕様書

総　　則

工　事　概　要　　１．工事場所　四日市市　鵜の森一丁目　地内

２．工事種目　建築工事・電気設備工事・機械設備工事

３．別途工事　外構工事

１．共通仕様

（１）図面及び特記仕様書に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和７年版）」（以下「標仕」という。）による。

２．特記仕様

（１）項目は、○印の付いたものを適用する。

（２）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。

⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。

（３）特記事項に記載の（．．）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（４）特記事項に記載の（別．．）は、(5.3.7)による別図「各部配筋」の当該項目を示す。

部分完成　⊙無　・有（　　）

部分引渡し　⊙無　・有（　　）

１．保険及び保証　⊙建築工事保険　（保険証の写しを提出）

⊙請負業者賠償責任保険　（保険証の写しを提出）

（⊙管理財物担保特約に加入のこと）

２．建設共済等　⊙法定外労災補償制度　（加入証明書の写しを提出）

⊙建設業退職金共済制度　当初請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。　共済証紙購入額　請負金額の1/1000以上

なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする

※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項

資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。

章　項　目　特　記　事　項

1章 一般共通事項

①適用基準等　※建築工事標準詳細図　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　令和４年版）
※工事写真撮影ガイドブック　建築工事編及び解体工事編
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　令和５年版）

②工事実績情報の登録　※請負金額が500万以上は登録の手続きを行うこと。(1.1.4)

③品質計画　※建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。(1.2.2)
風速（Ｖo）＝34 ｍ毎秒
地表面粗度　※Ⅲ（Zb=5 Zg=450 α=0.20）
・Ⅱ（Zb=5 Zg=350 α=0.15）
積雪区分　⊙30 cm　・40 cm　・

④電気保安技術者　・適用する　⊙適用しない(1.3.3)
事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする
一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする

⑤-1 週休2日制工事　「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」（令和7年12月9日改正）に基づく適用は下記による。
※土日完全週休2日制工事（発注者指定型(月単位)）
・土日完全週休2日制工事（受注者希望型(通期)）
・週休2日制対象外工事
（・工事の実働日数が30日未満の工事　・現場閉所困難な工事　・　　）

土日完全週休2日制工事の現場閉所日については下記による。
※土日閉所
・（　　）工事は土日作業とする。
・令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日は土日作業とする。
・土日以外閉所
※土日以外閉所における現場閉所日は、着手前に監督職員と協議の上設定すること。
なお、現場閉所日については、原則として毎週連続する同一の曜日とすること。

⑤-2 施工条件　(1.3.5)
・週休2日制対象外工事の現場閉所日については下記による。
※土日閉所　・土日以外閉所
⊙現場閉所日、祝日、夜間に作業を行う場合は、事前に「休日及び夜間工事承諾願」を提出し、監督職員の承諾を得ること。
⊙工事用車両の駐車場及び資機材置場　※敷地内　・
⊙施工作業時間は原則8:30～17:00とすること。清掃片付け等は18:00までとすること。
⊙施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行うこと。
⊙工事に関わる法令手続きは受注者にて行うこと。手続きに係る手数料は受注者の負担（道路占用許可申請における占用料は除く）とする。
⊙仮囲い等については施設利用者等の安全上、使用上支障がないように計画し、維持管理に努めること。
⊙工程計画については、関係者等と十分に調整を行った上で進めること。
⊙資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。
⊙大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。
・高さ10mを超える足場を60日以上設置する場合は、着手の30日前までに、設置届を所管官庁へ提出すること。
⊙道路の汚損がないように努めると共に、汚損した場合は直ちに清掃を行うこと。
※既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。
⊙工事により発生する残土や廃材、汚泥等は適切処理を行うこと。また、必要に応じて釜場を設け、敷地外への泥水の流出を防止すること。
⊙振動、騒音、ほこりのでる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。
⊙工事期間中は、近隣住民の安全確保に努めること。
⊙工事着手前に周辺住民への工事説明会が開催される場合は資料作成等に協力すること。
⊙同一敷地内での別途工事について、協議に応じること。
・2026/ / ～ / は工事を行わないこと。
・工事期間は、 / ～ / とする。尚、 / ～工事担当確認後事前使用を行うこととする。

⑥発生材の処理等　・引渡しを要するもの（　　）(1.3.11)
・特定建設資材の搬出
再資源化等を行う（再資源化が困難な場合には縮減）
⊙特定建設資材以外の搬出
構外搬出適切処理
⊙特別管理産業廃棄物　◎無　・有（　　）
処理方法（　　）
※　廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督職員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録（電子マニフェスト）により確認を行う場合は、この限りではない。

⑦交通安全管理　交通誘導員　※配置する１名以上（作業日は必ず）　・配置しない　(1.3.8)
・交通誘導警備員Ａ　※交通誘導警備員Ｂ

⑧建築材料等　※本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
・品質及び性能を試験により証明する材料は以下の物とする。(1.4.5)
（　　）

⑨化学物質を発散する建築材料等　本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1）から 5）を満たすものとする。
1）　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、ＭＤＦ、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
2）　保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
3）　接着剤は、フタル酸ジ-ｎ-ブチル及びフタル酸ジ-２-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
4）　塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
5）　1)及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。
規制対象外
①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品
③下記表示のあるＪＡＳ規格品
a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b. 接着剤等不使用
c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
第三種
①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第２０条の7第３項による国土交通大臣認定品
③旧ＪＩＳのEo規格品
④旧ＪＡＳのＦco規格品

⑩特別な材料の工法　標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

⑪技能士　※適用する　・適用しない(1.5.2)
・鉄筋施工　・型枠施工　・鉄工　・石材施工　・ＡＬＣパネル施工
◎防水施工　・タイル張り　・建築大工　・建築板金　・左官
・塗装　・建具製作　・サッシ施工　・内装仕上げ施工　・造園

⑫施工の立ち会い等　下記事項は監督職員の立会検査を受けなければならない。(1.5.8)
・杭打作業中　・鉄骨製品検査
・鉄骨溶接、高力ボルト締め完了時　⊙基礎及び各階コンクリート打設時
⊙基礎及び各階配筋完了時　⊙防水層の施工
・組積の時　⊙仕上検査（監督職員の指示による）
⊙材料検査（監督職員の指示による）　⊙完成確認（中間完成を含む）
⊙製品検査（監督職員の指示による）　⊙ベンチマーク
⊙竣工後の検査が困難な工事については随時監督職員の立会検査を受ける。
⊙地盤改良の施工時

13 化学物質の濃度測定　(1.5.10)
施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン
パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。
測定は、パッシブ型採集機器により行う。
着工前測定　・行う　・行わない
測定対象室　・図示　・
測定箇所数　・図示　・
採取方法　・文部科学省の定めるところによる。　・
報告書の様式　濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり
1. 工事名　2. 測定年月日　3. 天候
4. 測定前の換気及び閉鎖時間　5. 測定時間
6. 室名と測定時間　7. 測定器具
8. 化学物質採取方法　9. 分析装置

⑭完成図等　⊙作成する　・作成しない(1.7.1～3)(表1.7.1)
種類　※標仕 表1.7.1による　・
⊙配置図及び案内図　⊙各階平面図
⊙各立面図　⊙断面図
⊙杭上表　⊙施工図
⊙施工計画書　・
◎ＣＡＤデータの提出　※提出する　・提出しない
⊙保全に関する資料　提出部数　※２部　・
⊙製本図面　提出部数　※1部　・2部　・3部

⑮記録　工事記録については下記による。（A4版）
※以下一式（工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 に準拠する）
※工事着工前　１部
※工程写真　各工程毎　１部
※竣工写真　２部
・専門家撮影、アルバム編集の上提出　部
・電子データとし、ＣＤ-Ｒにて提出　部
※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うように努めること。
※工事日報・納品伝票等の写し は、監督職員が提出を求めた場合は提出こと。

⑯現況復旧　工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げとも在来にならい補修する。

⑰設備工事との取合い　設備機器の位置、取り合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
施工範囲
⊙図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の型枠及びそれらの補強
・図示した壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強
・駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ
・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強

⑱設計ＧＬ　⊙図示のベンチマーク（Ｂ．Ｍ）　+710 ㎜（現状地盤はＢ．Ｍ　㎜）
・現状地盤（監督職員の指示による）

⑲社内検査報告書　工事完成(部分完成を含む)時には、社内検査を実施し、その報告書を監督職員に提出する。

⑳完成引渡し後の点検　かし期間は、別に定めた特約（責任施工による保証期間など）を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。
⊙工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を越えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。

㉑随時検査　予定価格(税込)3,000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること。

㉒施工体制台帳の提出　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。

㉓資源有効利用促進　※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合（下記内容該当工事）は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
・建設副産物を搬出する際の計画
1. 土砂500m3以上
2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上
・再生資材を利用する際の計画
1. 土砂500m3以上
2. 砕石500t以上
3. 加熱アスファルト200t以上

2章 仮設工事

①監督職員事務所　・設ける。（規模・備品等の設置は以下による）　⊙設けない(2.3.1)
（・規模　㎡程度　・仕上げ；床　、壁　、天井　程度）

②工事用水　構内既存の施設　⊙利用できる（・有償　⊙無償）　・利用できない

③工事用電力　構内既存の施設　⊙利用できる（・有償　⊙無償）　・利用できない

④仮設便所　・吸取式　・水洗式　⊙任意による

⑤足場　※手すり先行工法(2.2.4)
防護シートによる養生　※行う　※1類（・帆布製　※網地製）
・防音シート
・行わない

3章 土工事

①災害及び公害の防止　※「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する。(3.1.3)

②根切り　工事に先立ち必要と思われる埋設物等の調査を行う。(3.2.1)

③埋め戻し及び盛土　種別(3.2.3)(表3.2.1)
・Ａ種　⊙Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種
建設発生土受け入れ量　㎥
発生場所（　　）

④建設発生土の処理　※構外搬出適切処理(3.2.5)
・構内指示の場所に敷き均し
・構内指示の場所にたい積（　　）
・構外指示の場所に処分　搬出調書等を提出する。
受入れ施設名・場所（　　）
仮置場所（　　）
※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。

4章 地業工事

1.適用基準　本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。
国土交通省告示第468号　「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」（平成28年3月4日）

2.施工記録　受注者は、杭の施工期間中は、1週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録をとりまとめ、翌週以内に監督職員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。
また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督職員の確認を受けること。
なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。

3.根拠資料　共通仕様書、特記仕様書及びその他基準書等の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料(施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等)は、受注者においては全て適切に管理し、保管しなければならない。
保管期間は契約書第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定による引渡しを受けた日から10年とする。
また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない

4 試験及び報告書　・試験杭　※図示による。　・本数　本　寸法　m(4.2.2)
・杭の載荷試験　※行う　・行わない(4.2.3)
※試験杭の位置、本数、載荷荷重、試験方法、報告書の記載事項は図示による。
・地盤の載荷試験　※行う　・行わない(4.2.4)
※試験杭の位置、載荷荷重、試験方法、報告書の記載事項は図示による。

5 既製コンクリート杭地業　種類(4.3.1)(4.3.3)
※高強度プレストレストコンクリート杭　・JIS規格品
・認定品(建築基準法)

杭径(mm)	杭長(m)及び種別	継手数	セット数	備考

先端部形状　※開放形　・閉そく平たん形(4.3.3)
杭の継手　・溶接継手　・機械式継手(4.3.6)(4.3.7)

施工方法(4.3.4)(4.3.5)
・特定埋込杭工法
工法　・プレボーリング拡大根固め工法　・中堀拡大根固め工法
H13国交告1113号第6号による支持力算定式でα＝250程度を採用できる工法
杭周固定液　・使用する
根入れ深さ　・1m以上　・（　　）
杭の水平方向の位置ずれの精度　※100mm以下　・（　　）
・セメントミルク工法
試験掘
※行う　（　　ヶ所）
掘削深さ　・1.5m程度　・（　　）
根入れ深さ　・1m以上　・（　　）
杭の水平方向の位置ずれの精度　※100mm以下　・（　　）

6 場所打ちコンクリート杭地業　コンクリートの設計基準強度 、種別(4.5.4)(表4.5.1)
（・　N/㎟）（・Ａ種　・Ｂ種　・図示による）
セメントの種類　６章コンクリート工事のセメントの種類による
構造体コンクリートの強度と供試体の強度の差を考慮した割増は　N/㎟
鉄筋の種別　５章鉄筋工事の鉄筋の種類による(4.5.4)
鉄筋のかぶり厚さ（㎜）　※100
掘削工法　・(4.5.5)(4.5.6)
根入れ深さ　・1m以上　・（　　）
杭の水平方向の位置ずれの精度　・　㎜以下　・（　　）
孔壁の超音波測定器による確認　・行う　・行わない

⑦割り石，砂，砂利　⊙砂利地業　厚さ（㎜）　・60　⊙図示による(4.6.3)
※再生クラッシャラン（40～0）　・切込み砕石
⊙捨コンクリート地業　厚さ（㎜）　⊙50　・図示による(4.6.4)
⊙床下防湿層　ポリエチレンフィルム　厚 0.15㎜(4.6.5)
施工場所　※ピット下

5章 鉄筋工事

①鉄筋の種類(5.2.1)(表5.2.1)

種類の記号	呼び名（㎜）
⊙ＳＤ295	※　Ｄ16以下
⊙ＳＤ345	※　Ｄ19以上

②溶接金網　網目の形状（※正方形　・　）(5.2.2)
鉄線の径　（　6　）㎜　寸法（ 150×150　）

③材料試験　※JIS規格品については径の異なるごとに２ｔ未満の場合は規格証明書の提出を省略することができる。(5.2.3)

④継手及び定着　鉄筋の継手方法(5.3.4)
※径Ｄ19mm以上の柱、梁の主筋はガス圧接、その他は重ね継手
・重ね継手
・柱、はり主筋のかさね継手長さ　（　　）
定着
※表5.3.4による。ただし、設計図書にて別記のあるものは設計図書による。

5 耐久上不利な箇所等の鉄筋のかぶり厚　・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下記による。(5.3.5)

施　工　箇　所　等	最小かぶり厚さ（㎜）

⑥各部配筋　各部配筋参考図１節[基礎及び基礎梁の配筋]から７節[梁貫通孔及びその他の配筋]に準じる(5.3.7)

7 杭頭の補強方法　・Ａ 形　・Ｂ 形　※図 示(別図1.1)

8 帯筋　帯筋の形状(別図2.2)
・Ｈ 形　・Ｗ－Ｉ 形　※ＳＰ形（スパイラル筋）　・丸 形

9 ハンチの傾斜　・ハンチの傾斜　（※１：４　・　）(別図3.1)

⑩壁開口部補強の種別　一般型　（　・Ａ形　※Ｂ形　・図示　）(別図4.2)
耐震壁　（　※図示　）

⑪はり貫通孔の補強　補強形式　・Ｈ 形　・Ｍ 形　・ＭＨ形　⊙図 示(別図7.1)(表7.1～3)
・既製型　（建設技術評価規定において評価を取得したもの又は、(財)日本建築センターの評価を取得した製品）

12 機械吊上げ用フック

⑬圧接完了後の検査　検査方法　・引張試験　※超音波探傷試験(5.4.3)(5.4.10)

6章 コンクリート工事

①コンクリートの種類　種別
※Ⅰ類　・Ⅱ類(6.2.1)(6.4.1)(6.4.3)(表6.2.1)
普通コンクリートの気乾単位容積質量　⊙2.1t/m³を超え2.5t/m³以下　・(6.2.3)
仕上りの平たんさ種別　・ａ種　・ｂ種　・ｃ種(6.2.5)(表6.2.5)

②設計基準強度　普通コンクリート(6.2.2)

設計基準強度Fc(N/㎟)	施　工　箇　所
※21	基礎・梁・壁・スラブ
・18	土間

③セメントの種別　※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種(6.3.1)(6.13.2)(表6.3.1)
・高炉セメントＢ種　・フライアッシュセメントＢ種
・早強ポルトランドセメント　・普通エコセメント

④骨材の種類　アルカリシリカ反応による区分　※Ａ(6.3.1)(6.5.4)
フェロニッケルスラグ細骨材等　※使用しない　・使用（部位：　）

⑤混和材料　※混和剤は、JIS Ａ 6204（コンクリート用化学混和剤）によるＡＥ剤、(6.3.1)(6.3.2)
ＡＥ減水剤又は高性能ＡＥ減水剤とする。
・混和材　※フライアッシュ(JIS Ａ 6201)

⑥調合管理強度　構造体強度補正値（Ｓ）(6.3.2)(表6.3.2)(6.12.2)
（普通ポルトランドセメント）

打　設　期　間	補正値(N/㎟)	備　考
3/ 1～7/9　9/ 9～11/23	3.0	
11/24～2/28	6.0	
7/10～9/ 8	6.0	暑中コンクリート

※提出書類はＡ４版とする。

※産業廃棄物税
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。

四日市市都市整備部営繕工務課
一級建築士　登録　第　号
四日市市諏訪町１番５号

工事名　鵜の森公園南東便所整備工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
令和８年３月	特記仕様書（１） 令和8年3月版	—	A-01 /

6章 コンクリート工事

⑦型枠
外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し　⊙20　※図示　(6.8.1)
打ち継ぎ目地　※幅 20×深さ 10　⊙図示　(6.6.4)(9.7.3)
ひび割れ誘発目地　※幅 20×深さ 10　⊙図示　(6.8.1)(9.7.3)
せき板の種類　※厚さ 12㎜　・　(6.8.2)
※下記のいずれかとする。
(1)「コンクリート型枠用合板の農林規格」による表面加工品
(2)「コンクリート型枠用合板の農林規格」によるB－C
(3)床型枠用鋼製デッキプレート
打ち放し仕上げの種別　(6.2.5)(表6.2.4)

種別	施工箇所	
・A 種		
※B 種	見えかかり部、ケイ酸質系塗布防水施工部	
・C 種		

⊙スリーブ材料　(6.8.2)(表6.8.1)
材種　※標仕6.8.2(9)による
・鋼管　⊙硬質塩化ビニル管　・溶融亜鉛めっき鋼板　・つば付き鋼管

⑧フレッシュコンクリート試験・強度試験　(6.9.2)(6.9.3)(表6.9.1)(表6.9.2)
※コンクリートの強度試験の試験回数は、下記による。
20㎥ 以下の場合の試験については、監督職員の指示による。
20～50㎥ の場合は任意の一車より試料を採取し、各３個供試体を作成する。
50㎥ 以上は 標仕6.9.3(1) による。

9 軽量コンクリートの種別　設計基準強度　Fc (N/㎟)　・18　・21　・　(6.10.2)(表6.10.1)
種 別　※1種　・2種　施工場所（　）
気乾単位容積重量 (t/㎥)（※1.8～2.1t/㎥程度　・　）

10 マスコンクリート　・適用箇所（　）　(6.13.1)
セメントの種類　※高炉セメントB種　(6.13.2)
スランプ　※15㎝　(6.13.2)

⑪無筋コンクリート　材料・品質　(6.14.2)(6.14.3)
組骨材の最大寸法(㎜)　（捨ｺﾝｸﾘｰﾄ及び防水押えｺﾝｸﾘｰﾄの場合　※25　・　）

種類	スランプ	設計基準強度 Fc (N/㎟)	施工箇所
普通コンクリート	※15又は18	※18	ﾗｯﾌﾟﾙｺﾝｸﾘｰﾄ、捨てｺﾝ
	・	・	

7章 鉄骨工事

1 鉄骨製作工場　・監督職員の承諾する工場　(7.1.3)
・全国鉄構工業協会、日本鉄骨評価センター　認定工場（下記認定グレード以上）
（・S　・H　・M　・R　・J）

2 施工管理技術者　※適用する　・適用しない　(7.1.4)

3 鋼材　鋼材の材質、規格　(7.2.1)(表7.2.1)

材質	品名又は使用箇所	規格
・SS 400		※JISの規格品
・SSC 400		※JISの規格品
・SN 400		※JISの規格品
・SN 490		※JISの規格品
・STKR 400		※JISの規格品
・		

4 高力ボルト　※トルシア形高力ボルト　・JIS形高力ボルト　・溶融亜鉛めっき高力ボルト　(7.2.2)

5 普通ボルト　※標仕表7.2.3による　(7.2.3)

6 アンカーボルト　材質　・一般構造用圧延鋼(JIS G 3101)　※SS400　・SS490　(7.2.4)
・ABR400　・ABR490

7 ターンバックル　胴の種類　※割枠式　・　ボルトの種類　※羽子板ボルト　・　(7.2.6)

8 デッキプレート　※JIS G 3352　・（　）　(7.2.7)(6.8.3)
構造床　・材質（　）・形状（　）・寸法（　）
合成ｽﾗﾌﾞ　・材質（　）・形状（　）・寸法（　）
その他　・

9 材料試験等　※ＪＩＳ規格品の鋼材で断面の異なるごとに、それぞれ１t未満の場合で軽微な部材については、監督職員の承認を受けて規格証明書等の提出を省略することができる。　(7.2.10)

10 工作　※縁端距離、ボルト間隔及びゲージ等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による　(7.3.2)

11 仮組み　・実施する　※実施しない　(7.3.10)

12 高力ボルト接合　すべり係数試験　・実施する　※実施しない　(7.4.2)
試験方法（　）、試験片の摩擦面の状態（　）

13 施工管理技術者　※溶接施工管理技術者をおく　・適用しない　(7.6.2)

14 溶接施工　エンドタブの種類　※鋼製タブ　(7.6.7)
代替タブを使用する場合は、セラミックスタブとし、以下の書類を提出し、監督職員の承諾を得ること。
・セラミックスタブの使用実績
・AW検定協議会の代替エンドタブ技量認定資格者または日本エンドタブ協会によるエンドタブ施工講習（溶接技能者・固形タブ・A級）修了者の資格証
・鉄骨製作工場における施工実績
エンドタブの切断　・行う（　）　・行わない
スカラップ　※改良型スカラップ

15 溶接部の試験　外観検査　自主検査　※全数　第三者検査　※全数　(7.6.11)(7.6.12)
超音波探傷試験　自主検査　※全数
第三者検査　ＡＯＱＬ　※レベルⅡ　・レベルⅠ
検査水準　※第６水準　・図示

試験箇所	試験方法
完全溶込み溶接部（板厚6㎜以上）	※標仕7.6.12(4)による ・図示

16 デッキプレートの溶接　(a) ※アークスポット又は隅肉溶接　・　(7.7.8)
(b) 合成スラブの溶接　※焼き抜き栓溶接

17 さび止め塗料　・鉄骨造の鉄部錆止め塗料の種別は 標仕18.3.1 の下記とする。　(7.8.4)
・JIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)
・DP塗装の場合　JIS K 5552 + JIS K 5551(2回)
耐火被覆材の接着する面の塗装　・行わない　・行う（　）

18 耐火被覆　(7.9.2～7.9.8)

種別		所要性能及び適用構造部位
・耐火材	・乾式吹付けロックウール	
吹付け	・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
・耐火板張り		
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火塗料		

19 アンカーボルト等の設置　・構造用アンカーボルト　・図示　(7.10.3)(表7.10.1)
・建方用アンカーボルトの保持及び埋込み　・Ａ種　※Ｂ種
均しモルタルの工法　※Ａ種　・Ｂ種　(表7.10.2)
・無収縮モルタル（プレミックスタイプ）下記同等品とする
プレユーロックス（太平洋マテリアル）　マスターフロー870グラウト（BASFポリス）
ノンシュリンクライトグラウト（ＡＢＣ商会）　デンカタスコン（電気化学工業）
（社）公共建築協会の評価を受けているもの

20 溶融亜鉛めっき工法　施工管理技術者　※適用する　・適用しない　(7.12.2～7.12.5)

亜鉛めっきの種別	材料	適用部位
Ａ種	最低板厚6㎜以上の形鋼、鋼板	
Ｂ種	最低板厚3.2㎜以上、6㎜未満の形鋼、鋼板	
Ｃ種	普通ボルト、アンカーボルト 最低板厚1.6㎜以上、3.2㎜未満の形鋼、鋼板	

高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理　・ブラスト処理　・りん酸塩処理
・ブラスト処理　標仕7.12.5による。
・りん酸塩処理　処理方法及びすべり耐力等の確認方法に関する資料を提出すること。

8章 コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

1 補強コンクリートブロック造の材料　(a)種類　・16 N/㎟　普通ブロック　厚さ　・100　・120　・150　・　(8.2.2)
・16 N/㎟　防水ブロック　厚さ　・100　・150
表8.2.2以外のコンクリートの設計基準強度(Fc)　※21N/㎟　・　(8.2.4)

②コンクリートブロック帳壁及び塀　(a)種類　※表8.3.1 による　厚さ　⊙100　・120　・150　(8.3.2)
(b)コンクリートの設計基準強度(Fc)　※21N/㎟　・
(C)各部の配筋　※標仕 各部配筋参考図 7.3による　・図示

3 ALCパネル　(8.4.2～8.4.5)(表8.4.2～4)

種類	単位荷重(N/㎡)	厚さ(㎜)	耐火性能	取付け工法(種別)
・外壁パネル	・1180　・1960	※100　・		・A種　・B種
・間仕切パネル		※100　・		・C種　・D種
・屋根パネル	・980	※100　・		※標仕表8.4.4 による
・床パネル	・2350　・3530	・100　・150	・有　・無	

外壁目地幅　・　㎜　・製造所の仕様による　(8.4.3)
耐火目地材　・　(8.4.2)

4 押出成形セメント板　※厚物(厚さ50㎜以上)
種類　※無石綿タイプ　(8.5.2～8.5.4)(表8.5.1～2)

施工箇所	表面形状	厚さ(㎜)	工法	耐性能
・外壁	※フラットパネル	・50・60	・A種	※有り
			・B種	・無し
・間仕切り	※フラットパネル	・50・60	・B種	※無し
			・C種	・有り

・薄物(厚さ50㎜未満)

・パネルの開口及び欠き込み　(8.5.5)

		開口の大きさ	切断後のﾊﾟﾈﾙの残り部分の幅
パネルに開口を設ける場合	短辺	パネル幅の１／２以下	１５０㎜以下
	長辺	５００㎜以下	３００㎜以下
パネルを切り欠く場合	短辺	(ﾊﾟﾈﾙ幅－３００㎜) 以下	３００㎜以下
	長辺	５００㎜以下	３００㎜以下

9章 防水工事

1 アスファルト防水　アスファルトの種類　※3種　(9.2.2)
端部押え金物　※既製アルミニウム製Ｌ－30×15×2.0程度　・
屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材
材質　※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き）
厚さ (㎜)　※35
屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材
材質　※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
厚さ (㎜)　※35
絶縁用シート　・ポリエチレンフィルム 厚0.15㎜以上　・フラットヤーンクロス
乾式保護材　製造所　・
防水保護のれんがの種類　※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ
施工標識　※設ける　・設けない
防水層の種類、種別　(9.2.3)(表9.2.3～9)
・屋根保護防水　・Ａ－１　・Ａ－２　・Ａ－３　・ＡＩ－１　・ＡＩ－２　・ＡＩ－３
・Ｂ－１　・Ｂ－２　・ＢＩ－１　・ＢＩ－２
・屋根露出防水　・Ｄ－１　・Ｄ－２　・ＤＩ－１　・ＤＩ－２
・屋内防水　・Ｅ－１　・Ｅ－２
仕上塗料（屋根露出防水）　※種類および使用量は製造所の仕様による
絶縁工法における脱気装置
※設ける　材質（　）設置数量（　）　・設けない
ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい　※図示による　(9.2.4)

2 保護層等の施工　・保護コンクリートの厚み　※８０㎜　・　(9.2.5)
・立上り部の保護　・乾式保護材　・れんが押え
・コンクリート押え　・モルタル押え

3 改質アスファルトシート防水　(9.3.2～9.3.4)(表9.3.1～3)

種別	施工箇所	仕上げ塗料

仕上げ塗料の使用量　※メーカー仕様による　・
露出防水絶縁断熱工法に用いる断熱材
材質　※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
厚さ (㎜)　※35

脱気装置　・設ける　材質（　）設置数量（　）　・設けない
施工標識　※設ける　・設けない

4 合成高分子系ルーフィングシート防水　(9.4.2～9.4.4)(表9.4.1～3)

種別	厚さ(㎜)	施工箇所	仕上げ塗料	仕様区分
				※非歩行
				・軽歩行

仕上げ塗料の使用量　※メーカー仕様による　・
可塑剤移行防止用シート　※発泡ポリエチレンシート　・
機械固定工法に用いる断熱材
※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
接着工法に用いる断熱材
※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
・ポリエチレンフォーム断熱材
施工標識　※設ける　・設けない

⑤塗膜防水　(9.5.2～9.5.4)(表9.5.1～2)

種別	施工箇所	備考
X-2	屋根 平場・立上り　パラペット天端	遮熱トップコート(カラー) (日射反射率50%以上)

仕上げ塗料の使用量　※メーカー仕様による　・
脱気装置　・設ける　材質（　）設置数量（　）　⊙設けない
・Ｙ－２における保護層（　）
施工標識　※設ける　・設けない

⑥ケイ酸質系塗布防水　・適用部位及び防水層の位置　(9.6.1)

(9.6.2～9.6.4)(表9.6.1)

種別	施工箇所	備考
※Ｃ－SUI	ピット・外壁(土と接する部分)	
・Ｃ－SUP		

施工標識　※設ける　・設けない

7 その他防水　・工　法　Y-1
施工標識　※設ける　・設けない

⑧保証期間　防水の保証期間は原則、表面仕上材塗替なしで10年とする。ただし、既存の劣化等の状況により保証ができない場合は、保証できない理由を明確にし、監督職員と協議を行うこと。

⑨シーリング　※下表以外は、標仕表9.7.1 による　(9.7.2)(表9.7.1)

施工箇所	シーリング材の種類(記号)
WC・詰所：面台	SR-1
目地	PU-2
建具廻り	MS-2

接着性試験　※行わない　・行う　(9.7.5)
・簡易接着性試験　・引張接着性試験
目地寸法　※図示による　・　(9.7.3)

10章 石工事

1 施工一般　石材の割付　・図示による　(10.1.3)
※取合い部は、標仕10.1.3(1)の(ｱ)及び(ｲ)による

2 天然石張り　石の種類・表面仕上げ　(10.2.1)(表10.2.1～2)

施工箇所	種類	産地・名称	厚さ(㎜)	仕上げの種類

3 テラゾ張り　種石の種類　※大理石　・　(10.2.1)
形状・寸法　※図示
表面仕上げ　※本磨き　・　(表10.2.2)

4 壁の石張り工法　外壁石張り　(10.3.2)(10.3.3)(10.5.2)(10.5.3)
・外壁湿式工法　・流し筋工法　・あと施工アンカー工法
※あと施工アンカー,横筋流し工法
・乾式工法（　）
・石裏面処理　・行う（・小口共）
・裏打ち処理　・行う
・ドレンパイプ　※ステンレスSUS304　・
内壁石張り　(10.4.2)(10.4.3)(10.5.2)(10.5.3)
・空積工法　※あと施工アンカー横筋流し工法　・あと施工アンカー工法
・乾式工法（　）
・石裏面処理　・行う（・小口共）
・裏打ち処理　・行う

5 床及び階段の石張り　石張りの裏面処理　・行う　(10.6.2)(10.6.3)

11章 タイル工事

①目地位置　伸縮目地の位置　⊙標仕表11.1.1による　・図示による　(11.1.3)

②セラミックタイル張り　タイルの種類　(11.2.1)

施工箇所	形状寸法(㎜)	用途による区分	耐凍害性 無	耐凍害性 有	色調 標準	色調 特注	うわぐすり 無釉	うわぐすり 施釉	役物 無	役物 有
WC 床	100×100	・屋内 ⊙床 ⊙屋外 ・壁	※	・	※	・	⊙	・	⊙	・
WC ﾗｲﾆﾝｸﾞ巾木	100×100	⊙屋内 ・床 ・屋外 ⊙壁	※	・	※	・	・	⊙	⊙	・
		・屋内 ・床 ・屋外 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・床 ・屋外 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・

タイルの見本焼き　※行わない　・行う（※外壁タイル　）
タイルの試験張り　※行わない　・行う（※外壁タイル　・　）
※セラミックタイル型枠先付け工法に用いるタイルは耐凍害性を有するものとする

③張付け用材料　※保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とする。　(11.2.3)(11.3.3)
※有機質接着材の種類　(表11.3.1)
※タイプⅠ　・タイプⅡ
※セメント混和用ポリマーディスパージョンは JIS A6203による。
※既調合目地材は、実績等の資料を監督職員に提出する。

④壁タイル張り工法　※下表による。　・　(11.2.6)(11.3.5)(表11.2.3)(表11.3.2)

タイルの種別	タイルの寸法	工法	
内外装タイル	小口平 二丁掛 100角	・密着張り ⊙改良圧着張り ※壁タイル接着剤張り	
内装タイル以外のユニットタイル	50 二丁以下	・マスク張り ・モザイクタイル張り ※壁タイル接着剤張り	

躯体表面の処理　⊙行う　・行わない
・ＭＣＲ工法　・目荒らし工法
タイルの接着力試験　※行わない　・行う（※外壁タイル　・　）(11.1.7)

12章 木工事

1 表面仕上げ　※ブレーナー加工仕上げ程度　(12.1.4)
・超自動機械かんな仕上げ
・サンダー仕上げ

2 木材　木材の含水率　※Ａ種　・Ｂ種　(12.2.1)(表12.2.1)
・下地用針葉樹製材　※２級　・１級　(12.2.1)
・造作用針葉樹製材　・上小節（見え掛り面　）　(12.2.1)
・小　節（見え隠れ面・不透明塗料塗り　）
・広葉樹製材　・２級　※１級　・特級　(12.2.1)
・主要材の樹種
下地材　・杉　・松
造作材　・杉　・松　・ひのき

3 集成材又は単板積層材　集成材又は単板積層材の材質　(12.2.1)
ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種
集成材の等級

品名	規格・品質	芯材の種類	施工箇所
・造作用集成材	※１等　・２等	・たも　・なら　・しおじ	
・化粧ばり造作用集成材	※１等　・２等	・単一針葉樹	
・化粧ばり構造用集成材			
・造作用単板積層材			
・直交集成材			

4 床張り用合板　合板の材質　※標仕12.2.1(6)(ｱ)～(ｵ) による　(12.2.1)
合板の接着の程度の種類　※１類　・
板面の品質　※２等(広葉樹)又はＣ－Ｄ(針葉樹)　・
ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種

5 防腐処理　防腐処理は下記による　(12.3.1)
・行う　（施工箇所　）　※行わない
木材保存剤は、監督職員の承諾するものとする。

6 防蟻処理　防蟻処理は下記による　(12.3.1)
・行う　（施工箇所　）　※行わない
木材保存剤は、監督職員の承諾するものとする。

6 防虫処理　防虫処理は下記による　(12.3.2)
・行う　（施工箇所　）　※行わない

13章 屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺　(13.2.2)(13.2.3)(表13.2.1)

屋根ふき形式	材種	板の厚さ(㎜)	下ぶき
・かわら棒ぶき（心木なし）通し吊子 ・平ぶき	※塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ亜鉛めっき鋼鈑	※0.4㎜	※アスファルトルーフィング 940

2 折板葺　(13.3.2)(13.3.3)(表13.2.1)

形式	※重ね型　・はぜ締め形
形状(㎜)	山高（　）　山ピッチ（　）　板厚（　）
材料	※塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛めっき鋼板
断熱材	・有り（種別：　厚さ：　㎜）・無し
耐火性能	・３０分耐火　・無し
軒先面戸板	・有り　・無し

③とい材料　縦どい　材種　・硬質塩化ビニル管カラー(VP)　⊙SUS製　(13.5.2)(表13.5.1)
軒どい　材種　・硬質塩化ビニル雨どい　・表面処理鋼板　・ステンレス鋼板
とい受け金物　材料　※ステンレス製の市販品　・
取付ピッチ　※表13.5.2 による　⊙メーカー仕様による

4 鋼管製といの防露巻き　※行う　防露材　※標仕表13.5.3 による　・　(13.5.2)(表13.5.3)
防露巻き工法　※標仕表13.5.4 による　・　(13.5.3)(表13.5.4)
施工箇所　（　）
・行わない

四日市市都市整備部営繕工務課
一級建築士　登録　第　　号
四日市市諏訪町１番５号

工事名　鵜の森公園南東便所整備工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
令和８年３月	特記仕様書（２） 令和8年3月版	—	A-02 /

14章 金属工事

1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理　(14.2.1)(表14.2.1)

種　別	施工箇所
・ＢＢ−１種	
・ＢＢ−２種（・ﾌﾞﾗｳﾝ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝｶﾗｰ）	
・	

表面処理の膜厚試験　・行う　・行わない

2 鉄鋼の亜鉛めっき　亜鉛めっきの種別　(14.2.2)(表14.2.2)

表面処理方法	種　別	施工箇所
溶融亜鉛めっき	・Ａ種	
	・Ｂ種	
	・Ｃ種	
電気亜鉛めっき	・Ｄ種	
	・Ｅ種	
	・Ｆ種	

表面処理の品質　※品質証明書を提出する　・品質試験を行う　・

③軽量鉄骨天井下地材料　屋内　※19形　・　(14.4.2)(表14.4.1)
屋外　※25形　・

④軽量鉄骨壁下地材料　スタッド、ランナなどの種類　(14.5.3)(表14.5.1)
・50形　⊙65形　・90形　・100形　・標仕表14.5.1 による

(14.6.2)(表14.2.1)

5 金属成形板張り

形　状	製　法	材　種	寸法(mm)	厚さ(mm)	表面処理
・ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ形	・押出し ・ロール	・アルミニウム製			・ＢＢ−１種 ・ＢＢ−２種
・パネル形	※プレス ・				

伸縮継手　※設けない　・設ける（施工箇所は図示）　(14.6.3)
取付下地　※屋内19形　※屋外25形　野縁間隔　・300mm　・360mm　・

(14.7.2)(表14.2.1)(表14.7.1)

6 アルミニウム製笠木

種　類	呼称奥厚	表面処理	固定間隔	備　考
・250形	1.6以上	※ＡＢ−１種又は ＢＢ−１種	固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	隅角部等の役物は本体製造所の仕様による。
・300形	1.8以上			
・350形	2.0以上	・ＢＢ−２種 （　　）		

15章 左官工事

①モルタル塗り　防水モルタル　防水剤は下記製造所の製品とする。　(15.3.2)
セントラル工業（ＣＩＣ防水剤）　ボース（ボース防水剤）
ウォータイト（ウォータイトＢ号）　マノール（マノール防水剤）
保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とする。
混和剤は、JIS A 6203に基づくセメント混和用ポリマーディスパージョンとする。
吸水調整材の品質　※表15.3.2による
目　地　位　置　※図示による　・　(15.3.5)
種　別　※押し目地　・
・既成目地材

2 セルフレベリング材　種類、品質　※標仕表15.5.1 による。　(15.5.2)(表15.5.1)

種　類	厚　さ(mm)	施工箇所
※セメント系	※10　・	
・せっこう系	・	

③仕上塗材仕上げ　(15.6.2)(表15.6.1)

種　類	呼び名	仕上の形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・着色骨材砂壁状
	・内装薄塗材Ｅ	砂壁状じゅらく
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・ゆず肌状　・さざ波状
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状　・さざ波状　・凹凸状
	・外装薄塗材Ｓ	・砂壁状
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状
	・可とう形複層塗材ＣＥ	上塗材
	・複層塗材Ｅ	・水系アクリル
	・複層塗材ＲＥ	・水系アクリルシリコン
	・防水形複層塗材ＣＥ	
	・防水形複層塗材Ｅ	外観　※つやあり　・つやなし ・メタリック
・	⊙クリア塗装	上塗材 ⊙シリコン系

複層仕上塗材の耐候性　※耐候形3種　・　(15.6.2)
防火材料の指定
※屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。（　　）
建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種

16章 建具工事

1 防火戸　・防火戸（建築基準法に基づく認定）　・有り　・無し　(16.1.3)
・防火戸の自動閉鎖装置及び防火戸の煙感知器との連動装置　※図示

2 見本の製作等　・特殊な建具の仮組（建具番号　）　(16.1.4)

3 アルミニウム製建具　外部に面する建具(フロントサッシは除く)
コンクリート系下地及び鉄骨下地　(16.2.2)(16.2.4)(表16.2.1)

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・Ａ種	Ｓ−４	※Ａ−３	※Ｗ−４		※図示
・Ｂ種	Ｓ−５				
・Ｃ種	Ｓ−６	・Ａ−４	・Ｗ−５	・	

木下地　(16.2.2)(16.2.4)(表16.2.2)

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・Ｄ種	Ｓ−２	※Ａ−３	※Ｗ−３	・	※図示
・Ｅ種	Ｓ−３				

表面処理　※BB-1種　・BB-2種(・ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)
屋内建具
表面処理　※AC-1種又はBB-1種　・AC-2種又はBB-2種(・ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ)

・防音建具　遮音性の等級　・　・　(16.2.2)
・断熱建具　断熱性の等級　・　・
・耐震建具　面内変形追従性の等級　・　・

4 網戸　使用方法　※可動式　・固定式　(16.2.3)
網の材種　防虫網　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製
※ステンレス（SUS 316）製
網　目　※16〜18メッシュ
防鳥網　※ステンレス（SUS 304）線材　・

5 樹脂製建具　外部に面する建具　(16.3.2)(16.3.4)(表16.3.1)
コンクリート系下地及び鉄骨下地

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・Ａ種	Ｓ−４	Ａ−４	※Ｗ−４	・	※図示
・Ｂ種	Ｓ−５		・Ｗ−５		
・Ｃ種	Ｓ−６				

木下地　(16.3.2)(16.3.4)(表16.3.2)

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・Ｄ種	Ｓ−２	※Ａ−４	※Ｗ−３	・	※図示
・Ｅ種	Ｓ−３				

遮音性能　※Ｔ−１　・Ｔ−２
断熱性能　※Ｈ−４　・Ｈ−５

6 鋼製建具　・簡易気密型ドアセット　適用箇所：　(16.4.2)
気密性　※Ａ−３　・　水密性　※Ｗ−１　・
鋼板の厚さ（mm）　※標仕表16.4.2 による　・　(16.4.4)(表16.4.2)

⑦鋼製軽量建具　・簡易気密型ドアセット　適用箇所：　(16.5.2)
気密性　※Ａ−３　・
召合せ、縦小口包み板等の材質　(16.5.3)
※鋼　板　・ステンレス鋼板　・アルミニウム合金の押出形材
鋼板の厚さ（mm）　※標仕表16.5.1 による　・　(16.5.4)(表16.5.1)

8 標準型鋼製軽量建具　・製造所の仕様による　(16.5.6)

9 ステンレス製建具　ステンレス鋼板　※SUS304　・SUS430J1L　・SUS443J1　(16.6.3)
鋼板の厚さ（mm）　※標仕表16.6.1 による　・　(16.6.4)(表16.6.1)
表面仕上　※ＨＬ　・　(16.6.4)
曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（補強あり）　(16.6.5)

10 木製建具　建具材の含水率による種別　(16.7.2)(表16.7.1)
※Ａ種　・Ｂ種
フラッシュ戸
かまち、中骨の樹種　※標仕表16.7.2 による　・標仕表16.7.2 のむく材とする
表面材　※普通合板　・難燃合板　・特殊合板　・ＭＤＦ
ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種
※接着の程度は、水掛かりを１類、その他を２類とする。
・かまち戸　かまち（　　）　鏡　板（　　）
・ふすまの材料　※標仕表16.7.3　(表16.7.3)
・ふすまの上張りの種類　※新鳥の子　・　(押入れ内は雲花紙とする)
・ふすまの縁の仕上げ　※塗り縁(カシュー塗料２回塗り)
・生地縁（※ウレタンクリヤー塗装　・素地）

⑪建具用金物　金物の見掛かり部の材質　※標仕表16.8.1 による　・　(16.8.2)(表16.8.1)
モノロック　ゴール(UH)　美和ロック(U9HK)
シリンダー箱錠　ゴール(AS)　堀商店(No. 1110, 1171)
美和ロック(U9HM, MA, LH, LA)
シリンダー本締まり錠　ゴール(HD)　美和ロック(U9BH, DA)　堀商店(No. 1131)
ヒンジクローザー　※丁番型　・内蔵型　・
押板、とっ手　樹建工業　ユニオン

マスターキーについては下記による。　(16.8.4)
・グループ及びグランドマスターキーを製作し、鍵箱に整理し提出する。
・マスターキーを製作し、鍵箱に整理し提出する。
・一般キー（マスターキー装置付）のみパネルに整理して提出する。
⊙一般キー（マスターキー装置なし）のみパネルに整理して提出する。
・鍵　箱　既製品　（・30個用　・60個用　・120個用　・　）

12 自動ドア開閉装置　種　別　(16.9.2)(16.9.3)(表16.9.1〜4)

開閉方法	引き戸用検出装置の種類
※引き戸 （性能値は表16.9.1）	※光線センサー　・熱線センサー ・音波センサー　・光電センサー
・多機能トイレ用引き戸 （性能値は表16.9.2）	・電波センサー　・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ　・多機能トイレスイッチ

・凍結防止措置（適用箇所は建具表による）

⑬自閉式上吊り引き戸装置　性能　※標仕表16.10.1　・　(16.10.3)(表16.10.1)

14 重量シャッター　形式　・管理用シャッター　・外壁用防火シャッター　(16.11.2)
・屋内用防火シャッター　・防煙シャッター　・
開閉形式　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式　(表16.11.1)
外部に面するシャッターの耐風圧性能　（　　）N/m2
防火又は防煙シャッターの危害防止機構

※「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に定める基準に適合するもの。
シャッターケース（防火・防煙以外のもの）　・設ける　・設けない
※危害防止装置
15 軽量シャッター　開閉形式　※上部電動式（手動併用）　・手動式　(16.12.2)(表16.12.1)
スラット　材　質　※塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・
厚　さ　・0.5　・0.8
形　状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形
外部に面するシャッターの耐風圧性能　（　　）N/m2

16 その他のシャッター　・リンググリルシャッター
パイプ及びリングの種類　※ステンレス（SUS 304）　・
・スライディングドア　・アルミ　・スチール（消防合格品）

17 オーバーヘッドドア　セクション材料　※スチールタイプ　・アルミニウムタイプ　(16.13.2)
・ファイバーグラスタイプ
開閉方式　※バランス式　・チェーン式　・電動式
ガイドレール　※ステンレス鋼板　・溶融亜鉛メッキ鋼板
耐風圧性能　（　　）N/m²

⑱ガラス　ガラス材料　建具表による　(16.14.2)
ガラスブロック
形状寸法　・
ガラスの色　・無色　・着色（　　）
模様による種類　・拡張ガラスブロック　・指向ガラスブロック

ガラスの留め材
種別（区分は図示による）　※シーリング材(SR-1 ｼﾘｺｰﾝ系)　・ガスケット

19 ガラス用フィルム　品質は JIS A 5759 による。

名　称	種　類	張り面	性能等	施工箇所
※ガラス飛散防止フィルム	第２種	※内　面 ・外　面	※層間変位試験に適合するもの（B法）	

17章 カーテンウォール工事

1 性能　・耐風圧性（　　）　(17.1.1〜3)
・耐震性（　　）
・水密性（　　）
・気密性（　　）
・耐火性（　　）
・耐温度差性（　　）
・遮音性（　　）
・断熱性（　　）
※製造所標準仕様による

2 材料、形状及び仕上げ　製品の許容差　※表17.2.1　表17.3.1による　・　(17.2.3)(17.3.3)
製品の見え掛り部分の仕上げ　・

3 取付　主要取付部材の取付許容差　※表17.2.3　表17.3.2による　(17.2.5)(17.3.5)

18章 塗装工事

①材料　・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。　(18.1.3)
・次の箇所を除き防火材料とする。（　　）
建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種

②各面の素地ごしらえ　木部　(18.2.2)
不透明塗料塗り　※Ａ種　・　透明塗料塗り　※Ｂ種　・　(表18.2.1)
鉄面、亜鉛めっき面　(18.2.3)(18.2.4)
鉄面種別　・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種(ＤＰ塗装は※Ｂ種)　(表18.2.2)
亜鉛めっき面種別　・Ａ種　・Ｂ種　(表18.2.3)
モルタル及びせっこうプラスター面　(18.2.5)
種別　・Ａ種　※Ｂ種　(表18.2.4)
コンクリート、ＡＬＣパネル及び押出成形セメント板面　(18.2.6)
標仕18.2.6(1)の類　種別　・Ａ種　※Ｂ種　(表18.2.5)
標仕18.2.6(2)の類　種別　・Ａ種　※Ｂ種　(表18.2.6)
石こうボード及びその他ボード面　(18.2.7)
種別　・Ａ種　※Ｂ種　(表18.2.7)

3 さび止め塗料塗り　塗料種別　(18.3.2)
鉄鋼面　ＳＯＰの場合※Ａｓ種　・Ｂｓ種　(表18.3.1)
ＤＰの場合1回目錆止め塗りはＣｓ種、2,3回目はＤｓ種
ＥＰ−Ｇの場合　・Ａｓ種(　　)　※Ｂｓ種
亜鉛めっき鋼面　ＳＯＰの場合 ※Ａｚ種　・Ｂｚ種　(表18.3.2)
ＤＰの場合Ｂｚ種
ＥＰ−Ｇの場合　・Ａｚ種(　　)　※Ｃｚ種
錆止め塗料塗り　(18.3.3)
鉄鋼面　見え掛り（※Ａ種　・　）その他（※Ｂ種　・　）(表18.3.3)(表18.3.4)
亜鉛めっき鋼面 鋼製建具(※Ａ種　・　)その他（※Ｂ種　・　）(表18.3.5)(表18.3.6)

4 合成樹脂調合ペイント塗り(ＳＯＰ)　・木部　工法　屋外（※Ａ種・　）　屋内（※Ｂ種・　）　(18.4.2)(表18.4.1)
・鉄鋼面　工法　・Ａ種　※Ｂ種　(18.4.3)(表18.4.2)
・亜鉛めっき面　工法は、標仕表18.4.3　(18.4.4)(表18.4.3)

5 クリヤラッカー塗り(ＣＬ)　・木部　工法　・Ａ種　※Ｂ種　(18.5.2)(表18.5.1)

⑥アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(ＮＡＤ)　工法　・Ａ種　※Ｂ種　(18.6.2)(表18.6.1)

7 耐候性塗料塗り(ＤＰ)　・鉄鋼面　工法は、標仕表18.7.1　(18.7.2)(表18.7.1)
（ただし、6mm未満の鋼材の素地ごしらえはC種とする）
・亜鉛めっき面　工法は、標仕表18.7.2　(18.7.3)(表18.7.2)
上塗種別
・　JISK5659（１級）　ふっ素系樹脂塗料
・　JISK5659（２級）　シリコン系樹脂塗料
・　JISK5659（３級）　ポリウレタン系樹脂塗料
・コンクリート面、押出成型セメント板面
工法は、標仕表18.7.3　種別は(・A種　・B種　・C種)とする　(18.7.4)(表18.7.3)
上塗種別
・　JISK5658　主要原料　ふっ素樹脂(1級)
・　JISK5658　主要原料　シリコーン樹脂(2級)
・　JISK5658　主要原料　ポリウレタン樹脂(3級)

8 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(ＥＰ−Ｇ)　・ｺﾝｸﾘｰﾄ面、押出成形ｾﾒﾝﾄ板面、ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他のﾎﾞｰﾄﾞ面
工法　・Ａ種　※Ｂ種　(18.8.2)(表18.8.1)
・木部　工法は、標仕表18.8.2　(18.8.3)(表18.8.2)
・鉄鋼面　工法　・Ａ種　※Ｂ種　(18.8.4)(表18.8.3)
・亜鉛めっき鋼面　工法は、標仕表18.8.4　(18.8.5)(表18.8.4)

9 合成樹脂エマルションペイント塗り(ＥＰ)　工法　・Ａ種　※Ｂ種　(18.9.2)(表18.9.1)

10 ウレタン樹脂ワニス(ＵＣ)　表面仕上げの種類
※平滑仕上げ　・防滑仕上げ
工法　・Ａ種　※Ｂ種　(18.10.2)(表18.10.1)

11 ピグメントステイン塗り　木部　工法は標仕表18.11.1による　(18.11.2)(表18.11.1)
・ピグメントステイン塗り

12 木材保護塗料塗り(ＷＰ)　工法　・Ａ種　※Ｂ種　(18.12.2)(表18.12.1)

19章 内装工事

1 ビニル床シート、ビニル床タイル張り
・ビニル床シート　(19.2.2)

種　類	JISの記号	色　柄	厚さ(mm)
※発泡層のないもの	※ＦＳ　・	・無地 ※マーブル	※2.0mm　・2.5mm
・発泡層のあるもの		※柄物 ・無地	

工法　※熱溶接工法　・突付け(施工箇所:　)　(19.2.3)
接着剤　※標仕表19.2.1 による　・エポキシ、ウレタン樹脂系（　）　(19.2.2)

・ビニル床タイル　(19.2.2)

種　類	JISの記号	厚さ(mm)	備　考
※単層ビニル床タイル	ＴＴ	※2.0	
・複層ビニル床タイル	ＦＴ		
・コンポジションビニル床タイル	ＫＴ		

接着剤　※標仕表19.2.1 による　・エポキシ、ウレタン樹脂系（　）　(19.2.2)

・帯電防止床タイル　(19.2.2)

種　類	厚さ(mm)	性　能
※単層ビニル床タイル	※2.0	体積抵抗値 1.0x10⁹ Ω以下、又は漏えい抵抗値 1.0x10¹⁰ Ω未満
・複層ビニル床タイル		
・コンポジションビニル床タイル		

接着剤　※標仕表19.2.1 による　・エポキシ、ウレタン樹脂系（　）　(19.2.2)

ビニル幅木の高さ（mm）　※60　・75　・100

2 接着剤　壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種

3 カーペット敷き　(19.3.2)(19.3.3)(表19.3.1〜2)

施工箇所	種　類	種　別	色　柄	敷込み工法	帯電防止
	・織ｼﾞｭﾀﾝ	・Ａ種 ・Ｂ種 ※Ｃ種	※無地 ・柄物	※グリッパー	・行う ・行わない
	・タフテッド		※無地 ・柄物	※全面接着 ・グリッパー	・行う ・行わない

下敷き材　（・なし　※有り　JIS L 3204（反毛フェルト）第２種２号　厚８mm）
耐電性　※人体帯電圧3kV以下

・タイルカーペット　(19.3.2)(19.3.3)(表19.3.2)

パイル形状	種　類	寸法(mm)	総厚さ(mm)	施工箇所
※ループパイル	※第一種	※500×500	※ 6.5	
・カットパイル	・第二種	・	・	

4 合成樹脂塗り床　(19.4.2)(19.4.3)(表19.4.1〜表19.4.7)

種　別	仕上げの種類
・弾性ウレタン塗り床材	※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗り床材	※薄膜流し展べ仕上げ ・厚膜流し展べ仕上げ（※平滑　・防滑） ・樹脂モルタル仕上げ（※平滑　・防滑） ・防滑仕上げ

5 フローリング張り　(19.5.2〜19.5.6)(表19.5.1〜表19.5.6)

種　別	樹　種	工　法	仕上げ塗装等
※天然木化粧複合フローリング	※なら	※釘どめ工法(Ｃ種)	※塗装品
・単層フローリング	・ひのき	・接着剤併用釘留め	

ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

6 畳敷き材料　畳の種別　(19.6.2)(表19.6.1)
・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種(・KT- Ⅲ)

⑦石こうボードその他のボード張り　(19.7.2)(表19.7.1)
※石こうボード、その他ボード、合板の類で天井及び壁に使用されるものは、下記以外すべて防火材料の認定表示のあるものとする。
※合板類で、防火材料の特記がない場合

種　類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・石こうボード	ＧＢ−Ｒ	・12.5(不燃)　・9.5(準不燃)
・吸音用孔あき石膏ボード		・9.5　※12.5
・不燃積層せっこうボード	ＧＢ−ＮＣ	・9.5(不燃) 化粧無(下地張り用) 化粧有(ﾄﾗﾊﾟｰﾁﾝ模様)
・強化石膏ボード	ＧＢ−Ｆ	・12.5(不燃)　・15(不燃)　・
⊙シージングせっこうボード	ＧＢ−Ｓ	⊙9.5　※12.5
⊙化粧石こうボード	ＧＢ−Ｄ	※9.5　・12.5
⊙けい酸カルシウム板	0.8ＦＫ	無石綿 ※6　・8
・ロックウール吸音板	ＤＲ	※ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ(※9(不燃)　・12　・　) ・凹凸ﾀｲﾌﾟ(※12(不燃)　・15　・　)
・硬質木毛セメント板	ＨＷ	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板	ＮＷ	・15　・20　・25　・
・単板張り パーティクルボード		・無研磨板VN　・研磨板VS ・10　・12　・15　・18
・ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ	ＭＤＦ	
・メラミン樹脂化粧板		※1.2　・1.6
・ポリエステル樹脂化粧合板		※2.7　・4.0
⊙化粧けい酸カルシウム板	0.8FK	※0.6　・

合板類、繊維板、及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種
工法　(19.7.3)(表19.7.2)(表19.7.3)(表19.7.4)(表19.7.5)
・合板類の張り付け　・Ａ種　※Ｂ種　(表19.7.3)
・石こうボードの目地工法　(表19.7.5)
・継目処理工法（　）⊙突付け工法（下張り用　）
・目透し工法（　）
・石こうボードの石こう系接着剤による直張り工法　(19.7.3(5)による)
・（　）
※9.0mm未満の合板上張り留め付けはタッカー留めとする。

四日市市都市整備部営繕工務課
一級建築士　登録　第　号
四日市市諏訪町１番５号

工事名　鵜の森公園南東便所整備工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
令和８年３月	特記仕様書（３） 令和8年3月版	—	A-03

19章 内装工事

8 壁紙張り (19.8.2)(19.8.3)

施工箇所	品質	防火性能
	※量産ｸﾛｽ ・	・不燃 ・準不燃 ・難燃
		・不燃 ・準不燃 ・難燃
		・不燃 ・準不燃 ・難燃
		・不燃 ・準不燃 ・難燃
		・不燃 ・準不燃 ・難燃

モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ ・A種 ※B種 (表19.8.1)
コンクリート面の素地ごしらえ ・A種 ※B種 (表19.8.2)
せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらえ・A種 ※B種 (表19.8.3)
壁紙のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第3種

9 断熱材 (19.9.2)(19.9.3)

種類		施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・押出法ポリスチレンフォーム保温板	※2種b	※一般部	※25 ・	・ノンフロンのもの ・特定フロンを使用しないもの
	※3種b	・接地部分 ・	※25 ・	
・現場発泡断熱材	※A種1又はA種1H	※断熱材補修部分		・ノンフロンのもの
		・一般部	※15	・特定フロンを使用しないもの 難燃性・3級・2級
・断熱材兼用型枠	・木質系 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ系 ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系	※壁(図示の範囲)	※40以下	

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材の
ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第3種

10 ポリカーボネート樹脂板

施工箇所	厚さ	色	耐候性	防火性能
	・3 ・5 ・	・着色 ・無色 ・ブロンズ	※一般型 ・超耐候性	※有り(大臣認定) ・無し

・大臣認定 (・DW ・UW)

20章 ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア (20.2.2)

施工箇所	仕上り高(mm)	耐震性能	耐荷重性能	表面仕上げ材
			・3000N ・5000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット

スロープ及びボーダー ※製造所の標準仕様 ・図示

2 可動間仕切り (20.2.3)

構造形式	ﾊﾟﾈﾙ部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面仕上げ
※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式		※鋼板 (※0.6 ・0.8) ・	※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付け ・

遮音性 ・あり( ) ・なし
操作方法 ・手動式 ・電動式 ・部分電動式 (20.2.4)
パネル表面材(・) 遮音性(・)
パネル圧着装置の操作方法 (・)

④トイレブース パネル表面材 ※高圧メラミン樹脂系化粧板(アルミ製コナーエッジ付き) (20.2.5)
・ポリエステル樹脂系化粧板(アルミ製コナーエッジ付き)
脚部 (ｽﾃﾝﾚｽ製) ※幅木タイプ ㊀脚金物タイプ

5手すり

種類	材料の種別	表面処理
手すり	※ステンレス(SUS 304)	※ＨＬ程度 ・鏡面程度 ・
	・鉄	溶融亜鉛めっき 外部 ※Ｃ種 ・
		電気亜鉛めっき 内部 ※Ｅ種 ・

6 階段滑り止め (20.2.7)
材種、形状 ※ステンレス製ビニルタイヤ入り ・
寸法(幅) ※35mm ・ 取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法

7 黒板及びホワイトボード (20.2.9)

種類		寸法(mm)	色彩	備考
・黒板	※ホーロー		※緑・黒	※平面 ・曲面 ・
	※焼付け		※緑・黒	
・ホワイトボード	※ホーロー		※白	

8 表示 衝突防止表示 ※図示(市販品 ※ステンレス製 径約30mm ・) (20.2.11)
・なし
誘導標識、非常用進入表示等は市販品とし、その他は図示とする。 (20.2.12)

⑨タラップ

	※ステンレス(SUS 304)	※研磨無し ・
タラップ	・鉄	溶融亜鉛めっき 内外部 ※Ｃ種 ・

(20.2.14)

10 ブラインド

形式	種類	スラットの材種・幅(mm)	施工箇所
※横型	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金 ※25 ・	
・縦型	・1本操作コード ※2本操作コード	・アルミスラット ・80 ・クロススラット ・100	

11 ロールスクリーン 材種・品質( ) (20.2.15)
操作方法( )

12 カーテン (20.2.16)

施工箇所	名称・品質	ひだの種別	形式
		・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引 ・引分
		・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引 ・引分

防炎加工 消防庁認定の ㋑ とする
・カーテンレール ・アルミニウム製 ※ステンレス製 ※Ｃ型又はＤ型
カーテン生地の はぎれ ※半幅未満は使用しない ・ 一幅未満は使用しない
暗幕用カーテンの重なりは300mm以上とする。なお、重ねか所は下記による。
・両端 ・上部 ※召合わせ
表面材 ※ビニルレザー張り(防炎加工) ・

13 アコーディオンドア 形式 ・両開き ・片開き
折りたたみ幅(mm) ※約 230 ・約 120 ・

⑭点検口 天井点検口 ※アルミニウム製 (※額縁タイプ ・目地タイプ)
床点検口 ※アルミニウム製 ㊀ステンレス製(鍵付き)防水・防臭タイプ
受け枠(・)

15 流し台ユニット

種類	寸法	適用内容	規格・品質等
流し台	※1200 ・1500 ・1800	トラップ付	・優良住宅部品
コンロ台	※600 ・700 ・	バックガード付	・
つり戸棚	※1200 ・900 ・600		
水切棚	※1200 ・900	SUS製 1段式	※市販品

⑯天井見切縁 材種(※塩化ビニル製 ・アルミニウム合金)

17 くつふきマット

施工箇所	材種	寸法(mm)	受わく

18 フェンス

形式	高さ	網	基礎

製造所 ( )

19 旗ざお受金物 材種 ※ステンレス製 SUS 304 ・
製造所 ( )

20 旗ざお 形式 ・テーパー式 ・同一断面式 長さ( )
材質 ※アルミニウム合金 操作方法 ・ロープ式 ・ハンドル式

21 丸環 材種 ※ステンレス製(SUS 304) ・

22 救助袋 形式 ※斜降式 ・垂直式

23 屋根マンホール 形式 ※角形 ・丸形 寸法 ※ 600角 ・
材質 ※ＳＵＳ製 ・鋼板めっき製 ・

24 視覚障害者用誘導床材 材種 ・塩化ビニル系
・レジンコンクリート系 厚さ(mm) ※30 ・
・ 厚さ(mm) ・

25 車止め支柱 材質 (・ステンレス ・)
SUSチェーン(・有 ・無) ・上下式 ・抜き差し式 ・固定式

26 エキスパンションジョイント金物 材質 ・アルミ ・ステンレス
クリアランス ・50 ・100 ・
耐火性能 ・有り( ) ・無し

27 耐震スリット

方向	タイプ	耐火性能	防水性能
・垂直方向	※完全(全貫通型)スリット	・耐火型	・有り
・水平方向		・非耐火型	・無し

目地	内壁(幅×深さ)	外壁(幅×深さ)
目地材	シーリング剤(見え掛りのみ)	シーリング剤(内外とも)
目地寸法(mm)	※20×10 ・	※20×10 ・

21章 排水工事

1 排水管 排水管用材料 (21.2.1～2)(表21.2.1)

材質	管の種類	管形状(接合方式)
※硬質ポリ塩化ビニル管	※ＶＰ ・ＶＵ	
・遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管(※1種 ・2種)	・B形(ゴム接合)
・排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手	・ＤＶ	

2 排水桝及びふた 鋳鉄製マンホールふた (21.2.1)

種類		
・水封形 ・密閉形(ﾀｰﾊﾞｰﾊﾞｯｼｮﾝ式)		・T-2用 ・T-6用
・簡易密閉形(ﾊﾞｯｼｮﾝ式) ・中ふた付密閉形		・T-14用 ・T-20用

グレーチングふた (21.2.1)

材質	形式	種類	適用荷重	ﾒｯﾍﾟｰﾋﾟｯﾁ	上面形状
・鋼製	※受枠付き ・	・溝ふた用 ・桝ふた用 ・かさ上げ用 ・Ｕ字溝用	・歩行用	※細目	※凹凸形
・ステンレス製	ボルト固定 ※無し ・図示		・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	※普通目 ・細目	※平形 ・凹凸形

3 埋戻し土 種別 ・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 (21.2.1)(表3.2.1)

22章 舗装工事

1 路床 ・遮断層 厚さ(mm) ・ 材料 ※川砂、海砂、良質な山砂 ・ (22.2.2)
・路床安定処理 厚さ(mm) ・ 添加材料の種類
・盛土材料 種別 ・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 (22.2.3)(表3.2.1)
・フィルター層 厚み ・車道150mm歩道50mm ・ (22.2.2～3)(表21.2.2)

2 路床土の支持力比試験 ・行う(・乱した土 ・乱さない土) ・行わない (22.2.5)

3 路床締固め度の試験 ・行わない ・行う (22.2.5)

4 砂の粒度試験 ・行わない ・行う

5 路盤材料 路盤の厚さ 車道部(※150 ・)mm 歩道部(※100 ・)mm (22.3.2～5)
種別及び呼び名 ※クラッシャランＣ－40又はクラッシャランスラグＣＳ－40
再生クラッシャランＲＣ－40
締固め度の検査 ※行う (箇所) ・行わない

6 路盤の構成及び仕上がり ・標仕22.3.2(3)は適用しない (22.3.2)

個人情報取扱注意事項

個人情報の取り扱いに関する事項

(基本事項)
第１ この契約による工事の施工者(以下「乙」という。)は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
(施工者の義務)
第２ 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)67条に規定する義務を負う。
２ 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。
(秘密の保持)
第３ 乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
２ 乙は、この従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
３ 前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
(適正な管理)
第４ 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
２ 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
３ 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
４ 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又はこの作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

23章 植栽工事

7 アスファルト舗装 構成及び厚さ ・車道部の基盤なし 基層 ― 表層 50mm (22.4.2)
・車道部の基層有り 基層 50mm 表層 30mm
・歩道部 基層 ― 表層 30mm
配合その他 (22.4.4)
加熱アスファルト混合物等の種類 (表22.4.5～6)
表層 ※密粒度アスファルト混合物(13)又は密粒度アスファルト混合物(13Ｆ)
・細粒度アスファルト混合物(13)
試験練り ・行う ※行わない
切取り試験 ・行う ※行わない (22.4.6)
平たん性 ※通行に支障となる水たまりを生じない程度
アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない

8 コンクリート舗装 構成及び厚さ (22.5.2)

部位	厚さ(mm)	施工箇所
歩行者用通路	※70 ・	

コンクリート ※表22.5.1による ・ (22.5.3)(表22.5.1)
注入目地材 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ (表22.5.3)
厚さの試験 ・行う ※行わない (22.5.6)
平たん性 ※通行に支障となる水たまりを生じない程度

9 カラー舗装 構成及び厚さ ※標仕22.6.2による ・ (22.6.2)(表22.6.1)
舗装の種類 ・加熱系(・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物)
・常温系(・ニート工法 ・塗布工法)
車道部の基層 ・有り ※無し

10 透水性アスファルト舗装 厚さ ※歩道部３０mm ・ (22.7.2)
平たん性 ※著しい不陸がないもの
アスファルト ・歩道部 ※ストレートアスファルト (22.7.3)(表22.7.1)
試験練り ・行う ※行わない (22.7.4)
開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)

11 ブロック系舗装 目地材 ・砂 ・モルタル (22.8.2)
舗石の基層 ※コンクリート舗装 ・アスファルト舗装
平たん性 ※歩行に支障となる段差がない(３mm以下)
舗石の種類 ・形状 ・寸法
コンクリート平板の種類及び寸法 ※厚さ60mm ・ (22.8.3)
インターロッキングブロック 材質 形状
表面加工 種類 寸法
クッション材 ※砂 ・空練りモルタル

12 砂利敷き 材料 ・Ａ種(通路) ・Ｂ種(建物周囲その他) (22.9.2)

24章 植栽工事

1 植栽地の試験 ・標仕23.1.3を適用しない (23.1.3)

2 植栽基盤の適用 植栽基盤の整備 ・適用しない ・適用する( ) (23.2.2)
有効土層の面積及び厚さ ・面積 ・厚さ (表23.2.1)
植栽基盤の整備工法 種別※Ａ種(樹木) ※Ｂ種(芝等) ・Ｃ種 ・Ｄ種 (表23.2.2)

3 材料 植込み用土 ※現場発生土の良質土 ・客土 (23.2.3)
土壌改良材 ※バーク堆肥又は汚泥発酵肥料 ・ (23.2.3)

4 植樹 樹木の樹種、寸法、株立数、数量 ※図示による ・ (23.3.2)
支柱材 ※加圧式防腐処理丸太材 ・真竹
幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら ・こも ・

5 新植の工法 支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・八ッ掛け形 (23.3.3)
・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形

6 新植樹木の枯補償 枯補償の期間 ※引渡しの日から１年 ・ (23.3.4)

7 移植樹木の枯損処置 枯損処置を行う期間 ※引渡しの日から１年 ・ (23.3.6)

8 芝張り 芝 ※こうらい芝 ・野芝 (23.4.2)
吹付けは種用種子 ※洋芝類(量) ・ (23.4.2)
芝張りの工法 ※標仕 23.4.3 による (23.4.3)
吹付けは種の工法 ※標仕 23.4.4 による (23.4.4)

9 屋上緑化 土壌層の厚さ(cm) (23.5.2)
・排水層 ・軽量骨材 ・板状成形品 (23.5.3)
・土壌層 ・人工軽量土 ※改良土

暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除
四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成28年2月12日告示第38号)第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。
２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務
(１) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
(２) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
(３) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

障害者差別解消に関する事項

１．対応要領に沿った対応
(１) この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の請負(委託)を受けた者(以下「受注者(受託者)」という。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成２５年法律第６５号。以下「法」という。)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成２９年２月２８日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
(２) (１)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
２．対応指針に沿った対応
上記１に定めるもののほか、受注者(受託者)は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第１１条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

共通仕様書

(収集の制限)
第５ 乙及びその従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
(再提供の禁止)
第６ 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。
２ 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
３ 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。
(複写、複製の禁止)
第７ 乙及びその従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。
(持ち出しの禁止)
第８ 乙及びその従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
２ 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
３ 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。
(資料等の返還)
第９ 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
２ 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
(１) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
(２) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
３ 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
４ 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
(研修・教育の実施)
第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。
(苦情の処理)
第11 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
(定期報告及び事故発生時における報告)
第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２ 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(監査及び検査)
第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。
２ 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
(契約解除及び損害賠償)
第14 甲は、乙又はこの従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

四日市市都市整備部営繕工務課
一級建築士 登録 第 号
四日市市諏訪町１番５号

工事名 鵜の森公園南東便所整備工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
令和８年３月	特記仕様書(４) 令和8年3月版	―	A-04 /



工事場所：三重県四日市市鵜の森一丁目251

付近見取図

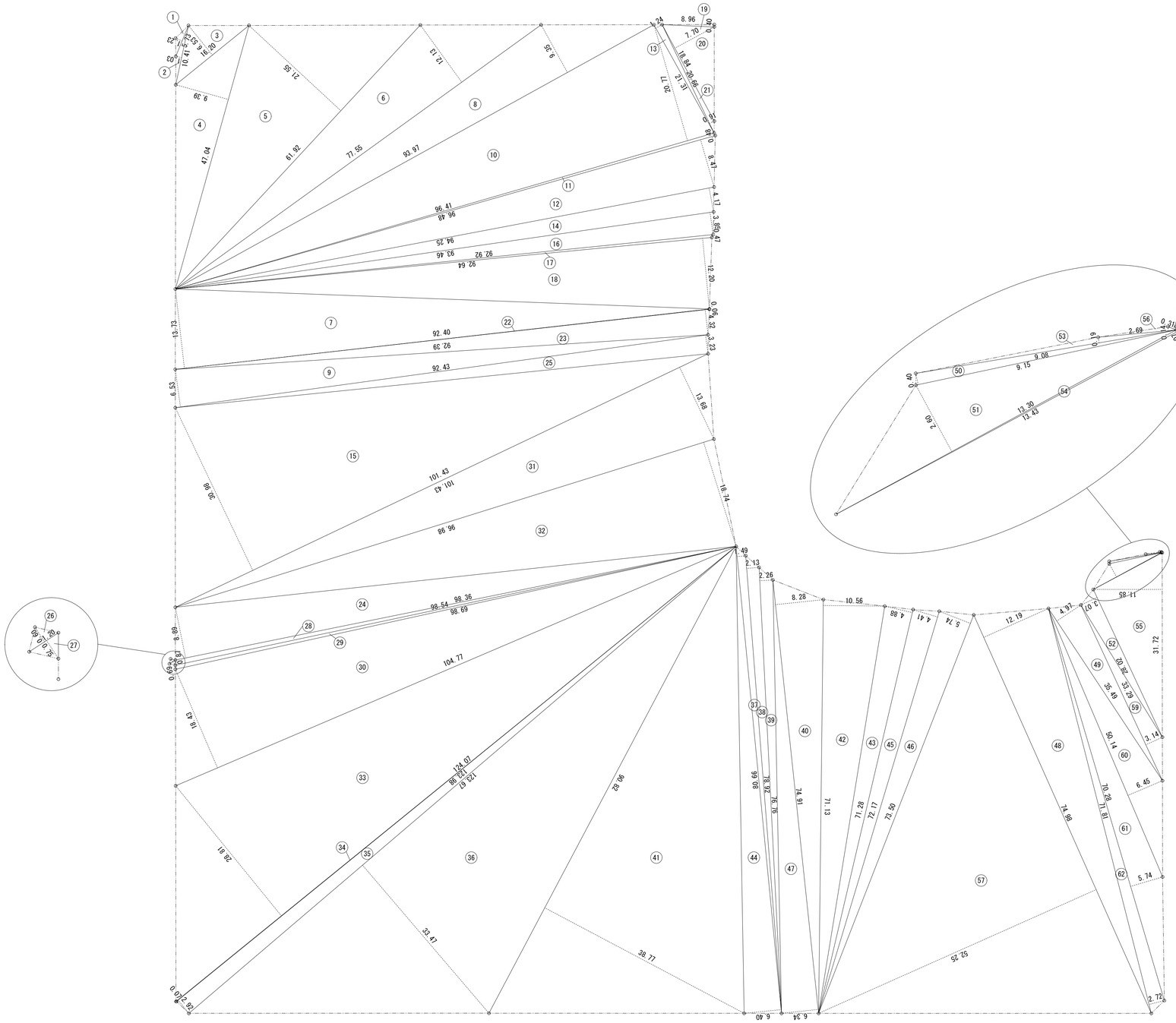


全体配置図 1/400

鵜の森公園南東便所整備工事	付近見取図・全体配置図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０
	A1：1/400		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/800		check	
			date 250620	

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士353678号 吉田和也

A-05


N
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
60
61
62
8.96
7.70
18.84
20.66
21.31
20.77
9.35
6.53
21.55
12.13
9.39
10.41
16.20
5.23
5.23
9.29
47.04
61.92
77.55
93.97
96.41
96.48
94.25
93.46
92.92
92.64
12.20
0.06
4.32
3.23
92.40
92.39
92.43
6.53
13.73
13.68
101.43
101.43
86.96
18.74
30.98
98.54
98.36
98.69
104.77
18.43
124.07
123.98
123.67
28.81
33.47
38.77
52.25
6.40
6.34
2.13
2.26
8.28
10.56
4.88
4.41
5.74
12.19
4.97
2.07
11.85
31.72
20.82
33.29
35.49
3.14
50.14
6.45
70.28
71.81
5.74
2.72
74.98
71.13
74.91
90.66
78.32
76.76
71.28
72.17
73.50
90.62
28.81
12.93
0.07
0.40
2.60
9.15
9.08
13.30
13.43
2.69
0.31
0.11
0.40
0.19
0.07
0.60
0.75
0.80
0.79
0.80
0.80
0.80

設計概要

建築場所	四日市市鵜の森一丁目251の一部	
地域	都市計画区域	■ 都市計画区域内（■ 市街化区域　□ 市街化調整区域　□ 区域区分非設定）
	用途地域	近隣商業地域
	防火地域	準防火地域
	法定構造	指定無し
	建蔽率	90%(角地+10%)　＞ 58.12 ÷ 2,879.03 × 100 ＝ 2.02 %
	前面道路による高さ制限	∠1.5
	隣地境界線による高さ制限の乗数	31m+∠2.5
	容積率	300%　＞ 43.84 ÷ 2,879.03 × 100 ＝ 1.53 %
面積表	敷地面積	2,879.03㎡
構造	主体	ＲＣ造　平屋建て
	基礎	壁式鉄筋コンクリート造 ベタ基礎

面積表		南東便所		合計	備考
建物別					
建築面積	㎡	58.12		58.12	
延床面積	㎡	43.84		43.84	

外部仕上表

部位	仕上
屋根	コンクリート金鏝 ウレタン塗膜防水(X-2)
外壁	コンクリート打放 クリア塗装
軒天	LGS(C25 耐風) ケイカル板 t=6.0 目透し張 NAD塗装
樋	ルーフドレン：鋳鉄製 φ75　竪樋：SUS製 φ75 掴み金物共
床	土間コンクリート t=150 洗出仕上
ピット	コンクリート金鏝
その他	ピクトサイン(平付型)：SUS製(シルク印刷) 150×150 程度
	造作流し台：研出仕上

特記事項

1. 内部仕上材料、造作、家具材料は全てＦ☆☆☆☆以上とする。
2. 石綿、クロルピリホスは使用しない。
3. 水まわりのPBは耐水PBとする。不燃要求のあるか所の耐水PBは不燃認定品とする。
4. 床仕上切替箇所は、SUS-FB(t=5.0 HL)にて見切ることとする。

内部仕上表

階	室名	床	巾木	壁	天井	廻縁	天井高	内装制限	備考
1	WC(M)	仕上：磁器質タイル 100角（敷モルタル）t=20～50	磁器質タイル 100角	コンクリート打放 クリア塗装	仕上：ケイカル板 t=6.0 目透し張 NAD塗装 下地：LGS(C25)	塩ビ	2,400	―	天井点検口・ライニング・トイレブース・汚垂石・造作流し台・床下点検口
	WC(W)	仕上：磁器質タイル 100角（敷モルタル）t=20～50	磁器質タイル 100角	コンクリート打放 クリア塗装	仕上：ケイカル板 t=6.0 目透し張 NAD塗装 下地：LGS(C25)	塩ビ	2,400	―	天井点検口・ライニング・トイレブース・SK・モップ掛け・造作流し台・床下点検口
	WC(H)	仕上：磁器質タイル 100角（敷モルタル）t=30～50	磁器質タイル 100角	コンクリート打放 クリア塗装	仕上：化粧PB t=9.5 下地：LGS(C19)	塩ビ	2,400	―	天井点検口
	倉庫	仕上：表面強化剤	―	コンクリート打放 クリア塗装	コンクリート打放 クリア塗装	―	2,700～2,860	―	
	ピット	仕上：コンクリート金鏝	―	―	―	―	―	―	人通孔 φ550・通水管 VU φ100 半丸・通気管 VU φ75

凡例

PB	石膏ボード
NAD塗装	アクリル樹脂系非水分散系塗料

法チェック表

階	室名		床面積(㎡)	排煙計算 必要面積 (A/50 ㎡)	対象建具	排煙計算 有効面積(㎡)	判定	換気計算 必要面積 (A/20 ㎡)		対象建具	換気計算 有効面積(㎡)		判定	採光計算 必要面積 (A/20 ㎡)	対象建具	採光計算 有効面積(㎡)	判定
1	WC(M)	非居室	13.96					13.96 / 20 ＝ 0.698	0.70		換気設備による						
	WC(W)	非居室	18.50					18.50 / 20 ＝ 0.925	0.93		換気設備による						
	WC(H)	非居室	6.62					6.62 / 20 ＝ 0.331	0.33		換気設備による						
	倉庫	非居室	4.76					4.76 / 20 ＝ 0.238	0.24	LSD-2	0.8 × 2.1 ＝ 1.68	1.68	OK				
	手洗場	外部	3.34														

仕上材同等品

床：表面強化剤	エスケー化研(SKバリヤーコート)
	ABC商会(セラミキュア)
	日本特殊塗料(NTクリスタルハードナー)
外壁・内壁：クリア塗装	エスケー化研(セラミクリート Si)
	ABC商会(ワイティーブルーフC)
	菊水化学工業(SA工法)

無窓階判定

床面積(㎡)	必要面積 (A/30 ㎡)		対象建具	有効面積(㎡)		判定	備考
43.84	43.84 / 30 ＝ 1.461	1.46	WC(M)入口	1.1 × 2.4 ＝ 2.64	2.64		W750以上×H1,200以上
			WC(W)入口	1.1 × 2.4 ＝ 2.64	2.64		W750以上×H1,200以上
				合計	5.28	普通階	

収容人員

階	従業者(人)	他(人)	収容人員(人)
1	―	14	14

43.84(㎡)/3.0(㎡/人)≒14.61

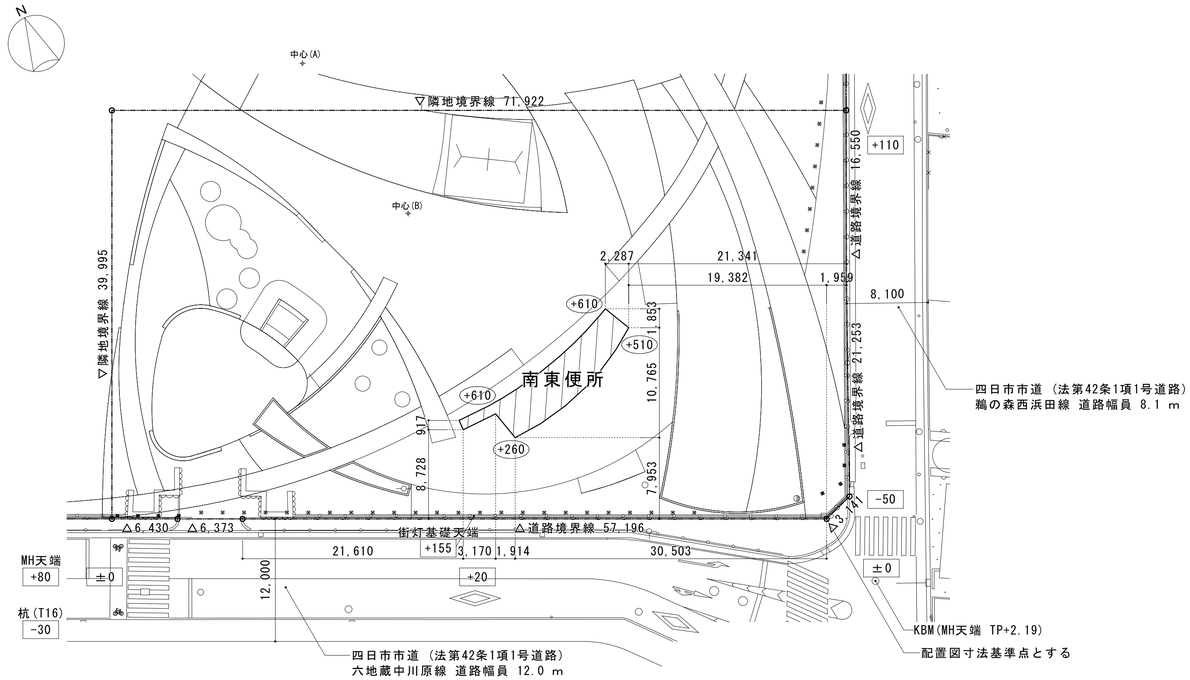
適用消防設備

・誘導標識　（任意設置）

鵜の森公園南東便所整備工事	建物概要・仕上表	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design　history	２５０３０
	A1：―		draw　YM	
	(50%縮小)A3：―		check	
			date　250620	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

A-07



配置図　1/300

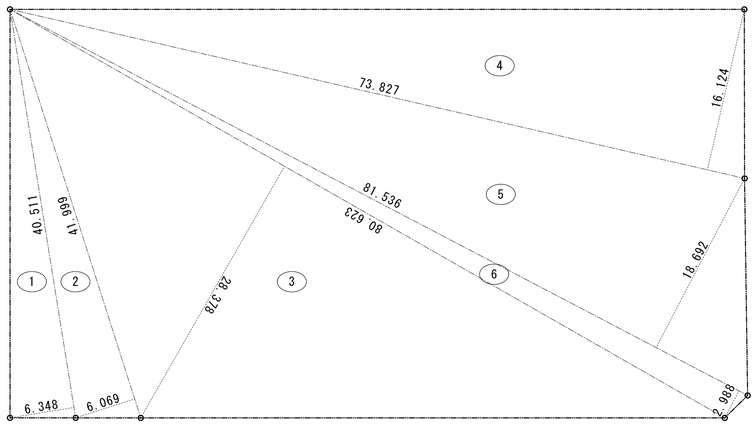
凡例

今回工事建物を示す

(***) 現況レベル(KBM±0)

(***) 計画レベル(KBM±0)

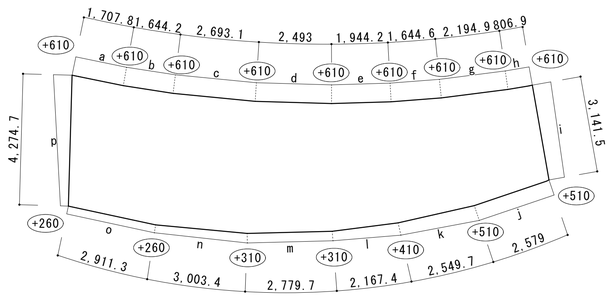
設計GL＝KBM+710



敷地面積算定表

番号	底　辺	高　さ	倍　面　積	面　積
1	40.511	6.348	257.163828	128.5819140
2	41.999	6.069	254.891931	127.4459655
3	80.623	28.378	2,287.919494	1,143.9597470
4	73.827	16.124	1,190.386548	595.1932740
5	81.536	18.692	1,524.070912	762.0354560
6	81.536	2.988	243.629568	121.8147840
合　計				2,879.0311405
敷地面積				2,879.03 ㎡

敷地求積図　1/300



	長さ(m)　　高さ(m)	面積(㎡)
a	1.7078 × 0.610～0.610	1.042
b	1.6442 × 0.610～0.610	1.003
c	2.6931 × 0.610～0.610	1.643
d	2.4930 × 0.610～0.610	1.521
e	1.9442 × 0.610～0.610	1.186
f	1.6446 × 0.610～0.610	1.003
g	2.1949 × 0.610～0.610	1.339
h	0.8069 × 0.610～0.610	0.492
i	3.1415 × 0.610～0.510	1.759
j	2.5790 × 0.510～0.510	1.315
k	2.5497 × 0.510～0.410	1.173
l	2.1674 × 0.410～0.310	0.780
m	2.7797 × 0.310～0.310	0.862
n	3.0034 × 0.310～0.260	0.856
o	2.9113 × 0.260～0.260	0.757
p	4.2747 × 0.260～0.610	1.859
合計	38.5354	18.590

平均地盤面 ＝ 18.590 ㎡ ÷ 38.5354 m
＝ 0.482 m
KBM+482mm　(設計GL-228)

平均地盤面算定図　1/100

凡例

(***) KBMからの計画レベルを示す

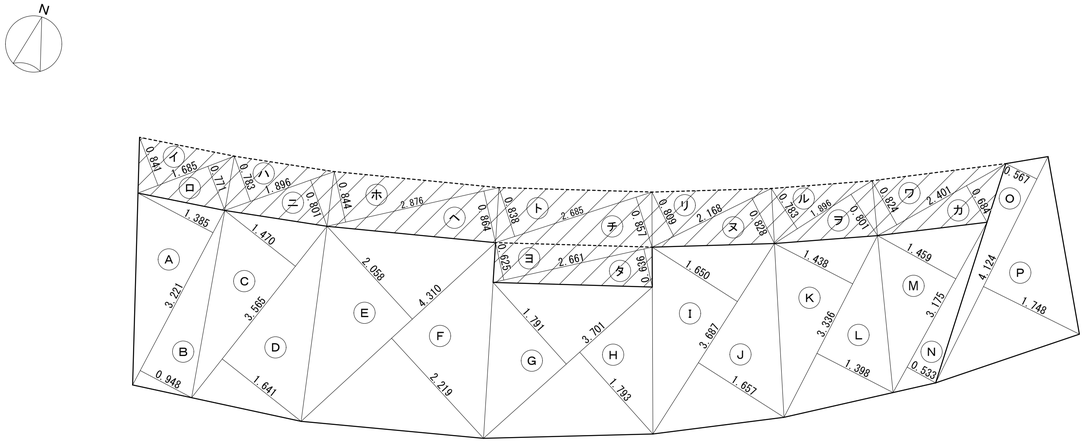
鵜の森公園南東便所整備工事	配置図・敷地求積図・平均地盤面算定図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	25030
	A1：1/100・1/300		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/200・1/600		check	
			date 250620	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

A-08

■面積予備算定表

記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
A	3.221 × 1.385 / 2 ＝	2.23
B	3.221 × 0.948 / 2 ＝	1.52
C	3.565 × 1.470 / 2 ＝	2.62
D	3.565 × 1.641 / 2 ＝	2.92
E	4.310 × 2.058 / 2 ＝	4.43
F	4.310 × 2.219 / 2 ＝	4.78
G	3.701 × 1.791 / 2 ＝	3.31
H	3.701 × 1.793 / 2 ＝	3.31
I	3.687 × 1.650 / 2 ＝	3.04
J	3.687 × 1.657 / 2 ＝	3.05
K	3.336 × 1.438 / 2 ＝	2.39
L	3.336 × 1.398 / 2 ＝	2.33
M	3.175 × 1.459 / 2 ＝	2.31
N	3.175 × 0.533 / 2 ＝	0.84
O	4.124 × 0.567 / 2 ＝	1.16
P	4.124 × 1.748 / 2 ＝	3.60
イ	1.685 × 0.841 / 2 ＝	0.70
ロ	1.685 × 0.771 / 2 ＝	0.65
ハ	1.896 × 0.783 / 2 ＝	0.74
ニ	1.896 × 0.801 / 2 ＝	0.75
ホ	2.876 × 0.844 / 2 ＝	1.21
ヘ	2.876 × 0.864 / 2 ＝	1.24
ト	2.685 × 0.838 / 2 ＝	1.12
チ	2.685 × 0.857 / 2 ＝	1.15
リ	2.168 × 0.809 / 2 ＝	0.87
ヌ	2.168 × 0.828 / 2 ＝	0.89
ル	1.896 × 0.783 / 2 ＝	0.74
ヲ	1.896 × 0.801 / 2 ＝	0.75
ワ	2.401 × 0.824 / 2 ＝	0.98
カ	2.401 × 0.684 / 2 ＝	0.82
ヨ	2.661 × 0.625 / 2 ＝	0.83
タ	2.661 × 0.636 / 2 ＝	0.84



面積求積図 1/50

■建築面積算定表

建築面積 (㎡)	Σ α（α＝A ～ P） ＝	43.84
	Σ α（α＝イ ～ タ） ＝	14.28
	計	58.12

■法定床面積算定表

法定延床面積 (㎡)	Σ α（α＝A ～ P） ＝	43.84
	計	43.84

■容積率対象床面積算定表

容積率対象延床面積 (㎡)	※法定床面積と同様	43.84

■施工床面積算定表

施工延床面積 (㎡)	Σ α（α＝1～34） ＝ ※各室面積算定表より	61.90
	計	61.90

■面積表

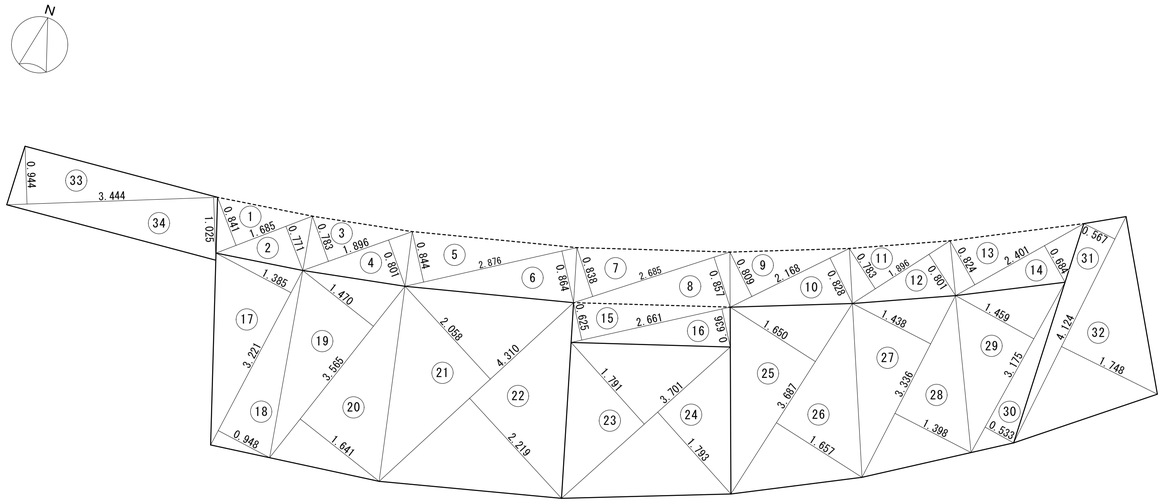
敷地面積 (㎡)		2,879.03
建築面積 (㎡)		58.12
延床面積 (㎡)		43.84
容積率対象延床面積 (㎡)		43.84
建蔽率	58.12 / 2,879.03 = 0.020187	2.02 %
容積率	43.84 / 2,879.03 = 0.015244	1.53 %
備考		

凡例
建築面積算入・床面積不算入
建築面積算入・床面積算入

鵜の森公園南東便所整備工事	面積求積図１	本図記入寸法は特記なき限り「m」単位とする	design history	２５０３０
	A1：1/50		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/100		check	
			date 250620	

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士353678号 吉田和也

A-09



面積求積図　1/50

ポーチ

記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
①	1.685 × 0.841 / 2 =	0.70
②	1.685 × 0.771 / 2 =	0.65
③	1.896 × 0.783 / 2 =	0.74
④	1.896 × 0.801 / 2 =	0.75
⑤	2.876 × 0.844 / 2 =	1.21
⑥	2.876 × 0.864 / 2 =	1.24
⑦	2.685 × 0.838 / 2 =	1.12
⑧	2.685 × 0.857 / 2 =	1.15
⑨	2.168 × 0.809 / 2 =	0.87
⑩	2.168 × 0.828 / 2 =	0.89
⑪	1.896 × 0.783 / 2 =	0.74
⑫	1.896 × 0.801 / 2 =	0.75
⑬	2.401 × 0.824 / 2 =	0.98
⑭	2.401 × 0.684 / 2 =	0.82
⑮	2.661 × 0.625 / 2 =	0.83
⑯	2.661 × 0.636 / 2 =	0.84
	計	14.28

WC(W)

記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
⑰	3.221 × 1.385 / 2 ＝	2.23
⑱	3.221 × 0.948 / 2 ＝	1.52
⑲	3.574 × 1.471 / 2 =	2.62
⑳	3.574 × 1.638 / 2 =	2.92
㉑	4.310 × 2.058 / 2 =	4.43
㉒	4.310 × 2.219 / 2 =	4.78
	計	18.50

WC(H)

記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
㉓	3.701 × 1.791 / 2 =	3.31
㉔	3.701 × 1.793 / 2 =	3.31
	計	6.62

WC(M)

記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
㉕	3.687 × 1.650 / 2 =	3.04
㉖	3.687 × 1.657 / 2 =	3.05
㉗	3.336 × 1.438 / 2 =	2.39
㉘	3.336 × 1.398 / 2 =	2.33
㉙	3.175 × 1.459 / 2 =	2.31
㉚	3.175 × 0.533 / 2 =	0.84
	計	13.96

倉庫

記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
㉛	4.124 × 0.567 / 2 ＝	1.16
㉜	4.124 × 1.748 / 2 ＝	3.60
	計	4.76

手洗場

記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
㉝	3.444 × 0.944 / 2 =	1.62
㉞	3.444 × 1.025 / 2 =	1.76
	計	3.34

鵜の森公園南東便所整備工事	面積求積図２	本図記入寸法は特記なき限り「m」単位とする	design history ２５０３０	
	A1：1/50		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/100		check	
			date 250620	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

A-10

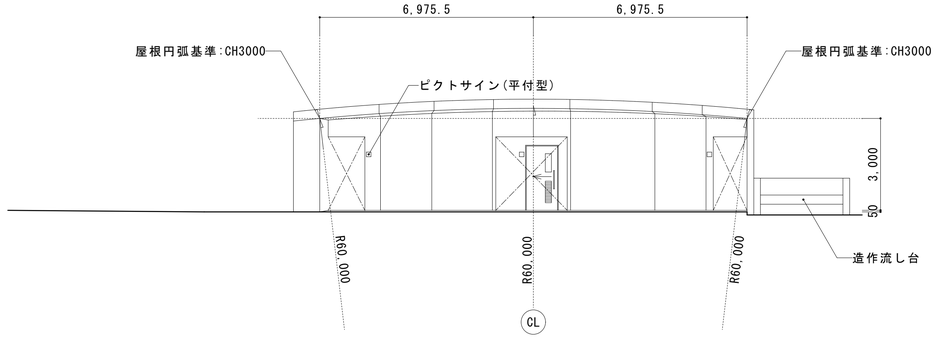


平面図　1/100　　中心(A)は配置図による

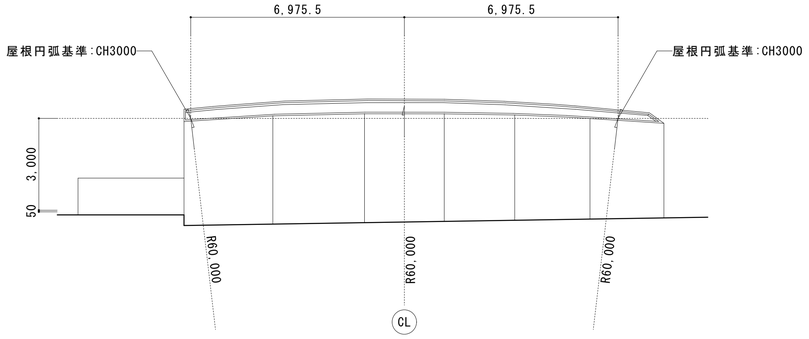
鵜の森公園南東便所整備工事	平面図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history　２５０３０	
	A1：1/100		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/200		check	
			date 250620	

一級建築士事務所　**株式会社 歩設計**　一級建築士353678号　吉田和也

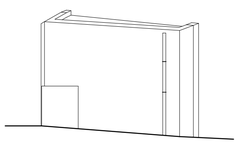
A-11



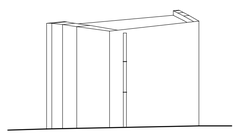
北東立面図　1/100



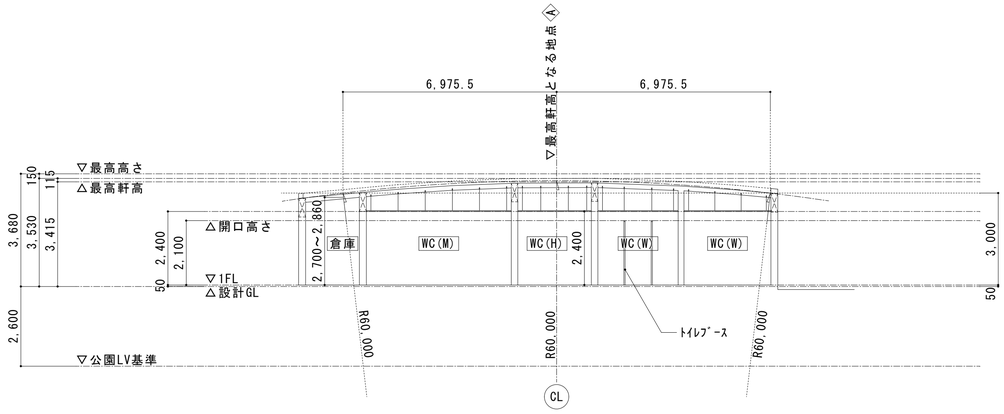
南西立面図　1/100



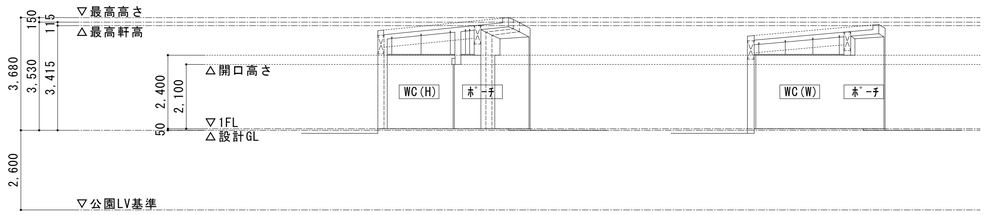
北西立面図　1/100



南東立面図　1/100



断面図１　1/100



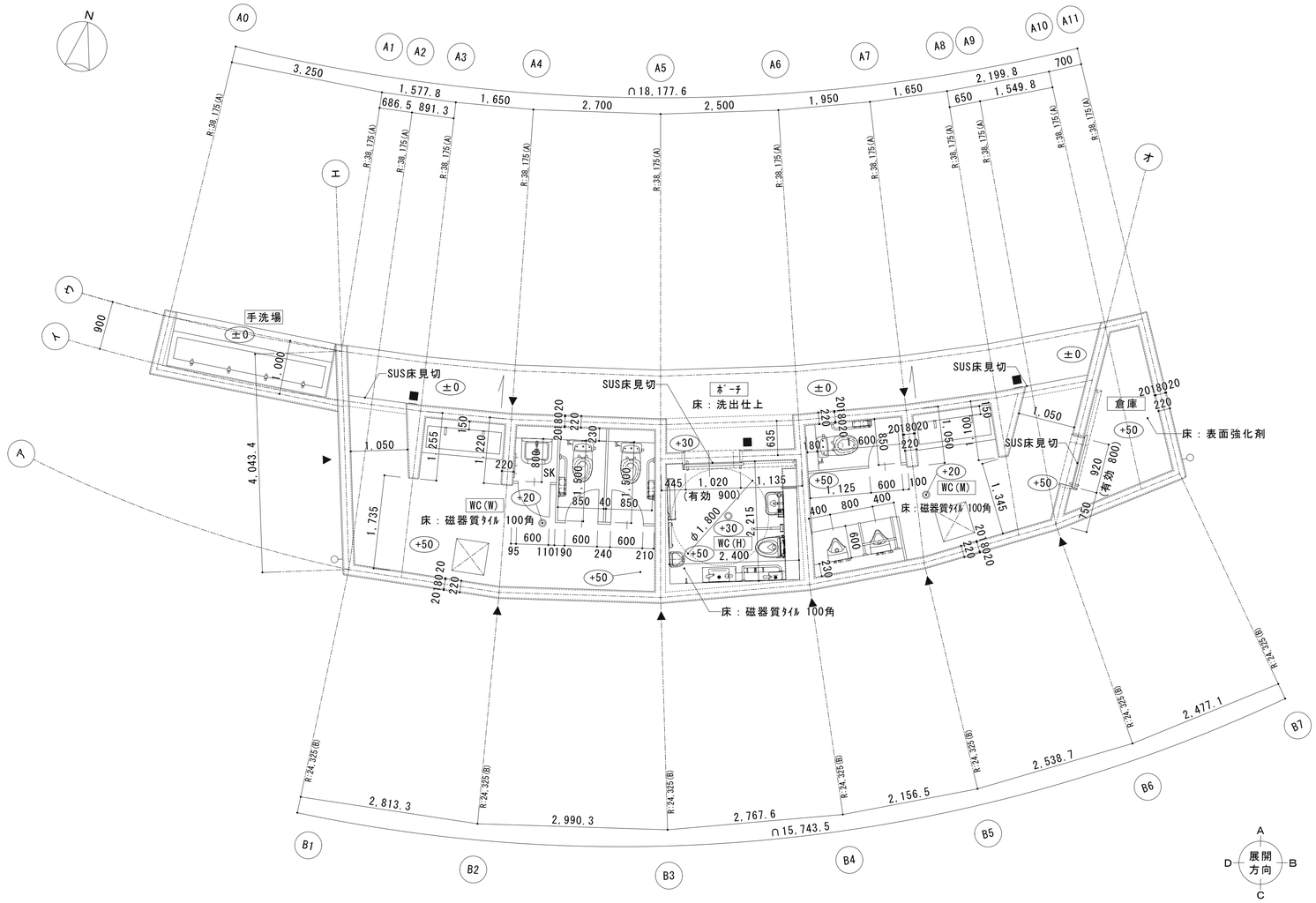
断面図２　1/100

断面図３　1/100

鵜の森公園南東便所整備工事	立面図・断面図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０
	A1：1/100		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/200		check	
			date 250620	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

A-12



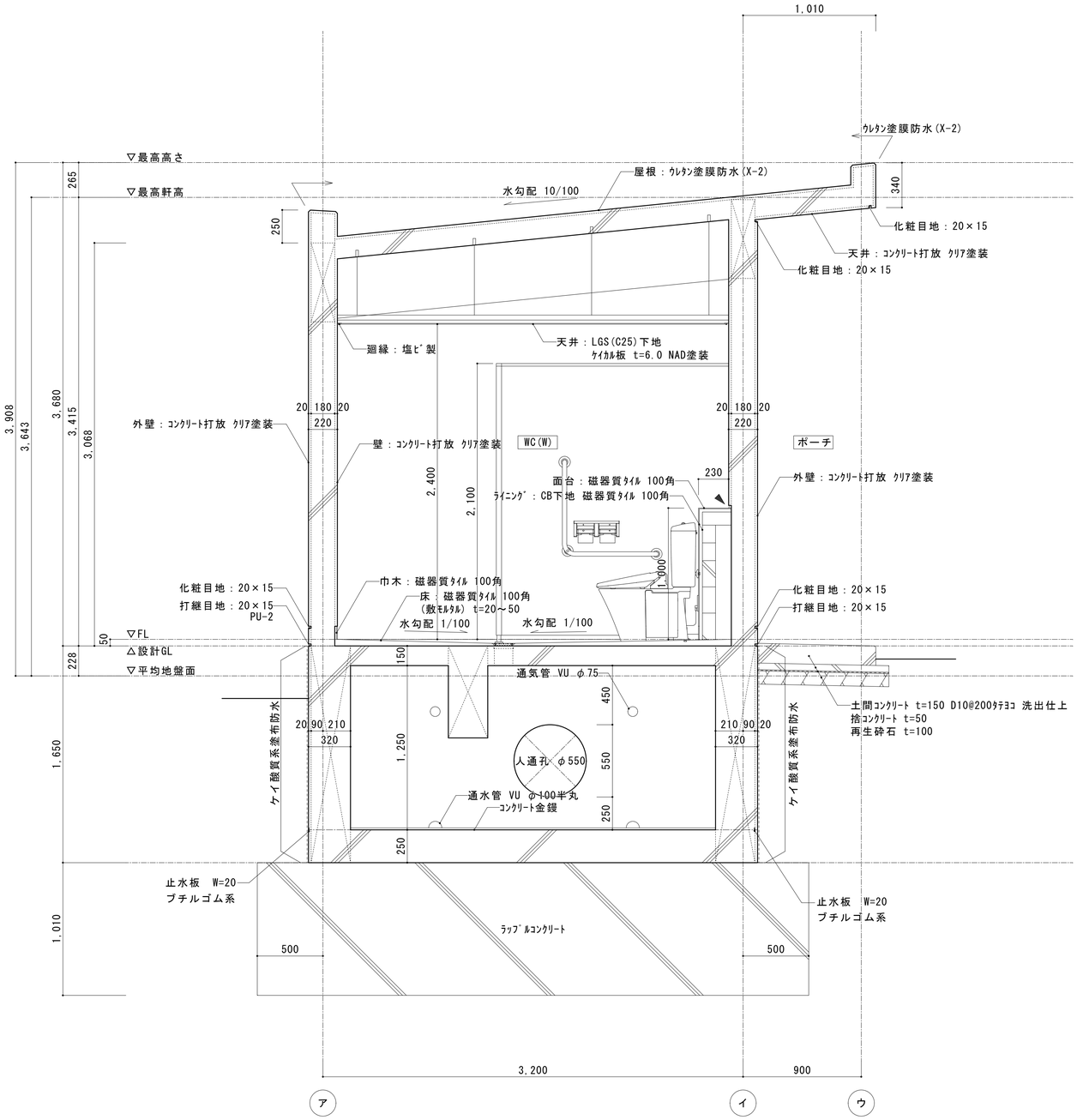
平面詳細図　1/50

凡例

- (***) 設計GLからの高さを示す
- ⊠ 床下点検口 600×600（防水・防臭タイプ）
- ■ ピクトサイン（平付型）SUS製 150×150程度
- ▲ 外壁誘発目地 シーリング PU-2 15×15
- ・小便器、大便器、SK面台：特記なき限り、磁器質ﾀｲﾙ 100角 W230

鵜の森公園南東便所整備工事	平面詳細図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０	A-13
	A1：1/50		draw YM		
	(50%縮小)A3：1/100		check		
			date 250620		

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也



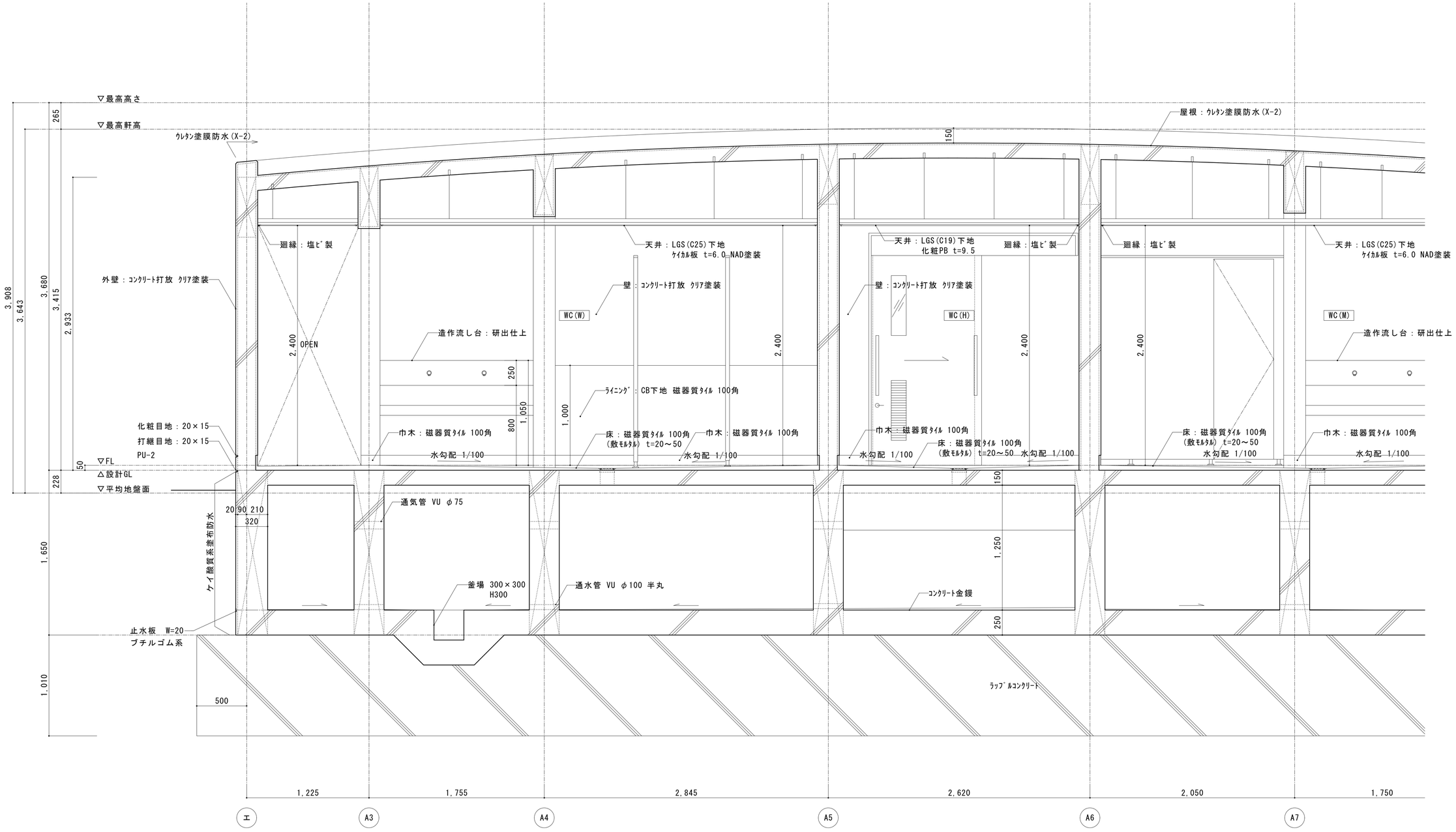
矩計図１　1/20

凡例
▲ シーリング 防カビタイプ(SR-1)を示す

鵜の森公園南東便所整備工事	矩計図１	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０
	A1：1/20		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/40		check	
			date 250620	

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士353678号 吉田和也

A-14

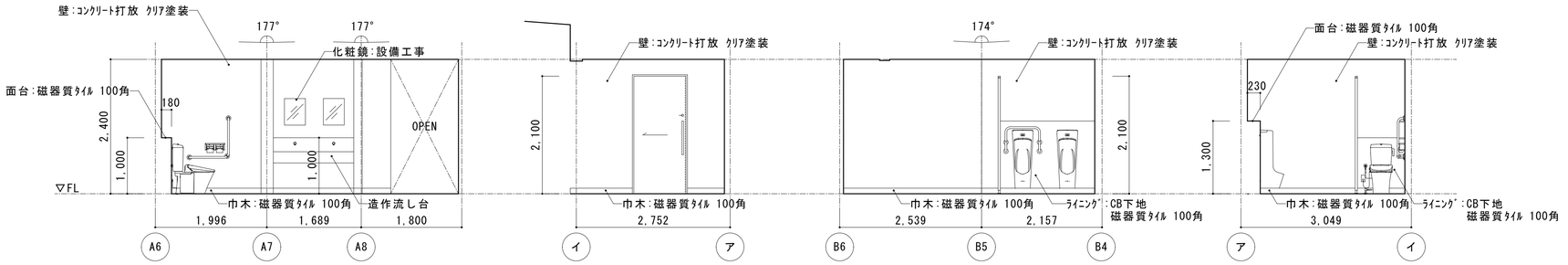


矩計図２　1/20

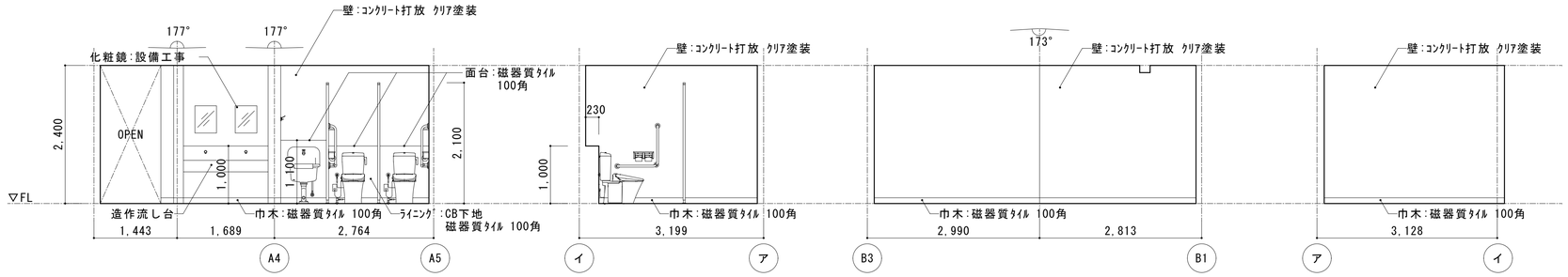
鵜の森公園南東便所整備工事	矩計図２	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０
	A1：1/20		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/40		check	
			date 250620	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

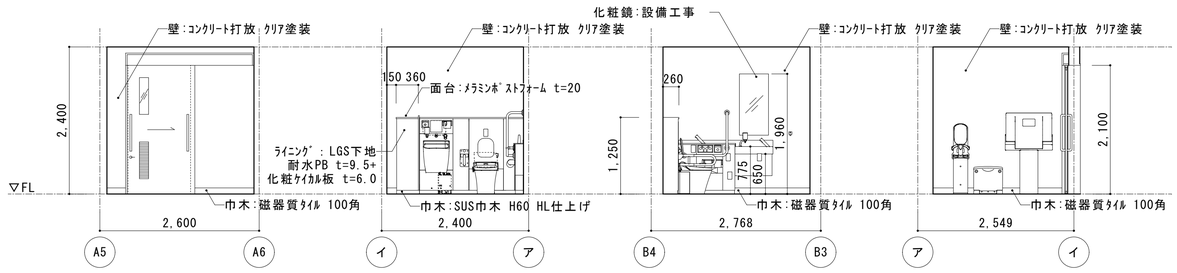
A-15



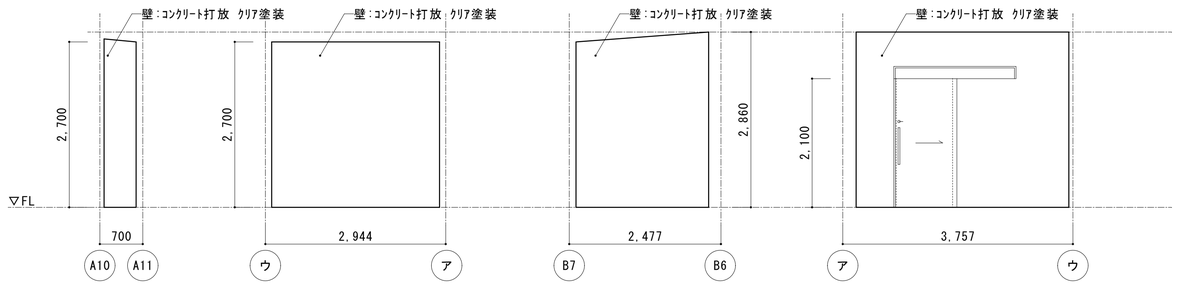
WC(M) A B C D



WC(W) A B C D



WC(H) A B C D

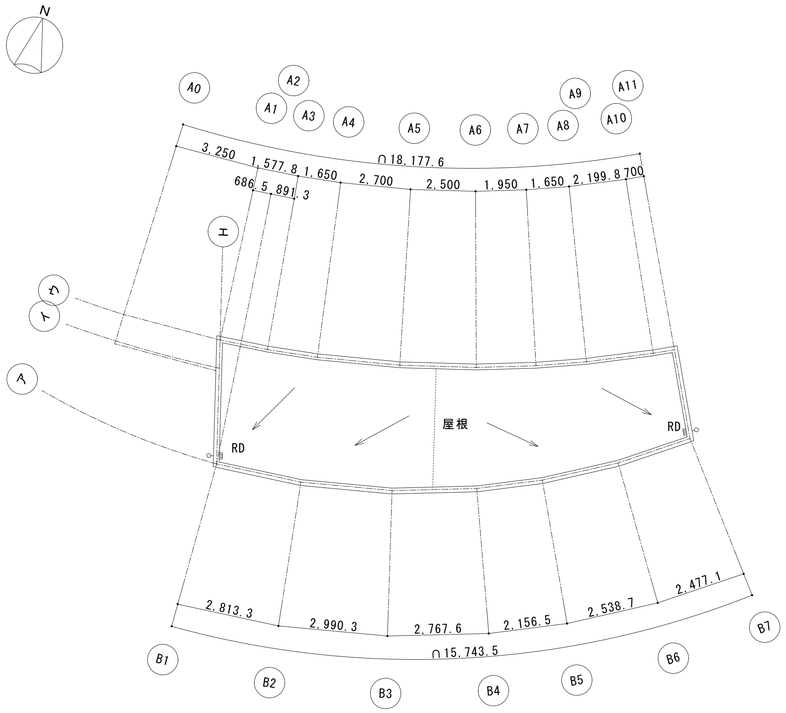


倉庫 A B C D

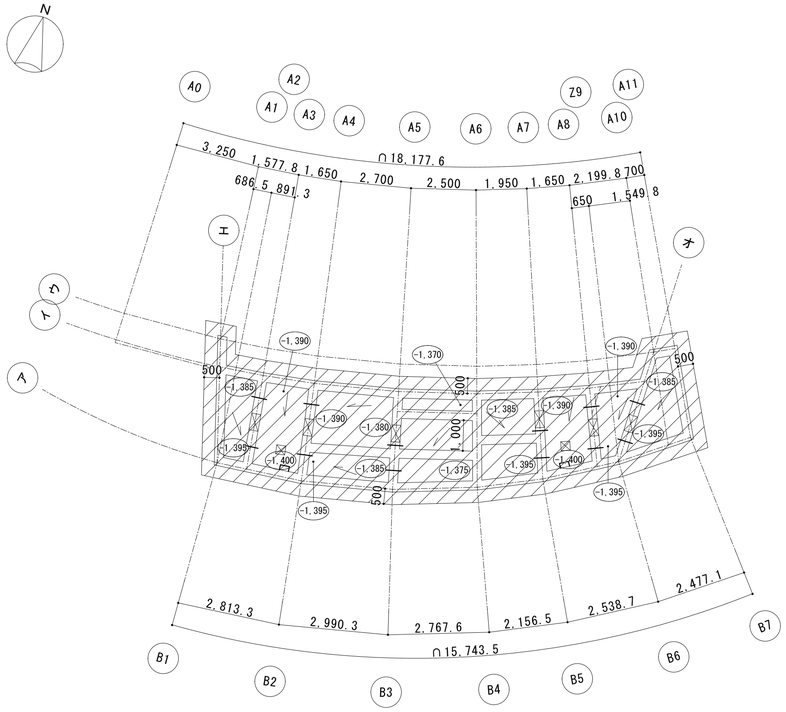
鵜の森公園南東便所整備工事	展開図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０
	A1：1/50		draw CM	
	(50%縮小)A3：1/100		check	
			date 250819	

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士353678号 吉田和也

A-16



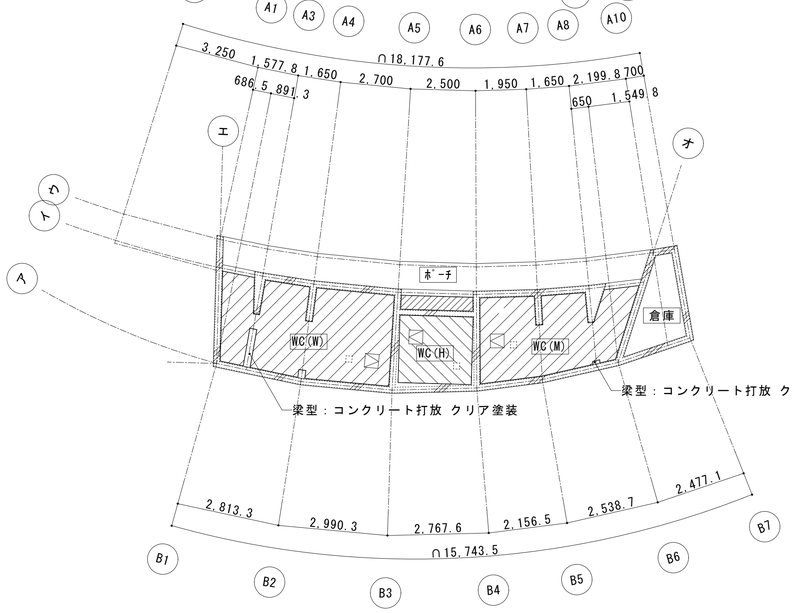
屋根伏図　1/100



ピット階平面図　1/100

凡例

- ラップルコンクリート H=1,010(天端 設計GL-1,650)
- 人通孔 φ550
- 釜場 300×300 H300
- 通水管 VU φ100 半丸・通気管 VU φ75
- 水勾配(1/200)
- (***) 設計GLからの高さを示す
- タラップφ22 W400



天井伏図　1/100

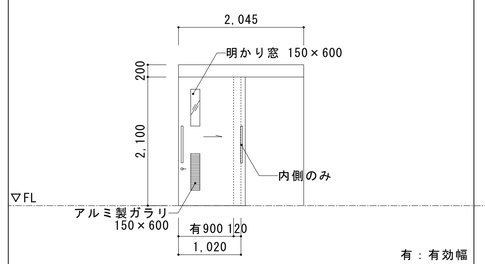
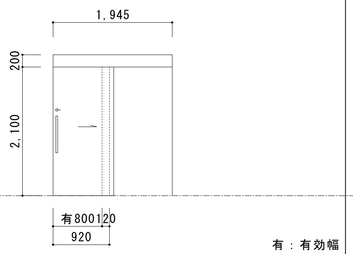
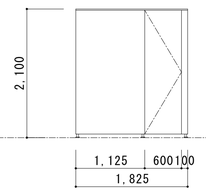
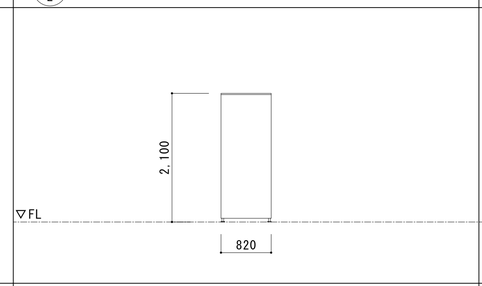
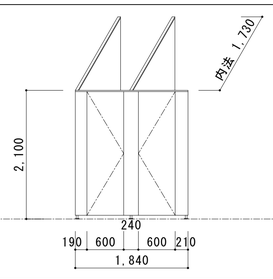
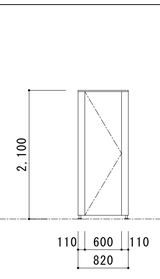
凡例

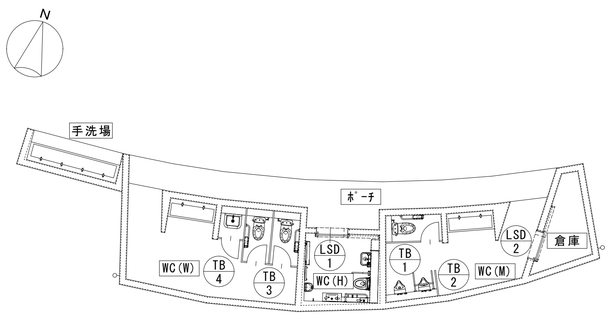
- LGS(C25)下地・ケイカル板 t=6.0 目透し張 NAD塗装　廻縁 塩ビ製
- LGS(C25 耐風)下地・ケイカル板 t=6.0 目透し張 NAD塗装　廻縁 塩ビ製
- LGS(C19)下地・化粧PB t=9.5　廻縁 塩ビ製
- コンクリート打放 クリア塗装
- 天井点検口 450×450
- 天井埋込換気扇

鵜の森公園南東便所整備工事	ピット階平面図・天井伏図・屋根伏図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	25030
	A1：1/100		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/200		check	
			date 250620	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

A-17

符号・場所	LSD 1 軽量鋼製自閉式ハンガー引戸 WC(H)		LSD 2 軽量鋼製自閉式ハンガー引戸 倉庫		TB 1 トイレブース WC(M)	
姿図 1/50						
仕上	焼付塗装		焼付塗装		メラミン化粧板	
見込み・数量	110（扉厚 40）	1	110（扉厚 40）	1	40	1
ガラス	網入り型ガラス t=6.8		ー		ー	
金物	SUSハンドル L600(内側2本)・上吊金物 引戸錠(シリンダー/大型サムターン)(表示錠付)		SUSハンドル L600・上吊金物 引戸錠(外：シリンダー/内：空錠)		グレビティヒンジ・表示錠スライドラッチ(非常開錠付) フック付戸当・SUS荷物フック(1ヵ所)・SUS足金物・SUS笠木(蓋付)	
備考	三方枠(ST曲・焼付塗装)W190・アルミ製ガラリ 150×600(開口率30%) 戸先ゴム・附属金物一式　手動式 自動閉鎖装置付(ストッパー付)		三方枠(ST曲・焼付塗装)W220 戸先ゴム・附属金物一式		附属金物一式・非常時開放装置付	
符号・場所	TB 2 トイレブース WC(M)		TB 3 トイレブース WC(W)		TB 4 トイレブース WC(W)	
姿図 1/50						
仕上	メラミン化粧板		メラミン化粧板		メラミン化粧板	
見込み・数量	40	1	40	1	40	1
ガラス	ー		ー		ー	
金物	SUS足金物・SUS笠木(蓋付)		グレビティヒンジ・表示錠スライドラッチ(非常開錠付) フック付戸当・SUS荷物フック(各1ヵ所)・SUS足金物・SUS笠木(蓋付)		グレビティヒンジ・鍵付ケースハンドル錠・戸当 SUS足金物・SUS笠木(蓋付)	
備考	附属金物一式		附属金物一式・手摺等取付下地補強付・非常時開放装置付		附属金物一式	

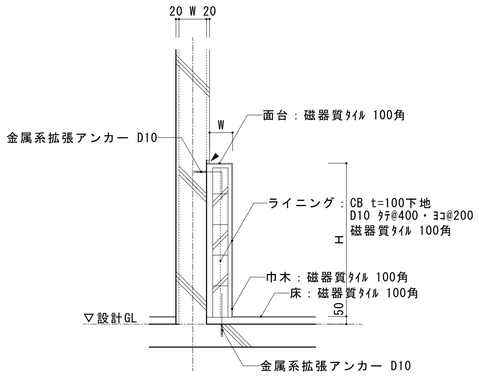


建具伏図　1/100

鵜の森公園南東便所整備工事	建具伏図・建具表	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０	
	A1：1/50 ・1/100		draw YM		
	(50%縮小)A3：1/100・1/200		check		
			date 250620		

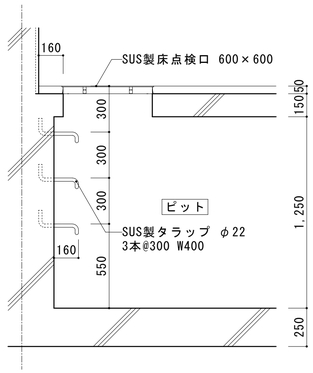
一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

A-18

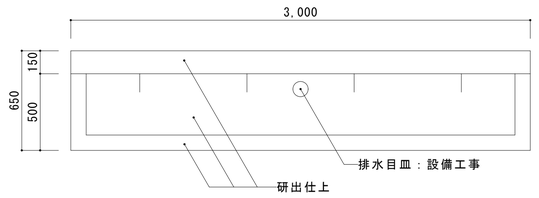


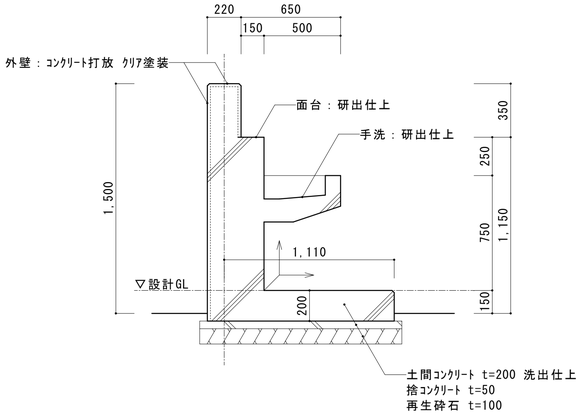
WC ライニング詳細図　1/20

凡例
▲ シーリング 防カビタイプ(SR-1)を示す
H　ライニング寸法を示す
（展開図による）



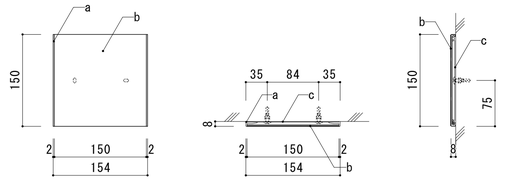
タラップ詳細図　1/20



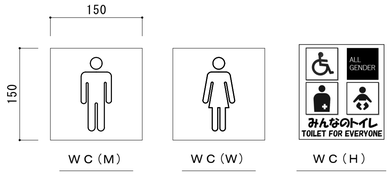


手洗場詳細図　1/20　1か所

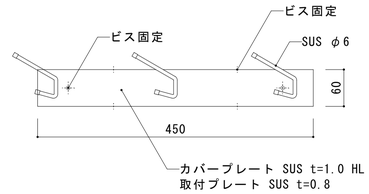
外壁部分　面取 t=20 すること



a：フレーム　アルミ型材 アルマイト仕上
b：表示基板　SUS t=0.5　HL仕上 シルク印刷
c：ベース　アルミ型材 アルマイト仕上



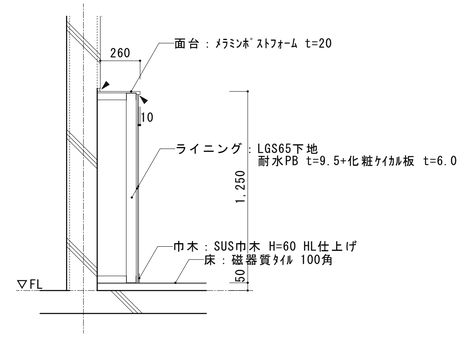
ピクトサイン詳細図(参考図)　1/5



SKモップ掛け詳細図(参考図)　1/5

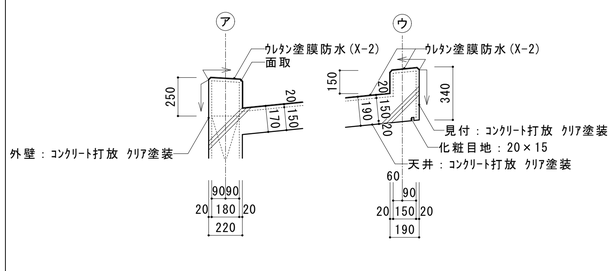
モップ掛け(参考：杉田ｴｰｽ㈱　座付回転帽子掛)

男子トイレ SK内



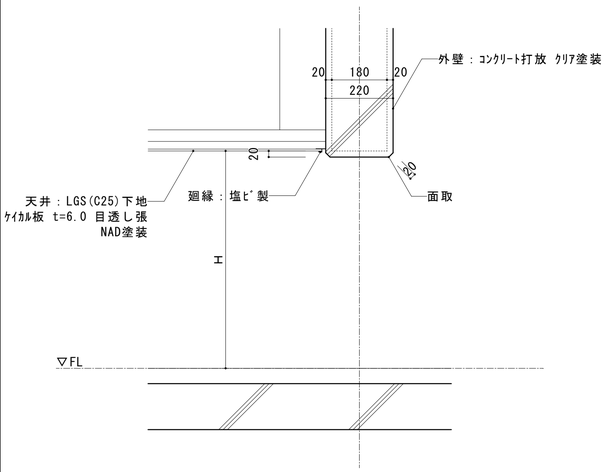
WC(H)ライニング詳細図　1/20

凡例
▲ シーリング 防カビタイプ(SR-1)を示す



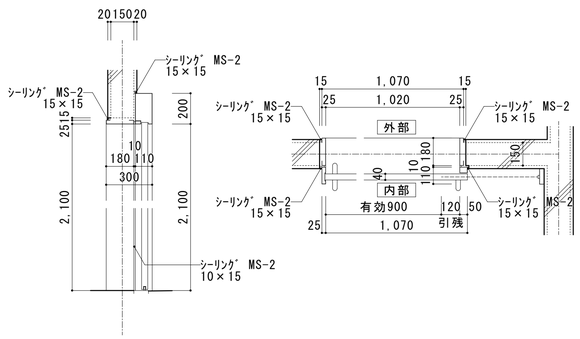
パラペット立上り詳細図　1/20

立上り部分　面取 t=20 すること(内外共)

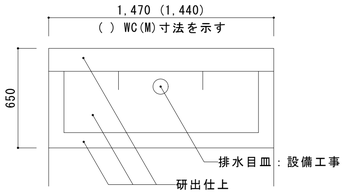


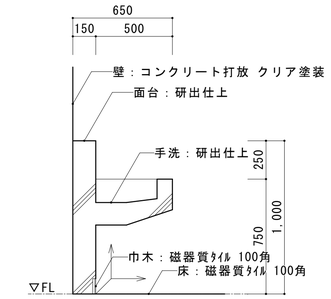
WC(M･W)入口天井詳細図　1/10

WC(H)前上部も同様とすること

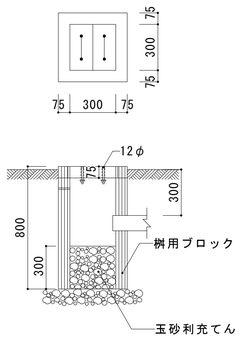


鋼製引戸断面詳細図　1/20





便所手洗詳細図　1/20　2か所 (WC(M・W))

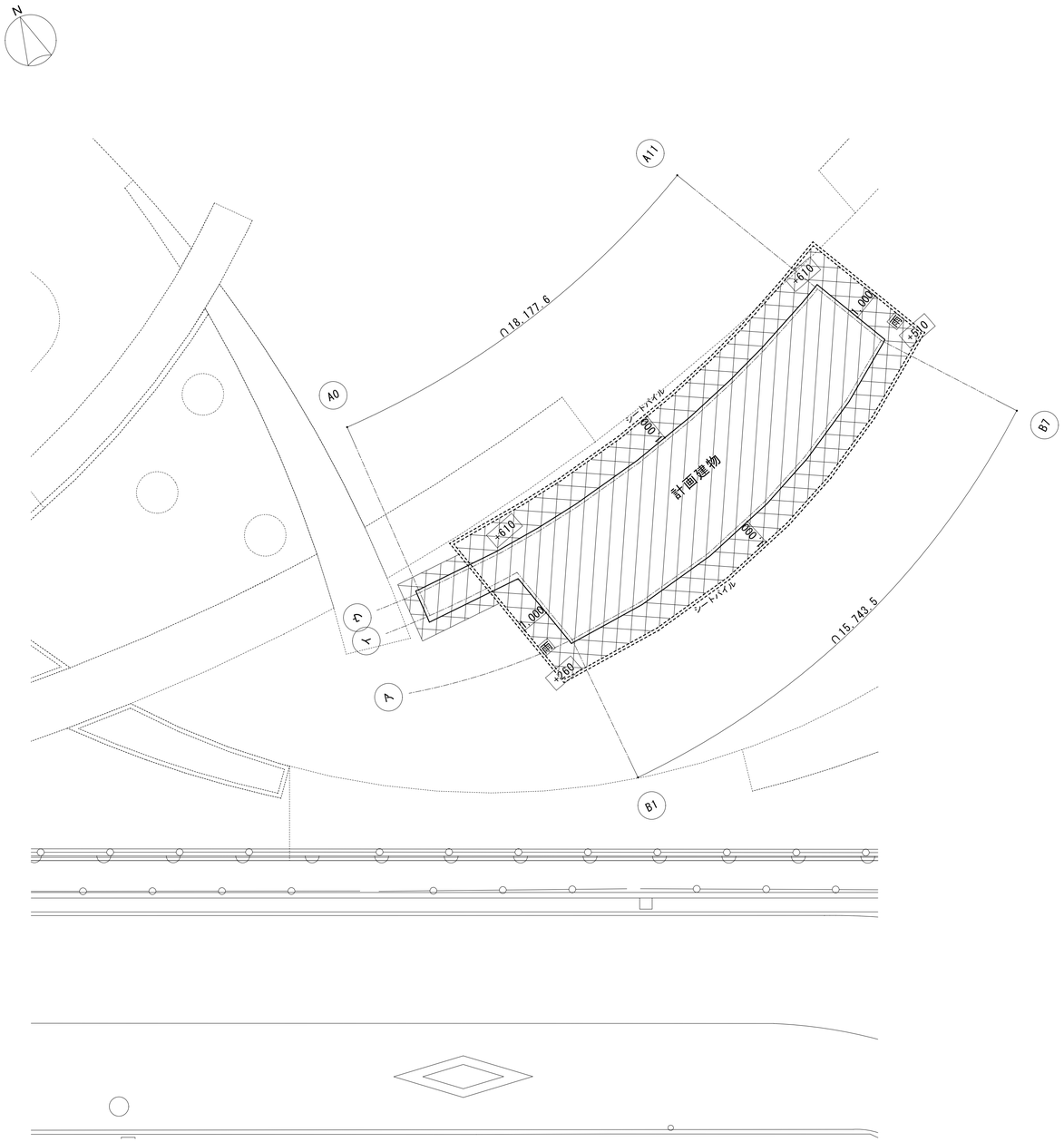


ドレン用浸透桝詳細図(参考図)　1/20

鵜の森公園南東便所整備工事	部分詳細図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	25030
	A1：1/ 5・1/10・1/20		draw CM	
	(50%縮小)A3：1/10・1/20・1/40		check	
			date 250819	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

A-19

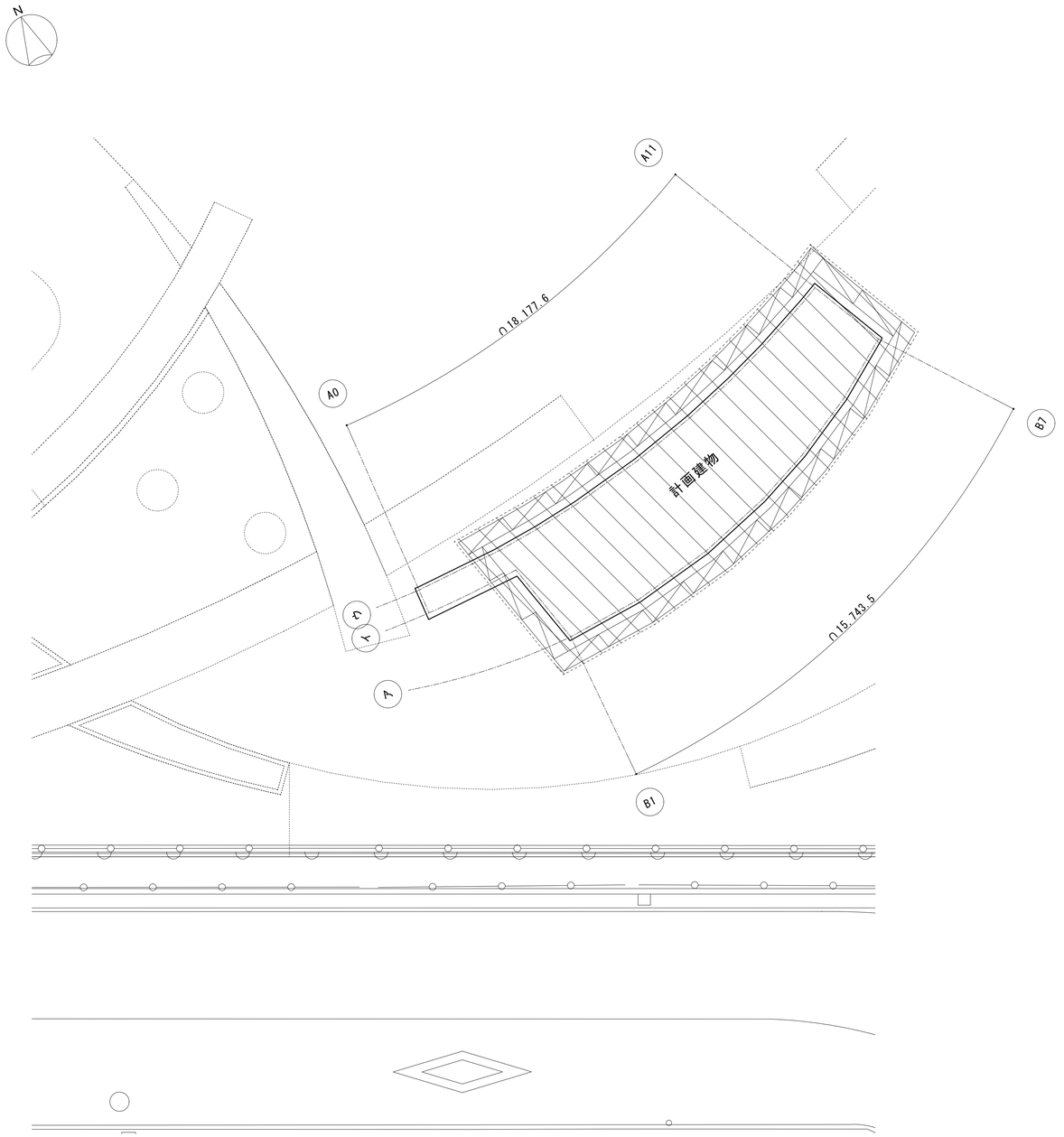


外構図　1/100

凡例

***	KBMからの現況レベルを示す
	掘削範囲を示す
	埋戻し範囲を示す(現況レベル復旧とする)
雨	ドレン用浸透桝 新設を示す
:::::::::	シートパイル (SP(Ⅲ)型 H8.0m L48.0m 程度)を示す

※シートパイルの仕様は積算上の根拠を示すものであり、
受注者にて検討の上、監督職員の承諾を得て施工すること



仮設計画図１(参考図)　1/100

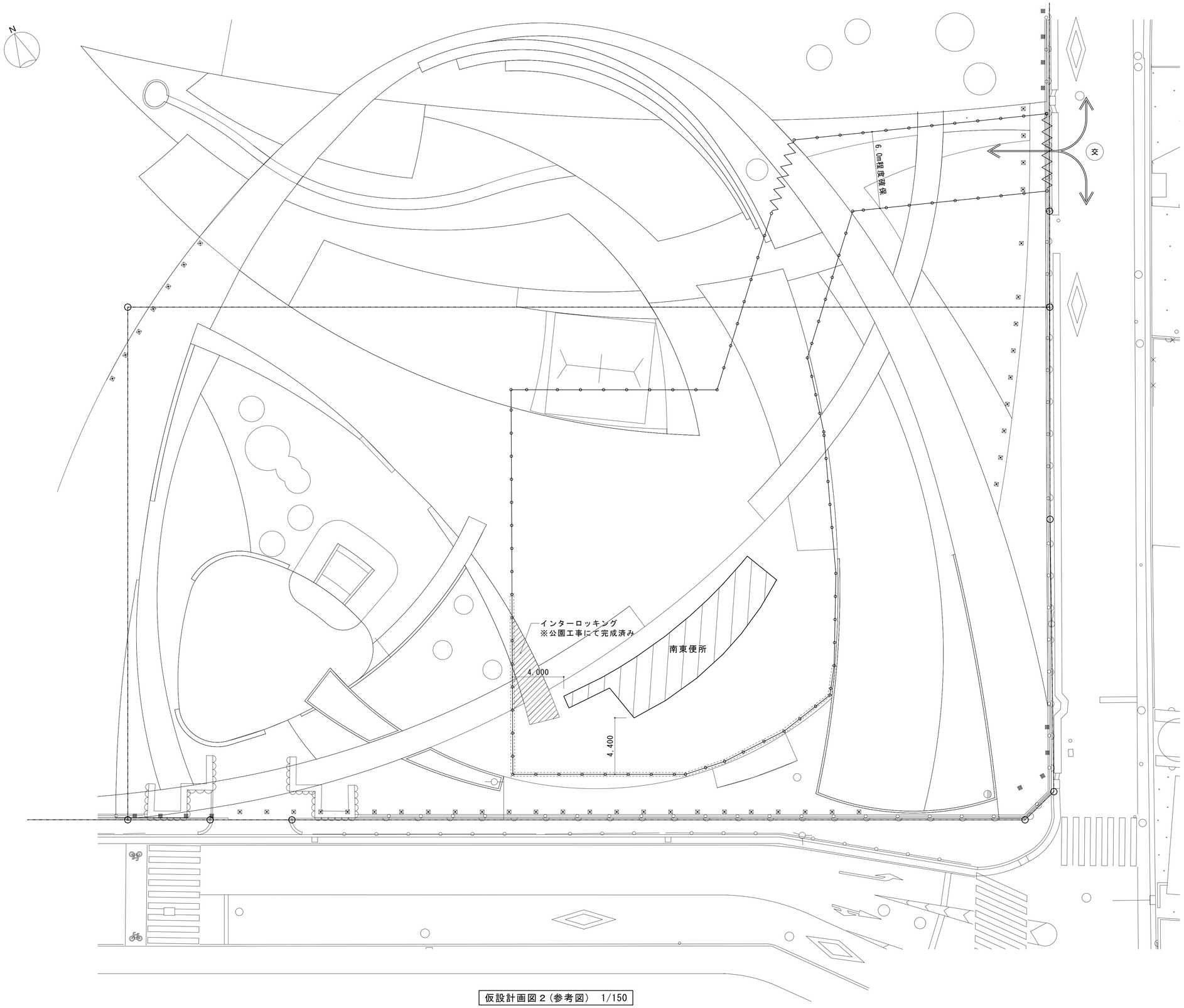
凡例

	くさび緊結式足場 W600　メッシュシート
	地足場範囲を示す(基礎工事)

鵜の森公園南東便所整備工事	外構図・仮設計画図１(参考図)	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design　history	２５０３０
	A1：1/100		draw　YM	
	(50%縮小)A3：1/200		check	
			date　250620	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

A-20



凡例

- 今回工事建物を示す
- 仮囲い　成形鋼板 H3,000 程度（L=117m程度）
- 仮囲い（H型鋼据置型）成形鋼板 H3,000 程度（L=43m程度）
- キャスターゲート W6,000 H1,800 程度（2か所）
- 工事車両出入口を示す
- 交　交通誘導員（作業日は必ず配置すること）

特記事項

- 工事車両出入口は交通誘導員を配置すること
- 公園利用者、周辺通行者の安全に配慮すること
- 地下水の湧出を伴う掘削工事にあたっては水中ポンプ（出力0.75kW4台程度）を配置し、適切に排水すること

仮設計画図２(参考図)　1/150

鵜の森公園南東便所整備工事	仮設計画図２(参考図)	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design　history	２５０３０
	A1：1/150		draw　YM	
	(50%縮小)A3：1/300		check	
			date　250620	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

A-21

構造設計特記仕様　その１

・修正箇所は下線を引くこと
適用は　■　印を記入する。

１．本仕様の適用範囲

（１）本仕様の適用範囲

本特記仕様および配筋標準図は、設計基準強度が 18 N/mm²以上 60 N/mm²以下のコンクリートと、JIS G 3112に規定するSD295A、SD295B、SD345、SD390およびSD490の鉄筋コンクリート用棒鋼を用いる高さが 60 m 以下の鉄筋コンクリート造、鉄骨造等建築物の設計及び工事に適用する。

（２）仕様書等の優先順位

設計図書および仕様書の優先順位は以下による。

①特記仕様
②設計図（伏図、軸組図、部材リスト、詳細図など）
③標準図（鉄筋コンクリート構造配筋標準図など）
④公共建築工事標準仕様書（令和7年版）
⑤建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）等

２．建築物の構造内容

（１）建築場所

四日市市鵜の森一丁目251の一部

（２）工事種別

■新築　□増築　□改築　□　□

（３）構造設計一級建築士の関与　□必要　■必要としない

■　法第20条第二号（ □RC造高さ 20 m超　□S造 4 階建以上　□木造高さ 13 m超　■その他 ）

□

（４）階数

地下　階　地上 1 階　塔屋　階
地下　階　地上　階　塔屋　階
地下　階　地上　階　塔屋　階

（５）構造種別

構造種別	該当階等	架構特徴等
□鉄筋コンクリート造　(RC)		□免震建物
□鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC)		□制震建物
□鉄骨造　(S)		□塔状建物
■壁式鉄筋コンクリート造	1階	□
□		□
□		□

（６）主要用途

□事務所　□共同住宅　□病院　□店舗　□倉庫　■公衆便所

（７）屋上付属物

□キュービクル　kN　□高架水槽　kN　□広告塔　kN　□煙突　m
□太陽光発電設備　□　□　□

（11）付帯工事

□門塀　□擁壁　□駐輪場　□機械式駐車場　□

（12）特定天井

□有　■無

（13）屋根、床、壁

材種	型式　厚　その他	使用箇所	仕様・構法
ALC　(JIS A 5416)	厚	□壁　□床版	□スライド　□ボルト止め
押出し成形セメント版			□ロッキング　□
□ハーフPca版　□Pca版	厚	□壁　□床版	□
折　版	H=　厚	□屋根 □	□
特殊デッキプレート 大臣認定(　)	型式　厚	□屋根 □床版	□

３．使用建築材料表・使用構造材料一覧表

（１）コンクリート（レディーミクストコンクリート　JIS Q 1001, JIS Q 1011, JIS A 5308）

適用箇所 階	部位	設計基準強度 Fc = N/mm²	品質基準強度 Fq = N/mm²	スランプ cm (スランプフロー)	比重 γ= kN/m³	備考
１Ｆ	□柱 ■壁 □ ■梁 ■床版 □	21		18		
	□柱 □梁 □壁 □床版 □ □					
	□柱 □梁 □壁 □床版 □ □					
	□柱 □梁 □壁 □床版 □ □					
	□柱 □梁 □壁 □床版 □ □					
	□柱 □梁 □壁 □床版 □ □					
地面	□床版 □ ■基礎 ■地中梁	21		18		
	□ □					
1	土間コンクリート	■ 18		18		※本仕様適用外
1	捨てコンクリート	■ 18		18		※本仕様適用外
セメントの種類		■普通ポルトランドセメント □中庸熱ポルトランドセメント □低熱ポルトランドセメント □				
細骨材の種類		■ 砂　□ 山砂　□ 砕砂　□				
粗骨材の種類		■ 砂利　□ 砕石　□　□				
水の区分		□ 水道水　□ 地下水　□ 工業用水 □				
構造体コンクリート強度を保証する材齢		材齢（■28日　□56日　□91日　□　） 養生（□標準　■現場水中　□現場封かん　□　）				
単位水量		■ 185 kg/m³ 以下　□ 175 kg/m³ 以下 □				
単位セメント量		■ 270 kg/m³ 以上　□				
混和剤		□ AE減水剤　□ 高性能減水剤　□				
		□　□　□				
空気量		■ 4.5 % 以下　□ 3.0 % 以下 □				
塩化物量		■ 0.3 kg/m³ 以下　□　□				
水セメント比		■ 65 % 以下　□ 50 % 以下 □				

（２）コンクリートブロック　（□ JIS A 5406）

□ A種　□ B種　□ C種　厚 □ 100　□ 120　□ 150　□ 190　使用箇所（□　□　）

（３）鉄　筋

鉄筋	種類	使用径mm	使用箇所	備考
異形鉄筋 (JIS G 3112)	■ SD295 A	D16以下		■重ね継手
	□ SD295 B			■ガス圧接継手
	■ SD345	D19以上		□溶接継手
	□ SD390			□機械式継手
	□ SD490			□
	□			□機械式定着工法
高強度せん断補強筋	□ 685			□大臣認定番号 MSRB-
	□ 785			
	□ 1275			
	□			
溶接金網 (JIS G 3551)	□			
	□			

注1）SD490をガス圧接する場合は施工前に試験を行うこと。
注2）各継手の使用詳細については本仕様その2の9.(2)鉄筋の項の鉄筋継手の項に■にて表示すること。

（４）鉄　骨

種類	使用箇所	現場溶接	JIS規格・認定番号等
□SN400A □SN400B □SN400C		□有 □無	JIS G 3136
□SN490B □SN490C □		□有 □無	JIS G 3136
□SS400 □SS490 □		□有 □無	JIS G 3101
□SM400A □SM490A □		□有 □無	JIS G 3106
□BCR295 □BCP235 □BCP325		□有 □無	大臣認定品 認定番号 MSTL-
□STKR400 □STKR490 □		□有 □無	JIS G 3466
□SSC400 □ □		□有 □無	JIS G 3350
□ □ □			
□ □ □			
溶接材料 □ □			JIS Z
□ □ □			

（５）ボルト等

□高力ボルト
□F10T(JIS B1186)　□S10T 大臣認定番号（　）（□M16、□M20、□M22、□M24、□　）
□溶融亜鉛めっき高力ボルト F8T 大臣認定番号（　）（□M16、□M20、□M22、□M24、□　）
□
□ボルト(JIS B1180)　M　M　□ 4.8(4T)　□　□
□アンカーボルト（構造用アンカーボルト）
□SS400　M　L=　mm　ナット（□シングル、□ダブル）
□ABR400　M　L=　mm　ナット（□シングル、□ダブル）(JIS B 1220)
□　M　L=　mm　ナット（□シングル、□ダブル）
□頭付スタッド(JIS B1198)
φ=　L=　mm　使用箇所（□柱　□大梁　□小梁）
φ=　L=　mm　使用箇所（□柱　□大梁　□小梁）

４．地　盤

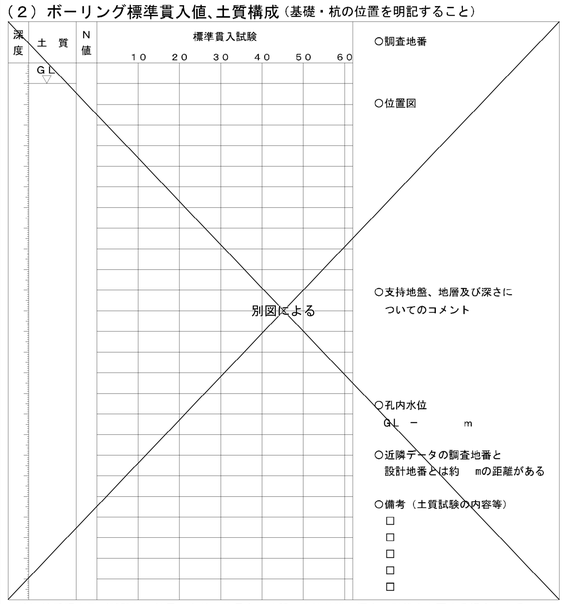
（１）地盤調査資料と調査計画

■有　（■敷地内　□近隣）　□無　（調査計画　□有　□無）

調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画
ボーリング調査	○		静的貫入試験			標準貫入試験		
水平地盤反力係数の測定			土質試験			物理探査		
試験掘（支持層の確認）			平板載荷試験			液状化判定		
スウェーデン式サウンディング			現場透水試験			ＰＳ検層		

注）上記表中の資料が有るもの、調査計画が有るものに○を記入する。

（２）ボーリング標準貫入値、土質構成（基礎・杭の位置を明記すること）



注）地盤調査及び試験杭の結果により、杭長さ、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある。

５．地業工事

（１）直接基礎　■ベタ基礎　□布基礎　□独立基礎　試験堀 □有 □無
深さ GL−1.65 m、支持層ー 砂礫層　、長期許容支持力度　100　kN/m²　載荷試験 □有 ■無

（２）地盤改良　□浅層混合処理工法　□深層混合処理工法　■ラップルコンクリート
深さ GL−2.66 m　、長期許容支持力度　110　kN/m²　載荷試験 □有 ■無
注）「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針：日本建築センター2002」を参考とする

（３）杭基礎　□支持層の想定深度分布図を作成し、杭と支持層の関係を確認する。
□施工計画書に施工時における試験杭と本杭の支持層の確認方法を明記する。
□支持層の確認結果を施工結果報告書にまとめる。

杭種	材料	施工法	備考
□場所打ち コンクリート杭	コンクリートFc N/mm²	□オールケーシング	認定
	スランプ cm以下	□リバースサーキュレーション	第　号
	セメント量 kg/m³	□アースドリル	年　月　日
	単位水量 kg/m³	□拡底杭　□拡頭・拡底杭	
		□鋼管補強杭 □	
		□深 礎　□手掘 □機械掘	

既製杭・杭種	種類	材料	施工法	備考
□ PRC	□Ⅰ種 □Ⅱ種 □Ⅲ種 □	鋼材□	□埋め込み	認定
□ PHC	□A種 □B種 □C種 □	鋼材□	□打ち込み	第　号
□ 鋼管	□	コンクリート□FC85	□	年　月　日
□ SC	□	コンクリート□FC105	□	

杭仕様　□施工計画書承認　□杭施工結果報告書
試験杭　（□有・□無）　（□打ち込み・□載荷・□孔壁測定）　本

杭径(mm)	設計支持力(kN)	杭の先端の深さ(m)	本数	特記事項

６．鉄骨工事　（施工方法等計画書）

（１）鉄骨工事は指示のない限り下記による
□ 日本建築学会「ＪＡＳＳ６ 2015年版」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」
□ 一社）日本鋼構造協会「建築鉄骨工事施工指針」
□ 鉄骨製作管理技術者登録機構「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」

（２）工事監理者の承認を必要とするもの
□製作工場　□製作要領書　□工作図　□施工計画書
□認定または登録工場（大臣認定　Ｓ　Ｈ　Ｍ　Ｒ　Ｊ　グレード
□材料規格証明書※、または試験成績書
□鋼材　□高力ボルト　□特殊ボルト　□頭付スタッド
※一社）日本鋼構造協会「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン」の規格証明方法、またはミルシート。
□社内検査表　□　□

（３）工事監理者が行う検査項目
（■印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること）
□現寸検査　□組立・開先検査　□製品検査　□建方検査　□

（４）接合部の溶接は下記によること
□ 平成12年建設省告示第1464号第二号 イ、ロ
□ 鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱
□ 日本建築学会「溶接工作規準、同解説Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ」
□ 日本建築学会「鉄骨工事技術指針　工事現場施工編」

（５）接合部の検査
□ 溶接部の検査（検査結果は工事監理者に報告すること）

検査箇所	検査方法	検査平又は検査数 工場自主検査	第三者受入検査	工事監理者	備考
□完全溶込み溶接部（突合せ溶接）	外観検査（※）	% 個	% 個	% 個	※平成12年建設省告示第1464号第二号による（目視及び計測）
□	内質検査(注) □硬さ試験	% 個	% 個	% 個	
	□示温塗料塗布	% 個	% 個	% 個	
	マクロ試験・その他	個	個	個	
□	外観検査（※）	% 個	% 個	% 個	
第三者検査機関名					

注１）現場溶接部については原則として第三者検査機関による全数検査とし、外観検査、超音波探傷検査を100%行うこと

□ 高力ボルトの検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）
軸力導入試験　□ 要　□ 否　高力ボルトすべり係数試験　□ 要　□ 否
□ 一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、共回り等の異常が無いことを確認する。
□ トルシア形高力ボルトは二次締め後、マーキングのずれとピンテールの破断を確認する。

（６）防錆塗装
□ 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆止めペイントは、□JIS K 5621、□JIS K 5625、□JIS K 5674、□　（フォースター Ｆ☆☆☆）を使用し、２回塗りを標準とするが、実状に応じて決定すること。
□ 現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し、２回塗りとする。

（７）耐火被覆の材料
□

７．設備関係

■ 建築設備の構造および構造体への緊結部分は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。
■ 建築設備の支持構造部および緊結金物には、錆止め等、防腐のための有効な措置を講じること。
□ 建築物に設ける屋上からの突出する水槽・煙突・その他これらに類するものは、風圧・地震力等に対して構造耐力上主要な部分に緊結され、安全であること。
□ 煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを５ｃｍ以上とした鉄筋コンクリート造とすること。
■ 設備配管は、地震時等の建物変形に追従できること。また、地震力等に対して適切に支持されていること。
■ 設備機器の架台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。
□ エレベーター・エスカレーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。
また、地震時の層間変形に追従できること。
■ 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。
■ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの１／３以下とし管の間隔を管径の３倍以上かつ５ｃｍ以上を原則とする。
□
□

８．その他

■ 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
■ 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
■ 必要に応じて記録写真を撮り保管すること。

鵜の森公園南東便所整備工事	構造設計特記仕様書１	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０	S-01
	A1：ー		draw YM		
	(50%縮小)A3：ー		check		
			date 250620		

ー級建築士事務所　株式会社 歩設計　ー級建築士353678号　吉田和也

構造設計特記仕様　その２

※修正箇所は下線を引くこと
適用は　■　印を記入する。

９．鉄筋コンクリート工事

（１）コンクリート

鉄筋コンクリート工事の施工に関しては記載無きは、JASS 5 2015 による。

(a) コンクリートの仕様

本仕様書では、JASS 5に規定する普通骨材を用いた一般仕様のコンクリートを「普通コンクリート」と定義し、表9.1に示す様に設計基準強度が36N/mm²以下のコンクリートについてはJASS5の3節～11節を適用し、36N/mm²を超えるコンクリートについてはJASS5の17節（高強度コンクリート）を適用する。また、設計基準強度もしくは品質基準強度と構造体強度補正値から定める調合管理強度以上とし、発注するレディーミクストコンクリートの呼び強度が表9.2に示すJIS規格外となる場合は、法第37条の大臣認定を受けた製品を用いる必要がある。
軽量コンクリートについてはJASS 5の14節によること。

表9.1　コンクリート圧縮強度(N/mm²)に応じた仕様書の使い分け

設計基準強度 Fc	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60
JASS 5での区分	普通コンクリート							高強度コンクリート							

表9.2　レディーミクストコンクリートのJIS規格品

調合管理強度(N/mm²)	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60	60超
呼び強度（JIS規格品）	21	24	27	30	33	36	40	42	45	50	55	55	60	60	※

※印は規格外

(b) 品質と施工

■ 構造体の計画供用期間の級は特記による。特記が無い場合は標準とする。
■標準　　□長期　　□超長期

■ コンクリートは JIS A 5308（レディーミクストコンクリート） に適合するJIS認証工場の製品とする。

■ 設計基準強度が 36 N/mm²を超えるコンクリートを扱うレディーミクストコンクリート工場は、「高強度コンクリート」の製品認証を受けているか、建築基準法第37条第二号によって国土交通大臣が指定建築材料として認定した高強度コンクリートの製造工場とする。

■ レディーミクストコンクリート工場および高強度コンクリートを打設する施工現場には、コンクリート主任技士またはコンクリート技士、あるいはこれらと同等以上の知識経験を有すると認められる技術者が常駐していなければならない。

■ 施工者は、工事に先立ち、コンクリートの調合・製造計画、施工計画、品質管理計画書を作成し、工事監理者の承認を得ること。

■ フレッシュコンクリートの流動性は、スランプまたはスランプフローで表し、設計基準強度が 36 N/mm²以下 33 N/mm²以上の場合スランプ21cm以下、33 N/mm²未満の場合スランプ18cm以下とし設計基準強度が36 N/mm²超 45 N/mm²未満の場合はスランプ 21 cm以下またはスランプフロー 50 cm以下、設計基準強度が 45 N/mm²以上の場合はスランプ 23 cm以下またはスランプフロー 60 cm以下とし、特記による。

■ コンクリートに含まれる塩化物量は、塩化物イオン量として 0.3 kg/m³以下とする。

■ コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間は、原則として120分を限度とする。

■ コンクリート打込み時の自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。

■ 打継ぎ部は構造的に影響の少ない位置を選び打継ぎ処理を行い、打込み前に十分な水湿しを行う。

■ 打込み後の湿潤養生の期間は、セメントの種類および設計基準強度に応じて3日以上とする。

(c) 調合および構造体コンクリート強度

ⅰ）高強度コンクリート

□ 調合強度を定めるための基準とする材齢は、特記による。特記のない場合は 28日とする。

□ 構造体コンクリート強度を保証する材齢は、特記による。特記のない場合は 91日とする。

□ 構造体コンクリート強度は、次の①または②を満足するものとする。
① 標準養生した供試体による場合、調合強度を定めるための基準とする材齢において調合管理強度以上とする。
② 構造体温度養生した供試体による場合、構造体コンクリート強度を保証する材齢において設計基準強度に 3 N/mm²加えた値以上とする。

□ 調合管理強度は、以下による。

$_{H}F_{m} = F_{c} + {}_{m}S_{n}$ (N/mm²)

$_{H}F_{m}$ ： 高強度コンクリートの調合管理強度　(N/mm²)
F_{c} ： コンクリートの設計基準強度　(N/mm²)
$_{m}S_{n}$ ： 高強度コンクリートの構造体強度補正値で JASS 5 による。

□ 調合強度は標準養生供試体の圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。

$_{H}F \geqq {}_{H}F_{m} + 1.73\sigma_{H}$　(N/mm²)
$_{H}F \geqq 0.85\ {}_{H}F_{m} + 3\sigma_{H}$　(N/mm²)

$_{H}F$ ： 高強度コンクリートの調合強度　(N/mm²)
σ_{H} ： 高強度コンクリートの圧縮強度の標準偏差　(N/mm²)　で、レディーミクストコンクリート工場の実績による。実績がない場合は、0.1(F_{c}+$_{m}S_{n}$)とする。

ⅱ）普通コンクリート

■ 調合を定めるための基準とする材齢は、原則として 28日とする。

■ 構造体コンクリート強度は表9.3を満足すれば合格とする。

表9.3　構造体コンクリートの圧縮強度の判定基準

供試体の養生方法	試験材齢(1)	判定基準
標準養生(2)	28 日	X ≧ Fm
コ　ア	91 日	X ≧ Fq

ただし、X ： 1回の試験における3個の供試体の圧縮強度の平均値 (N/mm²)
Fm: コンクリートの調合管理強度 (N/mm²)
Fq: コンクリートの品質基準強度 (N/mm²)

[注] (1) 早い材齢において試験を行い、合否判定基準を満たした場合は、合格とする。
(2) 工事監理者の承認を得て、供試体成型後、翌日までは20±10℃の日光および風が直接当らない箇所で、乾燥しないように養生して保管することができる。

＊ 標準養生供試体の代わりにあらかじめ準備した現場水中養生供試体によることができる。
その場合の判定基準は材齢28日までの平均気温が20℃以上の場合は、3個の供試体の圧縮強度の平均値が調合管理強度以上であり、平均気温が20℃未満の場合は、3個の供試体の圧縮強度の平均値から 3 N/mm²を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

＊ コア供試体の代わりにあらかじめ準備した現場封かん養生供試体によることができる。
その場合の判定基準は材齢28日を超え91日以内のn日において3個の供試体の圧縮強度の平均値から 3 N/mm²を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

■ 調合管理強度は、以下による。

$F_{m} = F_{q} + {}_{m}S_{n}$ (N/mm²)

F_{m} ： コンクリートの調合管理強度　(N/mm²)
F_{q} ： コンクリートの品質基準強度　(N/mm²)
$_{m}S_{n}$ ： 標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度と構造体コンクリートの n 日における圧縮強度の差による構造体強度補正値　(N/mm²)

■ 調合強度は標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。調合強度を定める材齢 m 日は、原則として 28 日とする。

$F \geqq F_{m} + 1.73\sigma$　(N/mm²)
$F \geqq 0.85\ F_{m} + 3\sigma$　(N/mm²)

F ： コンクリートの調合強度 (N/mm²)
σ ： 使用するコンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm²) で、レディミクストコンクリート工場の実績による。実績のない場合は 2.5N/mm²、または 0.1Fm の大きい方の値とする。

(d) 検査

□ フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（一財）国土開発技術センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し、工事監理者の承認を得る。測定検査の回数は、通常の場合 1 日 1 回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて３回行い、その平均値を試験値とする。

□ スランプの許容差は普通コンクリートの場合、スランプが 8cm以上18cm以下の場合±2.5cm、21cmの場合±1.5cm（呼び強度27以上で高性能AE減水剤を使用する場合は±2cm）とする。
高強度コンクリートの場合は、スランプが 18cm以下の場合±2.5cm、21cm以上の場合±2cmとし、スランプフローの許容差は、目標スランプフローが 50cm以下の時は±7.5cm、50cmを超える時は±10cmとする。

□ 使用するコンクリートの圧縮強度試験は、普通コンクリートでは標準養生を行った供試体を用いて材齢 28日で行い、1回の試験は、打込み工区ごと、打込み日ごと、かつ 150m³またはその端数ごとに 3個の供試体を用いて行う。 3回の試験で 1検査ロットを構成する。
高強度コンクリートでは、打込み日かつ 300m³ごとに検査ロットを構成して行う。1検査ロットにおける試験回数は 3回とする。検査は適当な間隔をあけた任意の 3台のトラックアジテータから採取した合計 9個の供試体による試験結果を用いて行う。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生とする。

□ 構造体コンクリートの圧縮強度の検査は普通コンクリートでは、打込み工区ごと、打込み日ごと、かつ 150m³またはその端数ごとに 1回行う。 1回の試験には適当な間隔をおいた 3台の運搬車から 1個ずつ採取した合計 3個の供試体を用いる。
高強度コンクリートでは打込み日、打込み工区かつ 300m³ごとに行う。検査には適当な間隔をあけた任意の 3台のトラックアジテータから採取した合計 9個の供試体を用いる。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生または構造体温度養生とする。

□ 使用するコンクリートの圧縮強度の判定は、JASS5による。
構造体コンクリートの圧縮強度の判定は、(c)調合および構造体コンクリート強度による。

■ A-02による。

（２）鉄　筋

(a) 施工

■ 鉄筋はJIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に適合するものを用いる。溶接金網および鉄筋格子は、JIS G 3551（溶接金網および鉄筋格子）に適合するものを用いる。

■ 高強度せん断補強筋は、技術評価を取得し、建築基準法第37条の材料認定を受けたものを用いる。

■ 鉄筋の加工寸法、形状、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「新 鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)～(3)」による。

■ 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧接継手、機械式継手または溶接継手によることとし、鉄筋径と使用箇所を定め特記による。

表9.4　鉄筋の継手

鉄筋継手工法	継手の位置等の設計条件による仕様・等級				鉄筋の径	使用箇所
	(1) 引張力最小部位	(2) (1)以外の部位(注)				
		A 級	B 級	SA級		
■ 重ね継手	標準図による				■ D (16) 以下	
■ 圧接継手	□ 告示1463号第2項各号	□			■ D (19) 以上	
□ 溶接継手	□ 告示1463号第3項各号	□	□		□ D (　) 以上	
□ 機械式継手	□ 告示1463号第4項各号	□	□	□	□ D (　) 以上	

注）(1)以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、日本建築センター等の認定・評定等を取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって『鉄筋継手使用基準（建築物の構造関係技術基準解説書 2015）』によって検討した部材の条件・仕様によること。

■ 機械式継手および圧接継手および溶接継手は（公社）日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」による他、所要の品質が得られるように工事計画および工事管理計画を定めて、工事監理者の承認を受ける。

■ ガス圧接の施工は、強風時または降雨時には原則として作業を行わない。ただし、風除け・覆いなどの設備をした場合には、工事監理者の承認を得て作業を行うことができる。

■ 圧接技量資格者は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認証された技量適格性証明書を工事監理者に提出し、承認を受ける。

■ 機械式鉄筋定着工法に用いる定着板には信頼できる機関による性能証明書等を取得した定着金物を用いる。

(b) 検査

継手部の検査方法
各継手工法ごとの検査は平12建告1463号による他、具体的な検査方法は、（公社）日本鉄筋継手協会の仕様書を参照のこと。

表9.5　継手の検査

鉄筋継手工法	検査の種類	検査数量	試験方法
圧接継手	■外観検査	全般	目視又は計測
	■超音波探傷検査	抜取り1検査ロット当たり(30)箇所又は(　)%	JIS Z 3062:2014による
	□引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり(　)箇所又は(　)%	JIS Z 3120:2014による
溶接継手	□外観検査	全般	目視又は計測
	□超音波探傷検査	抜取り1検査ロット当たり(　)箇所又は(　)%	JRJS 0005:2017による
	□引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり(　)箇所又は(　)%	JIS Z 2241:2011による
機械式継手	□外観検査	全般	目視又は計測
	□超音波測定検査	抜取り1検査ロット当たり(　)箇所又は(　)%	JRJS 0003:2017による
	□引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり(　)箇所又は(　)%	JIS Z 2241:2011による

注）1 抜取り１検査ロットは、同一作業班が同一日に作業した継手箇所で200箇所程度とする。
注）2 ガス圧接部分の検査を超音波探傷検査によって行う場合、最初の数ロットについては引張試験も併用し、1回の引張試験は 5本以上とする。

（３）かぶり厚さ

■ 最小かぶり厚さは、表9.6に規定する設計かぶり厚さを10mm減じた値とする。

■ 設計かぶり厚さは、コンクリート打込み時の変形・移動などを考慮して、最小かぶり厚さが確保されるように、部位・部材ごとに定めるものとし、表9.6以上の値とする。

表9.6　設計かぶり厚さ（単位：mm）

構造体の計画供用期間の級		標準・長期		超長期	
部材の種類		屋　内	屋　外(2)	屋　内	屋　外(2)
構造部材	柱・梁・耐力壁	40	50	40	50
	床スラブ・屋根スラブ	30	40	40	50
非構造部材	構造部材と同等の耐久性を要求する部材	40	40	40	50
	計画供用期間中に維持保全を行う部材(1)	30	40	(30)	(40)
直接土に接する柱・梁・壁・床および布基礎の立上り部分、擁壁の壁部分		50			
基礎、擁壁の基礎・底盤		70			

注）(1) 計画供用期間の級が超長期で計画供用期間中に維持保全を行う部材では、維持保全の周期に応じて定める。
(2) 計画供用期間の級が標準、長期および超長期で、耐久性上有効な仕上げを施す場合は、屋外側では設計かぶり厚さを 10mm減じることができる。

■ 完成した構造体の各部位における最外側鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

■ コンクリート構造体に誘発目地・施工目地などを設ける場合は、建築基準法施行令第79条に規定する数値を満足し、構造耐力上必要な断面寸法を確保し、防水上および耐久性上有効な措置を講じれば上記によらなくても良い。

（４）型　枠

■ 型枠および支保工の存置期間は、昭63年建告第1655号に基づき下表による。

表9.7　型枠存置日数　　昭和46年建設省告示第110号（昭和63年改正建設省告示第1655号）

種類		せき板				支柱		
部位		基礎、梁側、柱、壁		スラブ下、梁下		スラブ下		梁下
セメントの種類		早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種
存置期間の平均気温								
コンクリートの材令(日)	15℃以上	2	3	4	6	8	17	28
	5℃～15℃	3	5	6	10	12	25	28
	5℃未満	5	8	10	16	15	28	28
コンクリートの圧縮強度		※ 5.0N/mm²		設計基準強度の50%		設計基準強度の		
						85%		100%

※　JASS 5では普通コンクリートの場合計画供用期間の級が標準にあっては 5 N/mm² 以上、長期及び超長期の場合は 10 N/mm² 以上、また高強度コンクリートの場合は 10 N/mm² 以上。

注）1 片持ち梁、庇、スパン 9.0m以上の梁下は、工事監理者の承認による。
注）2 大梁の支柱の盛替えは行わない。また、その他の梁の場合も原則として行わない。
注）3 支柱の盛替えは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
注）4 盛替え後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
注）5 支柱の盛替えは、小梁が終ってからスラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って盛替えをしてはならない。
注）6 直上階に著しく大きい積載荷重がある場合においては、支柱（大梁の支柱を除く）の盛替えを行わないこと。
注）7 支柱の盛替えは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動または衝撃を与えないように行うこと。

1．共通事項

適用範囲
（1）設計図書に記載がなければこの配筋基準図を準用する。
（2）表、図番号及び記号は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」の番号を示す。
（3）（一社）日本建築学会の指針等を参考にする場合は最新版とする。
（4）図中の寸法単位はmmとし、単位記号は省略する。

2．鉄筋の末端部及び中間部の加工

A 鉄筋の継手工法は、次による。
柱及び梁の主筋はガス圧接とし、その他の鉄筋は、重ね継手とする。ただし、次の場合にはガス圧接を行わない。
（1）鉄筋の種類が異なる場合（SD390とSD345のガス圧接は可能）
（2）形状が著しく異なる場合
（3）径の差が7mmを越える場合
スラブ筋、壁筋などで隣接する配筋の間隔が変わる場合は、鉄筋間のあきを0.2L1かつ150mm以下とする。

B 異形鉄筋の末端部には、次の場合にフックを付ける。
（1）柱の四隅にある主筋の重ね継手
（2）最上階の柱の四隅にある主筋の柱頭の定着
（3）梁の出隅及び下端の両隅にある梁主筋の重ね継手（基礎梁を除く）
（4）煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む）
（5）杭基礎のベース筋
（6）帯筋、あばら筋及び幅止め筋

C 鉄筋の折曲げ加工は、次による。
（1）鉄筋の折曲げ形状及び寸法は、表5.3.1による。

表5.3.1 鉄筋の折曲げ形状及び寸法

折曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径(D) SD295, SD345 D16以下	SD295, SD345 D19～D38	SD390 D19～D38
180°	d, D, 4d以上	3d以上	4d以上	5d以上
135°	d, D, 6d以上			
90°	d, D, 8d以上			
135°及び90°（幅止め筋）	4d以上, d, D, 6d以上			

（注）1. 片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フック又は135°フックを用いる場合には、余長は4d以上とする。
2. 90°未満の折曲げの内法直径は設計図面による。

（2）鉄筋の折曲げ形状とその使用箇所は、次による。

折曲げ角度	180°	135°	90°		135°及び90°
	(末端部)	(末端部)	(末端部)	(中間部)	(末端部)
使用箇所	杭基礎のベース筋	あばら筋 帯筋 スパイラル筋	T型及びL型の梁のあばら筋	あばら筋 帯筋 スパイラル筋	90° 135° 幅止め筋

3．鉄筋の継手及び定着

A 重ね継手の長さは、次による。
原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。
なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
（1）柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、設計図面による。耐力壁の鉄筋の重ね継手の場合、図示がなければ、40d（軽量コンクリートの場合は50d）と表5.3.2の重ね継手長さのうち大きい値とする。
（2）（1）以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表5.3.2による。

表5.3.2 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度(Fc) (N/mm2)	L1(フックなし)	L1h(フックあり)
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24 27	35d	25d
	30 33 36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24 27	40d	30d
	30 33 36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24 27	45d	35d
	30 33 36	40d	30d

（注）1. L1、L1h：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL1hは、図5.3.1に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

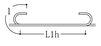


図5.3.1 フックありの場合の重ね継手の長さ

（3）隣り合う継手の位置は、表5.3.3による。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合は除く。
なお、先組み工法等で、柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、設計図面による。

表5.3.3 隣り合う継手の位置

重ね継手	フックありの場合	a＝0.5L1h　a≧0.5L1h
	フックなしの場合	a＝0.5L1　a≧0.5L1
圧接継手 溶接継手	—	a≧400mm
機械式継手	—	a≧400mmかつ、a≧(b＋40)mm

B 鉄筋の定着は、次による。
（1）鉄筋の定着の長さは、図示がなければ、表5.3.4による。

表5.3.4 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度(Fc) (N/mm2)	直線定着の長さ L1	直線定着の長さ L2	直線定着の長さ L3 小梁	直線定着の長さ L3 スラブ	フックあり定着の長さ L1h	フックあり定着の長さ L2h	フックあり定着の長さ L3h 小梁	フックあり定着の長さ L3h スラブ
SD295	18	45d	40d	20d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	—
	21	40d	35d			30d	25d		
	24 27	35d	30d			25d	20d		
	30 33 36	35d	30d			25d	20d		
SD345	18	50d	40d			35d	30d		
	21	45d	35d			30d	25d		
	24 27	40d	35d	(片持小梁の場合は25d)	(片持スラブの場合は25d)	30d	25d		
	30 33 36	35d	30d			25d	20d		
SD390	21	50d	40d			35d	30d		
	24 27	45d	40d			35d	30d		
	30 33 36	40d	35d			30d	25d		

（注）1. L1、L1h：2.以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ
2. L2、L2h：割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ
3. L3：小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。
4. L3h：小梁の下端筋のフックあり定着の長さ
5. フックあり定着の場合は、図5.3.2に示すようにフック部分1を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。



図5.3.2 直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

（2）仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さLが、表5.3.4のフックあり定着の長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法は、図5.3.3により、次の（ⅰ）、（ⅱ）及び（ⅲ）を全て満足するものとする。
（ⅰ） 全長は、3.B(1)の直線定着長さ以上とする。
（ⅱ） 余長は8d以上とする。
（ⅲ） 仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さLa及びLbは、表5.3.5に示す長さとする。ただし、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

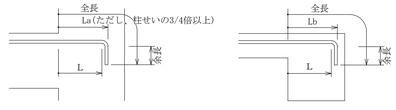


図5.3.3 折り曲げ定着の方法

表5.3.5 投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度(Fc) (N/mm2)	La	Lb
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24 27	15d	15d
	30 33 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24 27	20d	15d
	30 33 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24 27	20d	20d
	30 33 36	20d	15d

（注）1. La：梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ（基礎梁、片持梁及び片持スラブを含む。）
2. Lb：小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ（片持小梁及び片持スラブを除く。）
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

C その他の鉄筋の継手及び定着は、次による。
（1）溶接金網の継手は、1節半以上かつ150mm以上とする。また、定着は、図5.3.4による。なお、L1は表5.3.2に、L2及びL3は表5.3.4による。
（2）スパイラル筋の継手及び定着は、図5.3.5による。

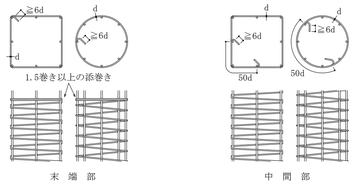


図5.3.5 スパイラル筋の継手及び定着

D 帯筋などをフレア溶接する場合は、次による。
折曲げ外端より5d以上離し、溶接長さの前後に2dの余裕をとる。



4．鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

A 鉄筋及び溶接金網のかぶり厚さは、表5.3.6による。
(1)ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表5.3.6 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ（単位：mm）

構造部分の種別				最小かぶり厚さ
土に接しない部分	スラブ、耐力壁以外の壁	仕上げあり		20
		仕上げなし		30
	柱、梁、耐力壁	屋内	仕上げあり	30
			仕上げなし	30
		屋外	仕上げあり	30
			仕上げなし	40
	擁壁、耐圧スラブ			40
土に接する部分	柱、梁、スラブ、壁			＊ 40
	基礎、擁壁、耐圧スラブ			＊ 60
煙突等高熱を受ける部分				60

（注）1. ＊印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は、設計図面による。
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性有効でない仕上げ(仕上塗材、塗装等)のものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含まない。
4. 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭天端からとする。
5. 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所は、設計図面による。

(2)柱・梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

B 鉄筋相互のあきは図5.3.6により、次の値のうち最大のもの以上とする。
ただし、機械式継手及び溶接継手の場合のあきは、設計図面による。
（1）粗骨材の最大寸法の1.25倍
（2）25mm
（3）隣り合う鉄筋の平均径（呼び名に用いた数値）の1.5倍

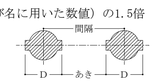


図5.3.6 鉄筋相互のあき

（4）鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、Bによる。
（5）貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

C 柱及び梁の主筋を２段配筋とした場合の１段筋と２段筋とのあきは、Bで定まる値を確保したうえで、極力、小さくなるようにする。

5．基礎

A 直接基礎（独立基礎）の配筋は、図1.1による。
(1)主筋(長辺方向)を下側に配筋する。
(2)鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。
(3)はかま筋の配筋は設計図面による。

B 直接基礎（連続基礎）の配筋は、図1.2による。
(1)鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。
(2)はかま筋の配筋は設計図面による。

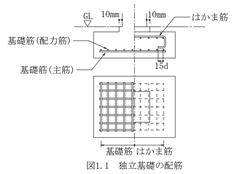


図1.1 独立基礎の配筋

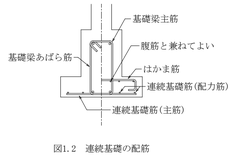
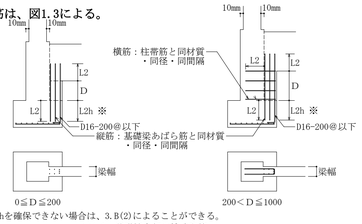


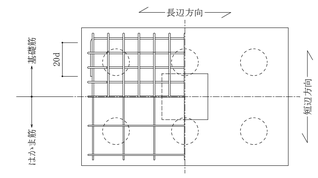
図1.2 連続基礎の配筋

C 基礎接合部の補強配筋は、図1.3による。

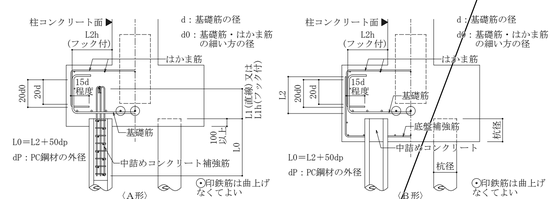


※ L2hを確保できない場合は、3.B(2)によることができる。
図1.3 基礎接合部の補強配筋

D 杭基礎(基礎筋)の配筋は、次による。
（1）基礎筋は90°折曲げとして20d以上曲上げ、さらに末端に90°フックを設ける。
（2）長辺(主筋)方向を下側に配筋し、最小かぶり厚さを杭天端より60mmとする。
（3）外周部の基礎筋は重ね継手(20d)を設けて連続させる。

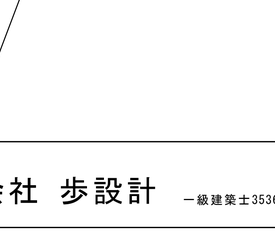


E 杭基礎の配筋及び杭頭部の補強方法は、次を参考に設計図面による。
（1）既製コンクリート杭の杭頭部の補強方法は、下図のA形又はB形とし、適用は設計図面による。
（2）中詰めコンクリートは、基礎のコンクリートと同じ調合のコンクリートを使用する。
（3）はかま筋の配筋は設計図面による。



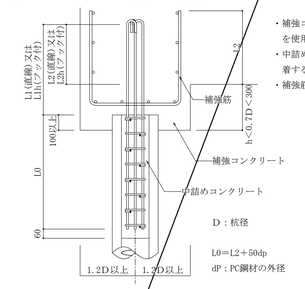
・固定度については原則、固定として取扱うものとする。
・中詰めコンクリート補強筋は、設計図面による。
・機械式の杭頭補強を行う場合は、杭頭端板に十分な強度を確認する。

F A形の場合で、杭頭切断した場合の補強方法の参考例を次に示す。



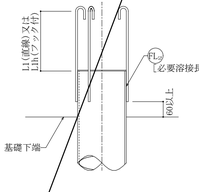
・補強コンクリートの配筋は、設計図面による。
・杭頭を固定として設計し、中詰めコンクリート補強筋を省略する。
・補強コンクリートは基礎のコンクリートと同じ調合のコンクリートを使用する。

G A形の場合で、杭頭が所定の高さより低い場合の補強方法の参考例を次に示す。
（1）ベースを下げる。（基礎梁や柱との接合部についても検討する）
（2）h＜0.7D＜300の場合の参考例。



・補強コンクリートは基礎のコンクリートと同じ調合のコンクリートを使用する。
・中詰めコンクリート補強筋は基礎へL1(直線)又はL1h(フック付)定着する。
・補強筋は、設計図面による。

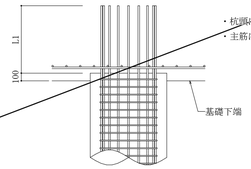
H 鋼管杭の杭頭補強の参考例を次に示す。



・杭頭は固定とし配筋は、設計図面による。
・補強バンド、丸ぶた・十字リブ等付属品についてはJIS A 5525による。
・鋼管杭メーカーごとに杭頭処理方法が異なるので確認をする。

5．基礎

I 場所打ちコンクリート杭の杭頭補強の参考例を次に示す。



6．基礎梁

A 一般事項

(1) 梁主筋は、原則として柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合は、柱内に定着する。ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、図1.4による。

(2) 梁主筋を柱内に定着する場合は、8.A(2)による。また、梁主筋の逃げ寸法は柱面より100～150mm程度とする。

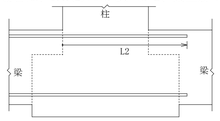
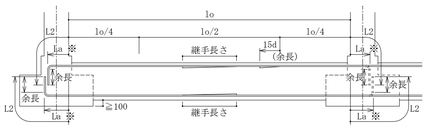


図1.4　梁筋の基礎梁内への定着

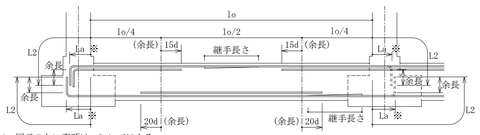
B 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長は、図1.5による。



(注) 1. 図示のない事項は、8.A～Cによる。
2. ——— 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
※ Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

図1.5　主筋の継手、定着及び余長（その１）

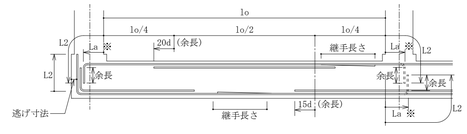
Ⓒ独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長は、図1.6による。
ただし、耐圧スラブが付く場合は、D による。



(注) 1. 図示のない事項は、8.A～Cによる。
2. ——— 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
※ Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

図1.6　主筋の継手、定着及び余長（その２）

D 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長は、図1.7による。



(注) 1. 図示のない事項は、8.A～Cによる。
2. ——— 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
※ Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

図1.7　主筋の継手、定着及び余長（その３）

E あばら筋等

(1) あばら筋の径及び間隔は、設計図面による。

(2) あばら筋組立の形及びフックの位置は、8.Eによる。ただし、梁の上下にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図1.8によることができる。

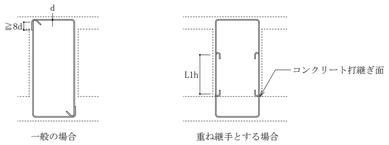


図1.8　あばら筋組立の形及びフックの位置

(3) 腹筋及び幅止め筋は、8.Gを参考に設計図面による。

(4) あばら筋の割付けは、8.Fを参考に設計図面による。

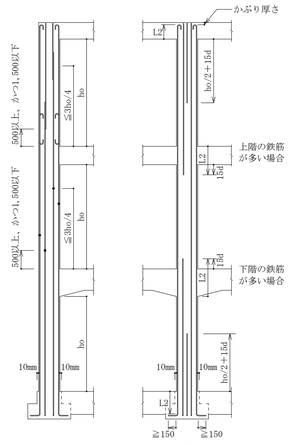
F 基礎梁の補強

(1) 打増し補強筋は、8.Hを参考に設計図面による。

(2) 土間スラブ等の打継ぎ補強筋は、10.Eを参考に設計図面による。

7．柱

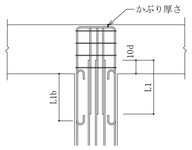
A 柱主筋の継手、定着及び余長は、図2.1による。
継手中心位置は、梁上端500mm以上、1,500mm以下、かつ、3ho/4(hoは柱の内法高さ)以下とする。



(注) 1. 柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合には、フックを付ける。
2. 隣り合う継手の位置は、表5.3.3「隣り合う継手の位置」による。
3. 柱主筋のかぶり厚さの基準値は、フックのある場合は70～100mm程度、フックのない場合は30～50mmとする。

図2.1　柱主筋の継手、定着及び余長

＊ 柱頭定着長さL2が確保できない場合は、次の対策例を参考に設計図面による。
①梁せいを大きくしたり、梁端部にハンチを設ける。
②柱頭の柱主筋全数にフックを設け、必要定着長さを確保する。
③鉄筋かごを梁筋の上から柱頭にかぶせ、鉄筋かごと柱主筋を重ね継手により一体とする。
④柱を屋根スラブより突き出させ、定着長さを確保できるようにする。
⑤柱頭部をステッキ型の鉄筋で増筋し、梁主筋が降伏する以前に柱頭部の鉄筋が滑脱しないような配筋とする。

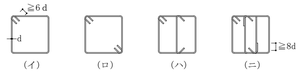


鉄筋かご参考図

(注) 1. かご鉄筋の配筋は設計図面による。
2. 梁上端のかぶり厚が大きくなるので注意をする。

B 帯筋組立の形は図2.2により、適用は特記による。間隔は設計図面による。

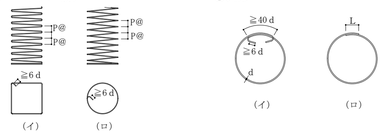
①H形



②W-Ⅰ形　③W-Ⅱ形　④W-Ⅲ形



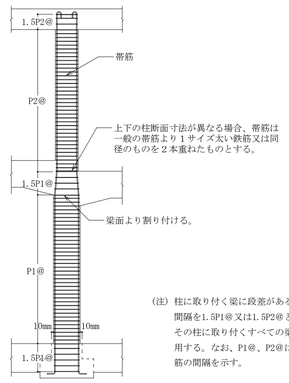
⑤ＳＰ形（スパイラル筋）　⑥丸形



(注) 1. フック及び継手の位置は、交互とする。
2. 溶接する場合の溶接長さLは、両面重ねアーク溶接の場合は5d以上、片面重ねアーク溶接の場合は10d以上とし、溶接は鉄筋の組立前に行う。
3. SP形において、柱頭及び柱脚の端部は1.5巻以上の添巻きを行う。
4. H形の135° 曲げのフックが困難な場合は、W-1形とする。

図2.2　帯筋組立の形

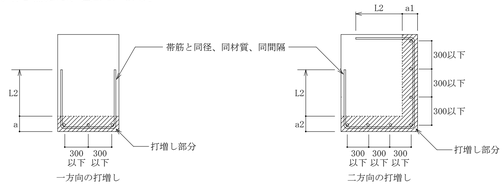
C 帯筋の割付けは、設計図面による。



(注) 柱に取り付く梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P1@又は1.5P2@とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。なお、P1@、P2@は特記された帯筋の間隔を示す。

図2.3　帯筋の割付け

D 柱の打増し補強は、図2.4による。



(注) 1. 柱の打増し幅（a，a1，a2）が70mm以上の場合の補強を示す。
2. 帯筋と同一方向の補強筋は、帯筋と同径、同材質、同間隔とし定着長さはL2とする。
3. 軸方向の補強筋の間隔は300mm以下とし、径、材質、本数は設計図面による。

図2.4　柱の打増し補強配筋

8．梁

A 大梁主筋の継手及び定着の一般事項

(1) 梁主筋は、原則として柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合は、(2)により柱内に定着することができる。ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、図3.1による。

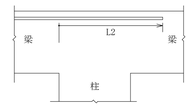
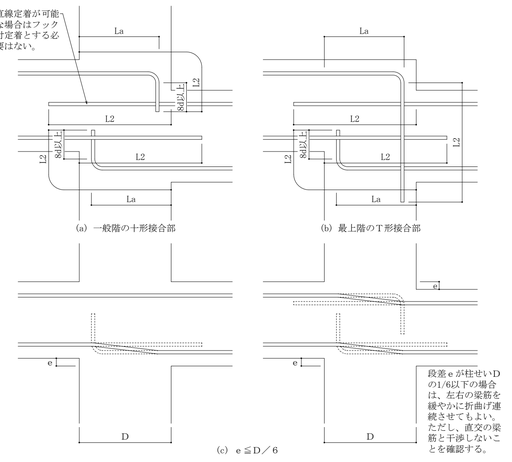


図3.1　梁主筋の梁内定着

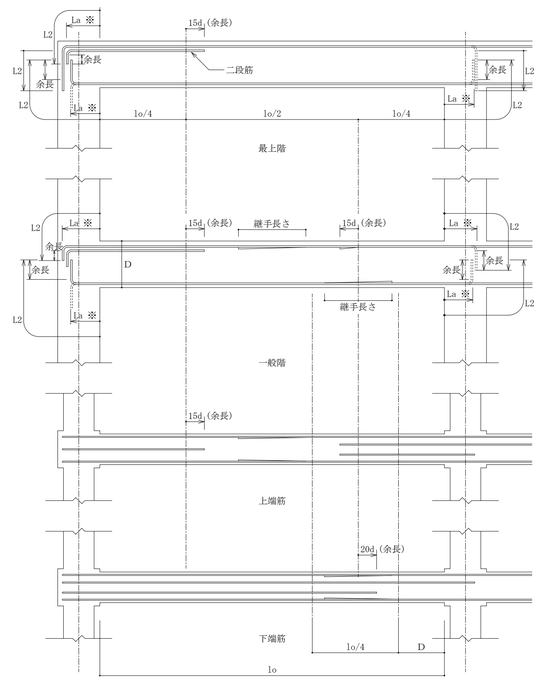
(2) 梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は、次による。なお、定着の方法は、3.B(2)による。
上端筋：曲げ降ろす。
下端筋：原則として曲げ上げる。

(3) 梁にハンチを付ける場合、その傾斜は、設計図面による。

(4) 段違い梁は、下図による。



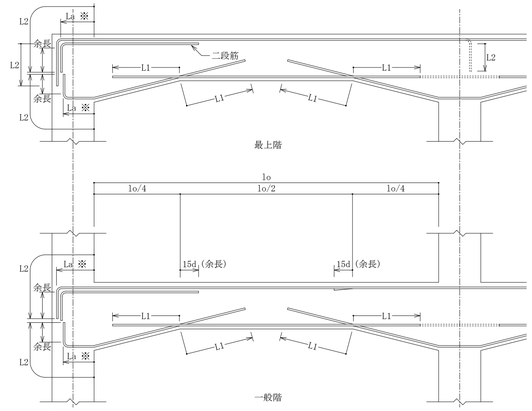
B ハンチのない場合の大梁主筋の重ね継手、定着及び余長は、図3.3による。



(注) 1. 継手中心位置は次による。
上端筋：中央lo/2以内
下端筋：柱面より梁せい(D)以上離し、lo/4を加えた範囲以内
2. 「2.鉄筋の末端部及び中間部の加工」Ｂ で定めた鉄筋には、フックをつける。
3. ——— 印は、継手及び余長を示す。
4. 破線は、柱内定着の場合を示す。
※ Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

図3.3　大梁の重ね継手、定着及び余長

C ハンチのある場合の大梁主筋の定着及び余長は、図3.4による。



(注) 1. 「2.鉄筋の末端部及び中間部の加工」Ｂ で定めた鉄筋には、フックをつける。
2. ——— 印は、継手及び余長を示す。
3. 梁内定着の端部下端筋が接近するときは、 ‥‥‥‥ のように引き通すことができる。
4. 破線は、柱内定着の場合を示す。
※ Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

図3.4　ハンチのある大梁の定着及び余長

鵜の森公園南東便所整備工事	配筋基準図２	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design　history	２５０３０
	A1：—		draw　YM	
	(50%縮小)A3：—		check	
			date　250620	

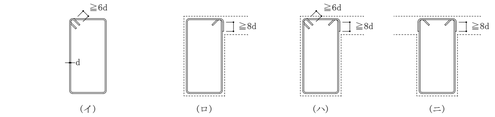
一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

S-04

D あばら筋、腹筋及び幅止め筋の一般事項

(1) あばら筋の種類、径及び間隔は、設計図面による。
(2) 壁梁の場合、腹筋の定着長さ及び継手長さは、設計図面による。

E あばら筋組立の形及びフックの位置は、図3.5による。

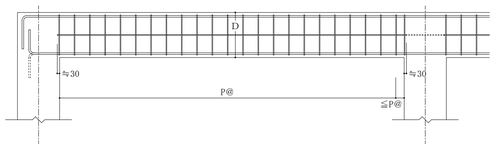


(注) 1. 形は、(イ)とする。ただし、L形梁の場合は、(ロ)又は(ハ)、T形梁の場合は、(ロ)～(ニ)とすることができる。
2. フックの位置は、(イ)の場合は交互とし、(ロ)の場合は、L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。
なお、(ハ)の場合は、スラブの付く側を90° 折曲げとする。
3. 副あばら筋の端部は180° フック又は135° フックとする。ただし、スラブと同時にコンクリートを打ち込むL形・T形梁の場合はスラブ側の端部を90° フックとすることができる。
4. 梁側面が柱面と同一の場合は、梁主筋を柱主筋の内側に配筋するため、あばら筋の幅を狭めて加工する。

図3.5 あばら筋組立の形

F あばら筋の割付けは、次による。

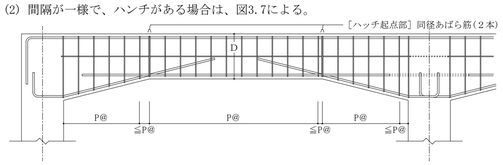
(1) 間隔が一様で、ハンチのない場合は、図3.6による。



(注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2. 図中のP@は、設計図面で記されたあばら筋の間隔を示す。

図3.6 あばら筋の割付け（その１）

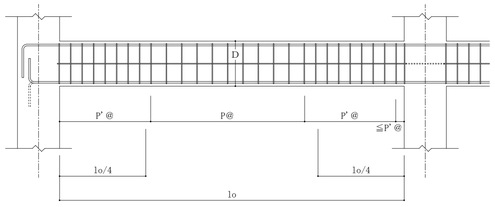
(2) 間隔が一様で、ハンチがある場合は、図3.7による。



(注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2. 図中のP@は、設計図面で記されたあばら筋の間隔を示す。

図3.7 あばら筋の割付け（その２）

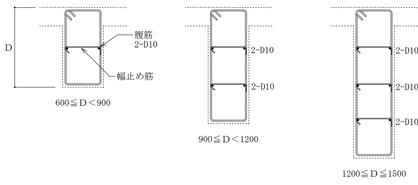
(3) 梁の端部で間隔の異なる場合は、図3.8による。



(注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2. 図中のP@、P'@は、設計図面で記されたあばら筋の間隔を示す。

図3.8 あばら筋の割付け（その３）

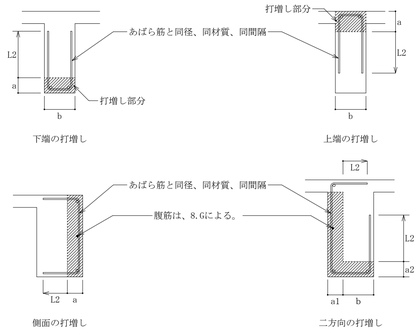
G 腹筋及び幅止め筋は、図3.9による。



(注) 1. 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。
2. 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。
3. 腹筋を計算上考慮している場合の継手長さ及び定着長さは、設計図面による。

図3.9 腹筋及び幅止め筋

H 梁の打増し補強の配筋は、図3.10による。

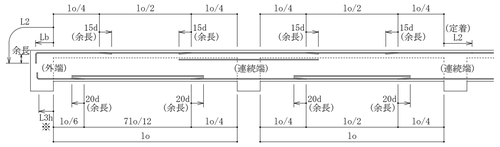


(注) 1. 梁の打増し幅（a，a1，a2）が70mm以上の場合の補強を示し、打増し幅は設計図面による。
2. あばら筋と同一方向の補強筋は、あばら筋と同径、同材質、同間隔とし、定着長さはL2とする。
3. 軸方向の補強筋の径、材質、本数は、設計図面による。

図3.10 梁の打増し補強配筋

I 小梁主筋の継手、定着及び余長は、次による。

(1) 連続小梁の場合は、図3.11による。



(注) 1. ——— 印は、余長位置を示す。
2. 梁せいが小さく垂直で余長がとれない場合、斜めにしてもよい。
3. 図示のない事項は、6.A～D及び8.A～Cに準じる。
※ L3hを確保できない場合は、3.B(2)によることができる。

図3.11 小梁主筋の継手、定着及び余長（その１）

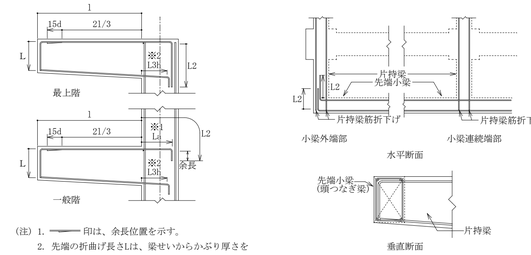
(2) 単独小梁の場合は、図3.12による。

(注) 1. ——— 印は、余長位置を示す。
2. 梁せいが小さく垂直で余長がとれない場合、斜めにしてもよい。
3. 図示のない事項は、6.A～D及び8.A～Cに準じる。
※ L3hを確保できない場合は、3.B(2)によることができる。

図3.12 小梁主筋の継手、定着及び余長（その２）

J 片持梁主筋の定着及び余長は、次による。

(1) 先端に小梁のない場合は、図3.13による。
(2) 先端に小梁がある場合は、図3.14による。



(注) 1. ——— 印は、余長位置を示す。
2. 先端の折曲げ長さLは、梁せいからかぶり厚さを除いた長さとする。
3. 図示のない事項は、8.A～Cに準じる。
※1. Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。
※2. L3hを確保できない場合は、3.B(2)によることができる。

図3.13 片持梁主筋の定着及び余長（先端に小梁のない場合）

(注) 1. 図示のない場合は、図3.13による。
2. 先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
3. 先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

図3.14 片持梁主筋の定着（先端に小梁がある場合）

(3) あばら筋は、8.E～Gに準じる。
(4) 打増し補強筋は、8.Hに準じる。

９．壁、パラペット

A 壁の基準配筋は表4.1により、種別は設計図面による。

表4.1 壁の基準配筋

種 別	縦筋及び横筋	断 面 図(mm)
W12	D10-200@シングル	120
W15A	D10-150@シングル	150
W15B	D10-100@シングル	
W18A	D10-200@ダブル	180
W18B	D10-150@ダブル	
W20A	D10-200@ダブル	200
W20B	D10-150@ダブル	

(注) 壁筋の配筋順序は、規定しない。

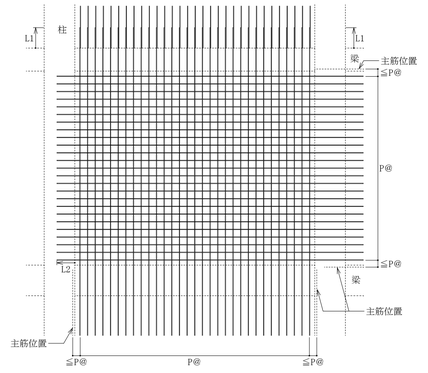
B 片持スラブ形階段を受ける壁の基準配筋は表4.2により、種別は設計図面による。

表4.2 片持スラブ形階段を受ける壁の基準配筋

種 別		縦筋及び横筋	断 面 図(mm)	階段の配筋種別(表6.1)
KW1	縦筋	D13-200@ダブル	180	KA1，KA3
	横筋	D10-200@ダブル		
KW2	縦筋	D13-150@ダブル	200	KA2，KA4
	横筋	D10-200@ダブル		

(注) 縦筋は、横筋の外側に配筋する。

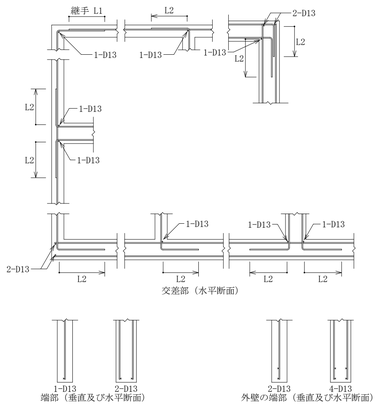
C 壁配筋の継手及び定着は、図4.1による。



(注) 1. 図中のP@は、設計図面で記された壁筋の間隔を示す。ただし、端部は柱、梁の主筋からの間隔で≦P@とする。
2. 配筋の間隔が変わる場合は、無理に曲げずにあき継手とする。
3. 壁配筋の重ね継手はL1、定着長さはL2とする。
4. 幅止め筋は、縦横ともD10-1,000@程度とする。
5. 原則として、柱及び梁内に、壁筋の継手を設けない。

図4.1 壁の配筋

D 壁の交差部及び端部の配筋は、図4.2による(ラーメン構造)。



(注) 端部や交差部で折り曲げる場合は、1-D13で補強する。（スラブ内に定着する場合も準用する。）

図4.2 壁の交差部及び端部の配筋

E 壁の開口部補強

(1) 耐震壁を除く壁開口部の補強筋は、A形は表4.3、B形は表4.4とし、適用は特記による。
なお、耐震壁の補強筋は、設計図面による。

表4.3 壁開口部補強筋（A形）

壁 の 種 別	補強筋	
	縦 横	斜 め
W12，W15	1-D13	1-D13
W18，W20	2-D13	2-D13

表4.4 壁開口部補強筋（B形）

壁 の 種 別	補強筋	
	縦 横	斜 め
W12，W15	2-D13	1-D13
W18，W20	4-D13	2-D13

(2) 壁開口部補強筋の定着長さは、図4.3による。

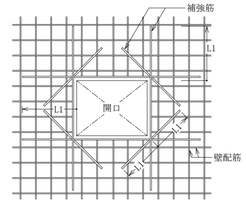
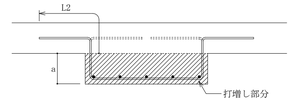


図4.3 壁開口部補強筋の定着長さ

(3) 開口部が柱及び梁に接する部分又は鉄筋を緩やかに曲げることにより開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。
(4) コンセントボックス等を埋め込む場合の補強は、設計図面による。部分的にコンクリートの厚さが薄くなり、ひび割れを生じやすくなる場合は溶接金網等で補強をする。

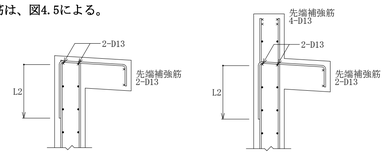
F 壁の打増し補強は、図4.4による。



(注) 1. 壁の打増し厚さaが50mm以上の場合の補強を示す。
2. 打増し幅、補強配筋の径、材質、本数及び間隔は、設計図面による。

図4.4 壁の打増し補強配筋

G パラペットの配筋は、図4.5による。



(注) 1. コンクリートの厚さは、設計図面による。
2. 鉄筋の径、材質及び間隔は、設計図面による。
3. パラペット縦筋の梁、スラブ等への定着長さはL2とする。

図4.5 パラペットの配筋

１０．スラブ

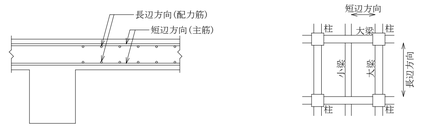
A スラブの配筋

(1) スラブの基準配筋は表5.1及び図5.1により、配筋種別及びスラブ厚さは、設計図面による。

表5.1 スラブの基準配筋

配 筋 種 別	短辺方向(主筋) 全域	長辺方向(配力筋) 全域	配 筋 種 別	短辺方向(主筋) 全域	長辺方向(配力筋) 全域
S1	D13-100@	D13-100@	S8	D10,D13-150@	D10-150@
S2	同上	D13-150@	S9	同上	D10-200@
S3	同上	D10,D13-150@	S10	D10,D13-200@	D10,D13-200@
S4	D13-150@	D13-150@	S11	同上	D10-200@
S5	同上	D10,D13-150@	S12	同上	D10-250@
S6	同上	D10-150@	S13	D10-200@	D10-200@
S7	D10,D13-150@	D10,D13-150@	S14	同上	D10-250@

(注) 上端筋、下端筋とも同一配筋とする。



(注) 1. 配筋の割付は、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。
2. 鉄筋の重ね継手長さは、L1とする。

図5.1 スラブの配筋

鵜の森公園南東便所整備工事	配筋基準図３	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０
	A1：—		draw YM	
	(50%縮小)A3：—		check	
			date 250620	

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士353678号 吉田和也

S-05

(2) スラブ筋の定着及び受け筋は、図5.2による。ただし、引き通すことができない場合は、図5.3により梁内に定着する。なお、受け筋の支持にスペーサーを用いる。

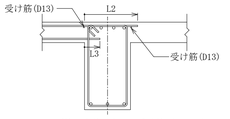


図5.2　スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その１）

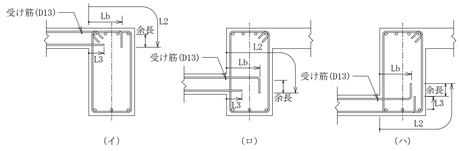


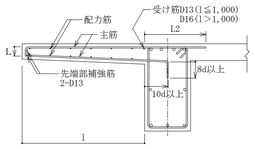
図5.3　スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その２）

B 片持ちスラブの配筋

(1) 片持スラブの基準配筋は表5.2並びに図5.4及び図5.5により、配筋種別及びスラブ厚さは、設計図面による。

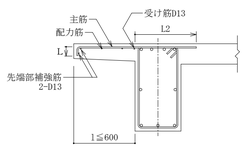
表5.2　片持スラブの基準配筋

配筋種別		主　筋	配筋種別		主　筋
ＣＳ1	上	D13−100@	ＣＳ5	上	D10−200@
	下	D13−200@		下	D10−400@
ＣＳ2	上	D13−150@	ＣＳ6	上	D10,D13−200@
	下	D13−300@		下	―――
ＣＳ3	上	D10,D13−150@	ＣＳ7	上	D10−200@
	下	D10,D13−300@		下	―――
ＣＳ4	上	D10,D13−200@			
	下	D10−200@			



(注) 1. 先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。
2. スラブに段差のない場合は、主筋を引き通してスラブに定着してもよい。

図5.4　片持スラブの配筋（ＣＳ1からＣＳ5）



(注) 1. 先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。
2. スラブに段差のない場合は、主筋を引き通してスラブに定着してもよい。

図5.5　片持スラブの配筋（ＣＳ6及びＣＳ7）

(2) 先端に壁が付く場合の配筋は、図5.6による。

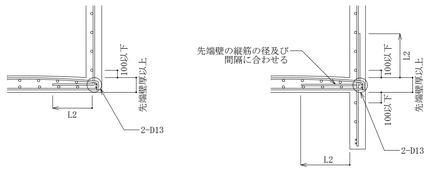
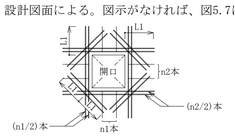


図5.6　先端に壁が付く場合の配筋

C スラブ開口部の補強

スラブ開口部の補強は、設計図面による。図示がなければ、図5.7による。

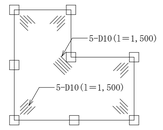


(注) 1. スラブ開口の最大径が700mm以下の場合に限る。
2. スラブ開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13(１＝2L1)シングルを上下筋の内側に配筋する。
3. スラブ開口の最大径が両方向の鉄筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

図5.7　スラブ開口部の補強配筋

D 出隅部及び入隅部の補強

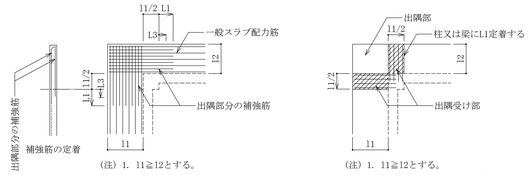
(1) 屋根スラブの出隅及び入隅部の補強は、図5.8による。



(注) 補強筋を上端筋の下側に配置する。

図5.8　出隅及び入隅部の補強配筋

(2) 片持スラブの出隅部の補強は、図5.9による。



(注) 1. 11≧12とする。
2. 出隅受部の補強筋は設計図面による。

出隅部分補強配筋

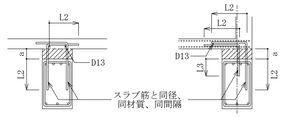
(注) 1. 11≧12とする。
2. 出隅受け部配筋は柱又は梁にL1定着する。
3. 出隅受け部の補強筋は、設計図面による。

出隅受け部配筋

図5.9　片持スラブ出隅部の補強配筋

E スラブの打継ぎ補強等

(1) 土間スラブの打継ぎ補強は、aが300mm以下の場合は、図5.10による。

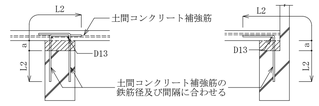


中間部　　a≦300mm　　端部

(注) 1. 基礎梁とスラブを一体打ちとしないで、打継ぎを設ける場合の補強を示す。
2. 土間スラブとは、土に接するスラブのうち、床荷重を直接支持地盤へ伝達できるもの以外で、梁及び柱を介して基礎へ荷重を伝達するものをいう。

図5.10　打継ぎ補強配筋

(2) 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋は、ａが300mm以下の場合は、図5.11による。



中間部　　a≦300mm　　端部

(注) 1. 土間コンクリートとは、土に接するスラブのうち、床荷重を直接支持地盤へ伝達できるものをいう。
2. 土間コンクリート補強筋の配筋及びコンクリート厚さは、設計図面による。
3. 土間スラブ下の砂利地業厚さ及び捨コンクリート厚さは、設計図面による。

図5.11　土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

F 段差のあるスラブの補強

150mm以下の段差のあるスラブの補強は、図5.12による。（土間コンクリートは除く）

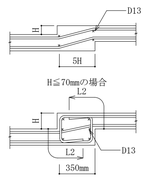
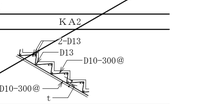
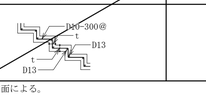
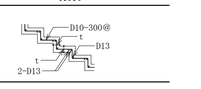


図5.12　段差のあるスラブの補強配筋

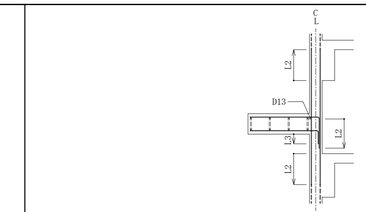
１１．階段

A 片持スラブ形階段の基準配筋は、表6.1及び図6.1により、寸法及び配筋種別は設計図面による。

表6.1　片持スラブ形階段の基準配筋

配筋種別	ＫＡ1	ＫＡ2
配筋図		
配筋種別	ＫＡ3	ＫＡ4
配筋図		

(注) スラブ厚さｔ(mm)は設計図面による。



(注) 1. 壁配筋は、9.Bによる。
2. 階段主筋は、壁の中心線を越えてかぎ縦に下ろす。
3. スラブ配力筋の継手及び定着の長さは、表5.3.4のL3とする。

図6.1　片持スラブ形階段配筋の定着

B 二辺固定スラブ形階段の基準配筋は、表6.2並びに図6.2及び図6.3により、寸法及び配筋種別は設計図面による。

表6.2　二辺固定スラブ形基準配筋

配筋種別	上端筋、下端筋とも（全域）
ＫＢ1	D13−200@
ＫＢ2	D13−150@
ＫＢ3	D13−100@
ＫＢ4	D13,D16−150@
ＫＢ5	D16−150@
ＫＢ6	D16−125@
ＫＢ7	D16−100@

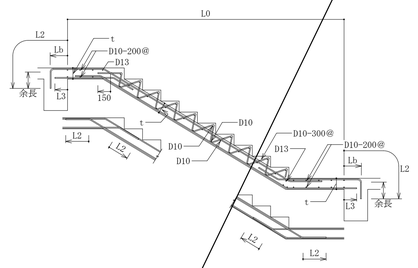
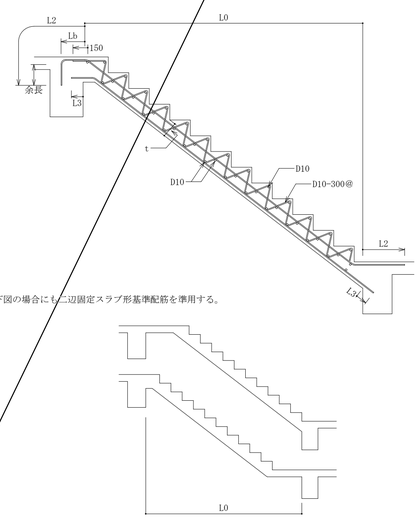


図6.2　二辺固定スラブ形階段配筋（その１）



(注) 下図の場合にも二辺固定スラブ形基準配筋を準用する。

図6.3　二辺固定スラブ形階段配筋（その２）

１２．梁貫通孔の配筋

A 梁貫通孔の配筋は、次による。

(1) 梁貫通孔補強筋の名称等は、図7.1による。
(2) 孔の径は、梁せいの1/3以下とし、孔が円形でない場合はこれの外接円とする。
(3) 孔の上下方向の位置は梁せい中心付近とし、梁中央部下端は梁下端よりD/3(Dは梁せい)の範囲には設けてはならない。
(4) 孔は、柱面から、原則として、1.5D以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は設計図面による。
(5) 孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の3倍以上とする。
(6) 縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。
(7) 補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは、図7.2による。
(8) 孔の径が梁せいの1/10以下、かつ、100mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。
(9) 溶接金網の余長は1格子以上とし、突出しは10mm以上とする。
(10) 溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋1−13φのリング筋を取り付ける。なお、リング筋は、溶接金網に４箇所以上溶接する。
(11) 溶接金網の割付け始点は、横筋ではあばら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。

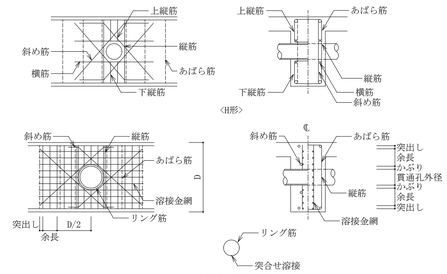


図7.1　梁貫通孔補強筋の名称等

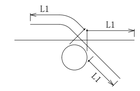
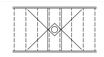
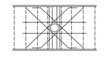
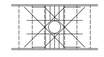


図7.2　補強筋の定着長さ

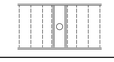
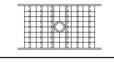
B 梁貫通孔の補強形式は表7.1から表7.3により、配筋種別は設計図面による。

表7.1　H形配筋

配筋種別	斜め筋	縦　筋	横　筋	上下縦筋	配　筋　図
H1	2−2−D13	なし	なし	なし	
H2		2−2−D13			
H3	4−2−D13	2−2−D13	2−2−D13	2−2−D13	
H4	4−2−D16				
H5	4−2−D16	4−2−D13	2−2−D13	3−2−D13	
H6	4−2−D19				
H7	4−2−D22				

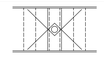
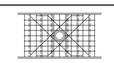
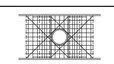
(注) ---------- は、一般部分のあばら筋を示す。

表7.2　M形配筋

配筋種別	縦筋	溶接金網	配　筋　図
M1	2−2−D13	なし	
M2	4−2−D13		
M3	4−2−D13	2−6φ−100@	
M4	6−2−D13		

(注) ---------- は、一般部分のあばら筋を示す。

表7.3　MH形配筋

配筋種別	斜め筋	縦　筋	溶接金網	配　筋　図
MH1	2−2−D13	なし	なし	
MH2		2−2−D13		
MH3	2−2−D13	2−2−D13	2−6φ−100@	
MH4	4−2−D13			
MH5	4−2−D16			
MH6	4−2−D16	4−2−D13	2−6φ−100@	
MH7	4−2−D19			

(注) ---------- は、一般部分のあばら筋を示す。

鵜の森公園南東便所整備工事	配筋基準図４	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design　history	２５０３０
	A1：ー		draw　YM	
	(50%縮小)A3：ー		check	
			date　250620	

ー級建築士事務所　株式会社 歩設計　ー級建築士353678号　吉田和也

S-06

１３．コンクリートブロック帳壁との取合い

A 控壁の配筋は、図7.3による。

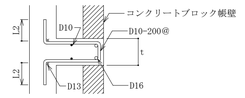


図7.3　控壁の配筋（水平、垂直とも）

B 帳壁が土間コンクリート上に設置される場合の補強は、図7.4による。

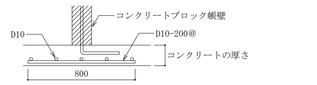
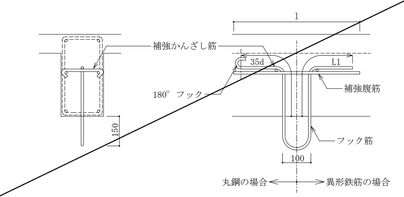


図7.4　壁付き土間コンクリートの補強配筋

１４．機械吊上げ用フック

A 梁に設ける機械吊上げ用フックは、次を参考に設計図面による。



参考資料

梁貫通孔の付表について

(1) 付表中のA～Hは梁のせん断補強筋量(あばら筋量)に対応した記号で下記による。

A：D10−200@
B：D10−150@orD10･D13−200@
C：D10−125@
D：D13−200@orD10･D13−150@
E：D10−100@
F：D13−150@orD10･D13−125@
G：D13−125@orD10･D13−100@
H：D13−100@

付表1 貫通孔補強H形（Fc≦24N/mm2）

梁せい	梁幅cm	30								35								40							
cm	径 cm	A	B	C	D	E	F	G	H	A	B	C	D	E	F	G	H	A	B	C	D	E	F	G	H
50	10	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	2	1	2	2	2	3	1	1	2	2	2	2	2	3
55	15	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3
60	10	1	1	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3
65	15	2	2	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3
70	20	2	2	3	2	3	3	3	3	2	2	3	3	3	3	3	3	2	2	3	3	3	3	3	4
75	10	1	2	2	2	3	3	3	3	1	2	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3
80	15	1	2	3	3	3	3	3	4	2	2	3	3	3	3	3	4	2	2	3	3	3	3	3	4
85	20	2	2	3	3	3	3	3	4	2	3	3	3	3	3	4	4	2	3	3	3	3	4	4	5
	25	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5	3	3	3	3	3	3	4	5
90	10	2	2	3	3	3	3	3	4	2	2	3	3	3	3	3	4	2	2	3	3	3	3	3	4
95	15	2	2	3	3	3	3	3	5	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5
100	20	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5
	25	3	3	3	3	3	3	5	5	3	3	3	3	4	4	5	5	3	3	3	3	4	4	5	6
	30	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	4	4	5	5	6
105	10	2	2	3	3	3	3	4	5	2	2	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5
110	15	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	4	4	5
115	20	2	3	3	3	3	4	5	6	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	4	4	5	5	6
	25	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	4	4	5	6	7
	30	3	3	3	4	4	5	5	7	3	3	3	4	4	5	5	7	3	3	4	4	5	5	6	7
	35	3	3	4	4	5	5	6	7	3	3	4	4	5	5	6	7	3	4	4	5	5	6	7	−
120	10	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5
	15	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	5	5	2	3	3	3	3	3	5	6
	20	3	3	3	3	3	4	5	6	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	3	4	4	5	6
	25	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	4	4	4	5	7	7	3	3	3	4	4	5	5	7
	30	3	3	3	4	4	5	6	7	3	3	4	4	5	5	6	7	3	3	4	4	5	5	6	7
	35	3	3	4	4	5	5	6	7	3	3	4	5	5	5	6	7	3	4	4	5	5	6	7	−
	40	3	4	4	5	5	5	7	−	3	4	5	5	5	6	7	−	3	4	5	5	6	6	7	−
梁せい	梁幅cm	45								50								55							
cm	径 cm	A	B	C	D	E	F	G	H	A	B	C	D	E	F	G	H	A	B	C	D	E	F	G	H
50	10	1	1	2	2	2	2	2	3	1	1	2	2	2	2	2	3	1	1	2	2	2	2	2	3
55	15	1	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3
60	10	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3
65	15	2	2	2	2	3	3	3	3	2	2	2	3	3	3	3	3	2	2	2	3	3	3	3	3
70	20	2	3	3	3	3	3	3	4	2	3	3	3	3	3	3	4	2	3	3	3	3	3	3	4
75	10	2	2	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3
80	15	2	2	3	3	3	3	3	4	2	2	3	3	3	3	3	4	2	3	3	3	3	3	3	4
85	20	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5
	25	3	3	3	3	3	3	4	5	3	3	3	3	4	4	5	5	3	3	3	3	4	4	5	5
90	10	2	2	3	3	3	3	3	4	2	2	3	3	3	3	3	4	2	2	3	3	3	3	3	4
95	15	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5
100	20	3	3	3	3	3	3	4	5	3	3	3	3	3	3	4	5	3	3	3	3	3	3	4	5
	25	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	3	4	4	5	6
	30	3	3	4	4	5	5	5	7	3	3	4	4	5	5	6	7	3	3	4	4	5	5	6	7
105	10	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5
110	15	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	5	5	2	3	3	3	3	4	4	5
115	20	3	3	3	3	3	4	4	5	3	3	3	3	3	4	5	5	3	3	3	3	4	4	5	6
	25	3	3	3	4	4	4	5	6	3	3	3	4	4	4	5	6	3	3	3	4	4	5	5	6
	30	3	3	4	4	5	5	5	7	3	3	4	4	5	5	6	7	3	3	4	4	5	5	6	7
	35	3	4	4	5	5	5	7	−	3	4	4	5	5	6	7	−	3	4	4	5	5	6	7	−
120	10	2	3	3	3	3	4	5	6	2	3	3	3	3	4	5	6	2	3	3	3	3	4	5	6
	15	2	3	3	3	3	4	5	6	2	3	3	3	3	4	5	6	2	3	3	3	3	4	5	6
	20	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	3	4	4	5	7
	25	3	3	4	4	5	5	6	7	3	3	4	4	5	5	6	7	3	3	4	4	5	5	6	7
	30	3	3	4	5	5	5	6	7	3	4	4	5	5	5	6	−	3	4	5	5	5	5	7	−
	35	3	4	5	5	5	6	6	7	−	3	4	5	5	6	6	7	−	3	4	5	5	6	7	−
	40	4	5	5	5	6	6	7	−	4	5	5	6	6	7	−	−	4	5	6	6	6	7	−	−

(注) 梁せい等が表の中間にある場合は、補強筋の多い方を採用する。

付表2 貫通孔補強M形（Fc≦24N/mm2）

梁せい	梁幅cm	30								35								40							
cm	径 cm	A	B	C	D	E	F	G	H	A	B	C	D	E	F	G	H	A	B	C	D	E	F	G	H
50	10	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	2	1	2	2	2	3	1	1	2	2	2	2	2	3
55	15	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3
60	10	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3
65	15	2	2	2	2	3	3	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4
70	20	2	2	3	3	3	3	4	4	2	2	3	3	3	3	4	−	2	2	3	3	3	4	4	−
75	10	1	2	2	2	3	3	3	4	1	2	2	2	3	3	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4
80	15	2	2	3	3	3	3	4	−	2	2	3	3	3	3	4	4	2	2	3	3	3	3	4	−
85	20	2	2	3	3	3	4	4	−	2	3	3	3	4	4	4	−	2	3	3	3	4	4	−	−
	25	2	3	3	3	4	4	−	−	2	3	3	4	4	4	−	−	3	3	4	4	4	4	−	−
90	10	2	2	3	3	3	3	4	4	2	2	3	3	3	3	4	4	2	2	3	3	3	3	4	−
95	15	2	2	3	3	3	3	4	−	2	3	3	3	3	4	4	−	2	3	3	3	3	4	4	−
100	20	2	3	3	3	3	4	4	−	2	3	3	3	4	4	4	−	2	3	3	3	4	4	−	−
	25	3	3	3	3	4	4	−	−	3	3	3	4	4	4	−	−	3	3	4	4	4	4	−	−
	30	3	3	3	4	4	4	−	−	3	3	4	4	4	−	−	−	3	4	4	4	−	−	−	−
105	10	2	2	3	3	3	3	4	−	2	2	3	3	3	3	4	−	2	3	3	3	3	3	4	−
110	15	2	3	3	3	3	4	−	−	2	3	3	3	4	4	−	−	2	3	3	3	4	4	−	−
115	20	3	3	3	3	4	4	−	−	3	3	3	4	4	4	−	−	3	3	4	4	4	−	−	−
	25	3	3	3	4	4	−	−	−	3	3	4	4	4	−	−	−	3	4	4	4	−	−	−	−
	30	3	3	4	4	−	−	−	−	3	4	4	4	−	−	−	−	3	4	4	−	−	−	−	−
	35	3	4	4	−	−	−	−	−	3	4	−	−	−	−	−	−	4	4	−	−	−	−	−	−
120	10	2	3	3	3	3	3	4	−	2	3	3	3	3	3	4	−	2	3	3	3	3	3	4	−
	15	2	3	3	3	4	4	−	−	2	3	3	3	4	4	−	−	2	3	3	3	4	4	−	−
	20	3	3	3	4	4	4	−	−	3	3	3	4	4	4	−	−	3	3	3	4	4	4	−	−
	25	3	3	4	4	−	−	−	−	3	3	4	4	4	−	−	−	3	3	4	4	−	−	−	−
	30	3	4	4	−	−	−	−	−	3	4	4	4	−	−	−	−	3	4	4	−	−	−	−	−
	35	4	−	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−
梁せい	梁幅cm	45								50								55							
cm	径 cm	A	B	C	D	E	F	G	H	A	B	C	D	E	F	G	H	A	B	C	D	E	F	G	H
50	10	1	1	2	2	2	2	2	3	1	1	2	2	2	2	2	3	1	1	2	2	2	2	2	3
55	15	1	2	2	2	2	2	3	4	2	2	2	2	2	2	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4
60	10	1	2	2	2	2	2	3	4	1	2	2	2	2	2	3	4	1	2	2	2	2	2	3	4
65	15	2	2	2	2	3	3	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4
70	20	2	3	3	3	4	4	4	−	2	3	3	3	4	4	4	−	2	3	3	3	4	4	−	−
75	10	2	2	2	2	3	3	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4
80	15	2	2	3	3	3	3	4	−	2	2	3	3	3	3	4	−	2	2	3	3	3	3	4	−
85	20	2	3	3	3	4	4	4	−	2	3	3	3	4	4	4	−	2	3	3	3	4	4	−	−
	25	3	3	4	4	4	4	−	−	3	3	4	4	−	−	−	−	3	3	4	4	−	−	−	−
90	10	2	2	3	3	3	3	4	−	2	2	3	3	3	3	4	−	2	2	3	3	3	3	4	−
95	15	2	3	3	3	4	4	−	−	2	3	3	3	4	4	−	−	2	3	3	3	4	4	−	−
100	20	3	3	3	4	4	4	−	−	3	3	3	4	4	4	−	−	3	3	4	4	4	4	−	−
	25	3	3	4	4	−	−	−	−	3	3	4	4	−	−	−	−	3	4	4	−	−	−	−	−
	30	3	4	4	−	−	−	−	−	3	4	−	−	−	−	−	−	3	4	−	−	−	−	−	−
105	10	2	3	3	3	3	3	4	−	2	3	3	3	3	3	4	−	2	3	3	3	3	3	4	−
110	15	2	3	3	3	4	4	−	−	2	3	3	3	4	4	−	−	2	3	3	3	4	4	−	−
115	20	3	3	4	4	4	−	−	−	3	3	4	4	4	−	−	−	3	3	4	4	−	−	−	−
	25	3	4	4	4	−	−	−	−	3	4	4	4	−	−	−	−	3	4	4	−	−	−	−	−
	30	3	4	−	−	−	−	−	−	3	4	−	−	−	−	−	−	3	4	−	−	−	−	−	−
	35	4	−	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−
120	10	2	3	3	3	3	3	4	−	2	3	3	3	3	3	4	−	2	3	3	3	3	3	4	−
	15	2	3	3	3	4	4	−	−	2	3	3	3	4	4	−	−	3	3	3	4	4	4	−	−
	20	3	3	4	4	4	−	−	−	3	3	4	4	4	−	−	−	3	3	4	4	−	−	−	−
	25	3	4	4	4	−	−	−	−	3	4	4	4	−	−	−	−	3	4	4	−	−	−	−	−
	30	3	4	−	−	−	−	−	−	3	4	−	−	−	−	−	−	3	4	−	−	−	−	−	−
	35	4	−	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−
	40	4	−	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−

(注) 1. 梁せい等が表の中間にある場合は、補強筋の多い方を採用する。
2. −印のものは、補強不可能なので、MH形を採用する。

付表3 貫通孔補強MH形（Fc≦24N/mm2）

梁せい	梁幅cm	30								35								40							
cm	径 cm	A	B	C	D	E	F	G	H	A	B	C	D	E	F	G	H	A	B	C	D	E	F	G	H
50	10	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	2	1	2	2	2	3	1	1	2	2	2	2	2	3
55	15	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3
60	10	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3	1	2	2	2	2	2	3	3
65	15	2	2	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3
70	20	2	2	3	2	3	3	3	3	2	2	3	3	3	3	3	3	2	2	3	3	3	3	3	4
75	10	1	2	2	2	3	3	3	3	1	2	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3
80	15	1	2	3	3	3	3	3	4	2	2	3	3	3	3	3	4	2	2	3	3	3	3	3	4
85	20	2	2	3	3	3	3	3	4	2	3	3	3	3	3	4	4	2	3	3	3	3	4	4	5
	25	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5	3	3	3	3	3	3	4	5
90	10	2	2	3	3	3	3	3	4	2	2	3	3	3	3	3	4	2	2	3	3	3	3	3	4
95	15	2	2	3	3	3	3	3	5	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5
100	20	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5
	25	3	3	3	3	3	3	5	5	3	3	3	3	4	4	5	5	3	3	3	3	4	4	5	6
	30	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	4	4	5	5	6
105	10	2	2	3	3	3	3	4	5	2	2	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5
110	15	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	3	4	5	2	3	3	3	3	4	4	5
115	20	3	3	3	3	3	4	4	5	3	3	3	3	3	4	5	5	3	3	3	3	4	4	5	6
	25	3	3	3	4	4	4	5	6	3	3	3	4	4	4	5	6	3	3	3	4	4	5	6	7
	30	3	3	4	4	5	5	5	7	3	3	4	4	5	5	6	7	3	3	4	4	5	5	6	7
	35	3	4	4	5	5	5	7	−	3	4	4	5	5	6	7	−	3	4	4	5	5	6	7	−
120	10	2	3	3	3	3	4	5	6	2	3	3	3	3	4	5	6	2	3	3	3	3	4	5	6
	15	2	3	3	3	3	4	5	6	2	3	3	3	3	4	5	6	2	3	3	3	3	4	5	6
	20	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	3	4	4	5	6	3	3	3	3	4	4	5	7
	25	3	3	4	4	5	5	6	7	3	3	4	4	5	5	6	7	3	3	4	4	5	5	6	7
	30	3	3	4	5	5	5	6	7	3	4	4	5	5	5	6	−	3	4	5	5	5	5	7	−
	35	3	4	5	5	5	6	6	7	−	3	4	5	5	6	6	7	−	3	4	5	5	6	7	−
	40	4	5	5	5	6	6	7	−	4	5	5	6	6	7	−	−	4	5	6	6	6	7	−	−
梁せい	梁幅cm	45								50								55							
cm	径 cm	A	B	C	D	E	F	G	H	A	B	C	D	E	F	G	H	A	B	C	D	E	F	G	H
50	10	1	1	2	2	2	2	2	3	1	1	2	2	2	2	2	3	1	1	2	2	2	2	2	3
55	15	1	2	2	2	2	2	3	4	2	2	2	2	2	2	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4
60	10	1	2	2	2	2	2	3	4	1	2	2	2	2	2	3	4	1	2	2	2	2	2	3	4
65	15	2	2	2	2	3	3	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4
70	20	2	3	3	3	4	4	4	−	2	3	3	3	4	4	4	−	2	3	3	3	4	4	−	−
75	10	2	2	2	2	3	3	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4	2	2	2	2	3	3	3	4
80	15	2	2	3	3	3	3	4	−	2	2	3	3	3	3	4	−	2	2	3	3	3	3	4	−
85	20	2	3	3	3	4	4	4	−	2	3	3	3	4	4	4	−	2	3	3	3	4	4	−	−
	25	3	3	4	4	4	4	−	−	3	3	4	4	−	−	−	−	3	3	4	4	−	−	−	−
90	10	2	2	3	3	3	3	4	−	2	2	3	3	3	3	4	−	2	2	3	3	3	3	4	−
95	15	2	3	3	3	4	4	−	−	2	3	3	3	4	4	−	−	2	3	3	3	4	4	−	−
100	20	3	3	3	4	4	4	−	−	3	3	3	4	4	4	−	−	3	3	4	4	4

★ 平成２７年５月１日　発行　一般社団法人　東京都建築士事務所協会　監修　東京都建築構造行政連絡会

壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）

※修正箇所は下線を引くこと

１．一般事項

（１）構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。

（２）記号

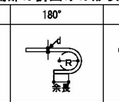
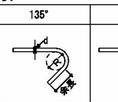
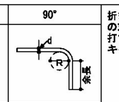
d･･･異形棒鋼の呼び名に用いた数値　　D･･･部材の成　　R･･･直径

@･･･間隔　　r･･･半径　　℄･･･中心線　　ℓ_0･･･部分間の内法距離　　ｈｏ･･･部材間の内法高さ

ＳＴ･･･あばら筋　　ＨＯＯＰ･･･帯筋　　Ｓ.ＨＯＯＰ･･･補強帯筋　　φ･･･直径

２．鉄筋加工、かぶり

（１）鉄筋末端部の折曲げの形状

折曲げ角度	180°	135°	90°
図			
鉄筋の余長	4d以上	6d以上(*4d以上)	8d以上(*4d以上)

折まげ角度90°はスラブ筋・壁筋の末端部またはスラブと同時に打ち込むＴ形およびＬ形梁のキャップタイにのみ用いる。



＊片持スラブ上端筋の先端
鉄筋は、ＳＤ295Ａ、ＳＤ295Ｂ、ＳＤ345を使用する.
折曲げ内法寸法Ｒは、Ｄ16以下は、3d以上、Ｄ19以上は4d以上

（２）鉄筋中間部の折曲げ形状　鉄筋の折曲げ角度90°以下

図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内のり寸法(R)
	帯筋 あばら筋 スパイラル筋	ＳＤ295Ａ ＳＤ295Ｂ、ＳＤ345	Ｄ16以下	3d以上
			Ｄ19～Ｄ25	4d以上
	上記以外の鉄筋	ＳＤ295Ａ ＳＤ295Ｂ、ＳＤ345	Ｄ16以下	4d以上
			Ｄ19～Ｄ25	6d以上

（３）鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

鉄筋の種類	普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲(N/mm²)	定着の長さ 一般（L_2）	定着の長さ 下ば筋（L_2） 小梁	定着の長さ 下ば筋（L_2） スラブ	特別の定着及び重ね継手の長さ（L_1）
ＳＤ295Ａ	21　24	35d または 25d フックつき	25d または 15d フック つき	10d かつ 150mm 以上	40d または 30d フックつき
ＳＤ295Ｂ		40d または 30d フックつき			45d または 35d フックつき
ＳＤ345	18				

コンクリートは普通Fc=18N/mm²以上24N/mm²以下、軽量Fc=18N/mm²以上21N/mm²以下
梁の主筋および耐力壁の鉄筋の、定着および重ね継手の長さは、引っ張り力の小さい箇所をのぞいて40d以上としなければならない

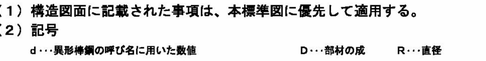
継　手

1．末端のフックは、定着および重ね継手の長さに含まない
2．継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする
3．直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする

ガス圧接形状　　2mm以下　　圧接面　　圧接面　　圧接面



圧接継手　　重ね継手（下図のいずれかとする）



（４）かぶり厚さ　（単位：mm）

構造部分	最小かぶり厚さ(mm)	設計かぶり厚さ(mm)
屋根スラブ・床スラブ・片持ちスラブ** ・非耐力壁	20*	30*
耐力壁・壁梁・小梁・片持ち梁	30*	40*
土に接する耐力壁・床スラブ・布基礎の立上り部分 基礎つなぎ梁	40	50
基　礎（捨コンクリート部分は除く）	60	70

〔注〕＊　耐久性上有効な仕上げのない場合、屋内・屋外にかかわらず10mm増しとする。
また、軽量コンクリートの場合は、10mm増しの値とする。
＊＊　片持ちスラブ先端は、最少かぶり30mmとする。[8-(1)の◎参照]

（５）鉄筋のあき

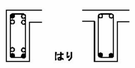
a．異形鉄筋では呼び名に用いた数値の1.5d以上
b．粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25mm以上

異形鉄筋　　間隔　do　あき　do

（６）鉄筋のフック(a～fに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。)

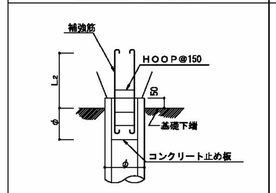
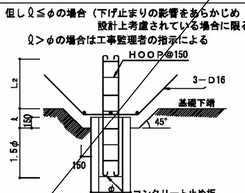
a．壁長が１m以下の壁横筋の末端　b．あばら筋、帯筋　c．煙突の鉄筋
d．柱、梁(基礎梁は除く)の出すみ部分の鉄筋(右図参照)
e．単純梁の下端筋
f．その他、本配筋標準に記載する箇所

● 印の鉄筋の重ね継手の末端にはフックが必要

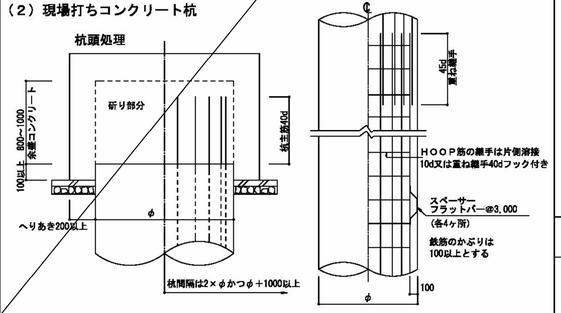


３．杭　（地震力等の水平力を考慮して、別途検討すること。）

（１）ＰＲＣ杭、又はＰＨＣ杭の全てに補強を行う

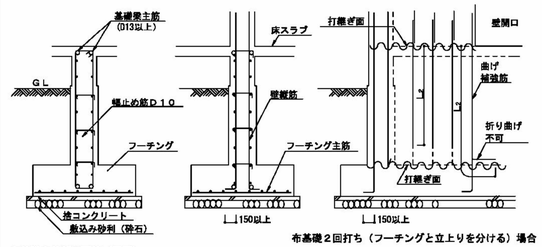
所定の位置に止まった場合			所定より低く止まった場合		
			但し$\ell_2 \leqq \phi$の場合（下げ止まりの影響をあらかじめ設計上考慮されている場合に限る） $\ell_2 > \phi$の場合は工事監理者の指示による 		
杭　径	300φ、350φ	400φ	450φ	500φ	600φ
補強筋	6－Ｄ13	8－Ｄ13	10－Ｄ13	8－Ｄ16	10－Ｄ16
ＨＯＯＰ	Ｄ10－@150				

（２）現場打ちコンクリート杭



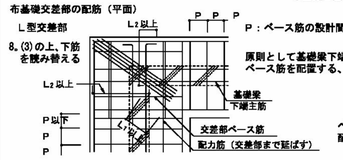
４．基　礎

（１）布基礎



布基礎２回打ち（フーチングと立上りを分ける）場合

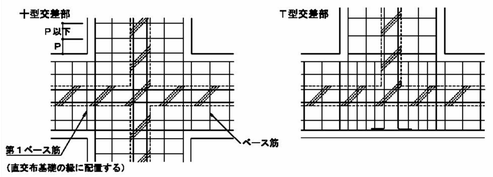
布基礎交差部の配筋（平面）



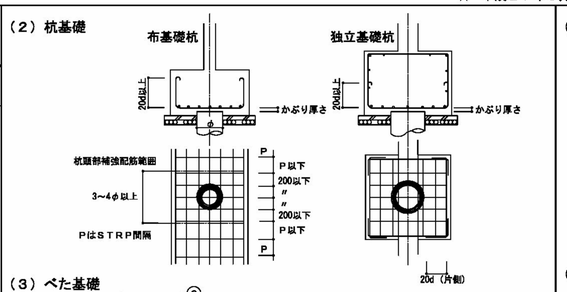
P：ベース筋の設計間隔

原則として基礎梁下端主筋・ベース筋・配力筋布および交差部ベース筋を配置する、また、特殊な場合にははかま筋を配置する

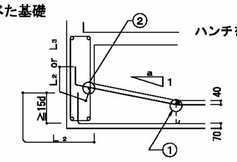
ベース筋の間隔は原則として200mm以下とし配力筋の間隔は300mm程度とする



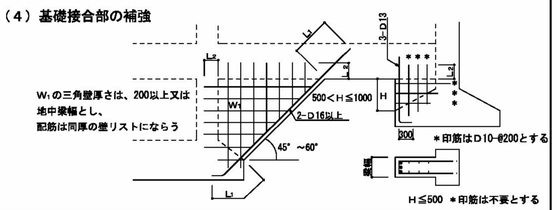
（２）杭基礎



（３）べた基礎

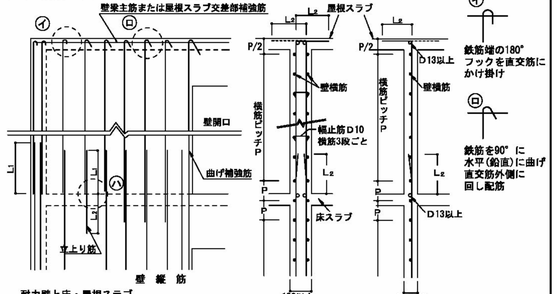


（４）基礎接合部の補強

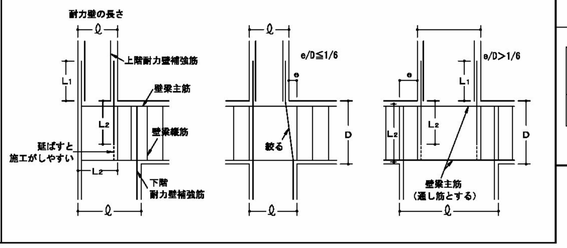


５．耐力壁

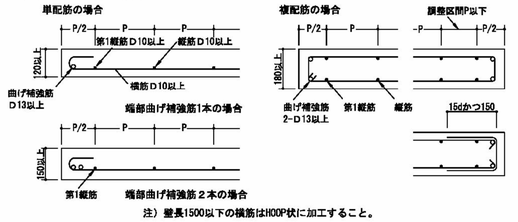
（１）縦筋・曲げ補強筋・縦補強筋の定着



（２）上・下階耐力壁の各種配置



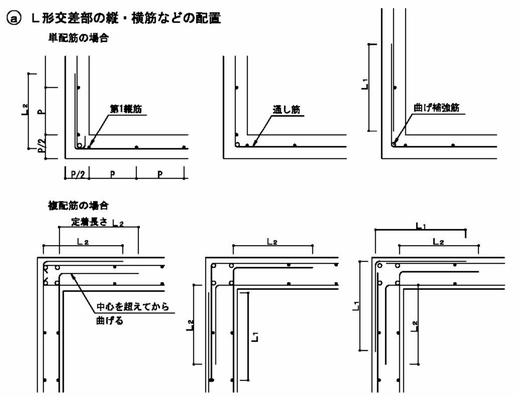
（３）耐力壁の縦・横筋の配置



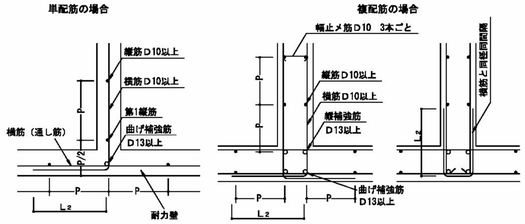
注）壁長1500以下の横筋はHOOP状に加工すること。

（４）耐力壁が交叉する場合（平面）

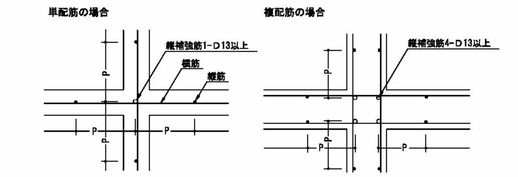
ⓐ Ｌ形交差部の縦・横筋などの配置



ⓑ Ｔ形交差部の縦・横筋の配置



ⓒ 十形交差部の縦・横筋などの配置



６．使用可能な鉄筋の最大径（標準）

部位 ＼ 構造種別	耐力壁	壁梁 がりょう 小梁	布基礎 基礎 基礎梁	スラブ	非耐力壁	塀
壁式鉄筋コンクリート造	D22	D22	D25	D16	D16	D16

鵜の森公園南東便所整備工事	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図１	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design　history	２５０３０	
	A1：―		draw　YM		
	(50%縮小)A3：―		check		
			date　250620		

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

S-08

★ 平成２７年５月１日　発行　一般社団法人　東京都建築士事務所協会　監修　東京都建築構造行政連絡会

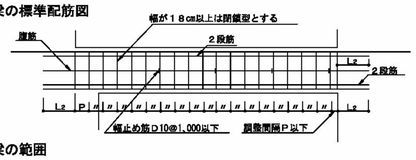
壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）

※修正箇所は下線を引くこと

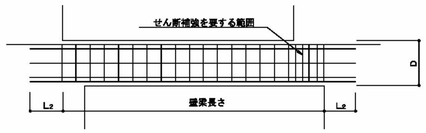
L＝本構造配筋標準図(1)の2-(3)による。

７．壁梁、小梁

（１）壁梁の標準配筋図

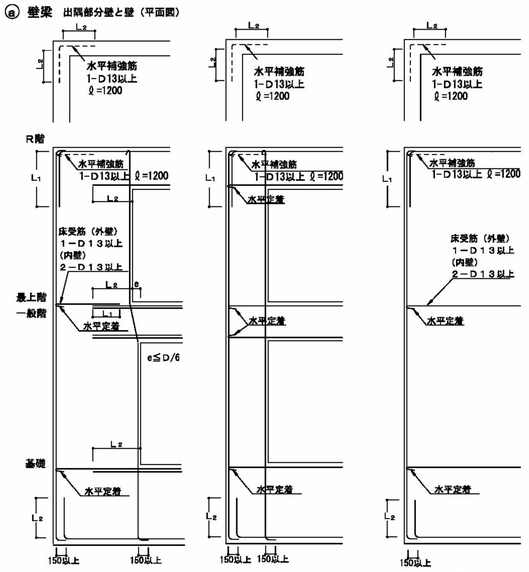


（２）壁梁の範囲



（３）定着

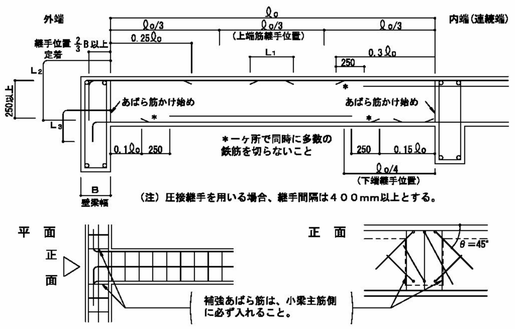
ⓐ 壁梁　出隔部分壁と壁（平面図）



壁長の大きい場合　壁長の小さい場合　無開口の場合

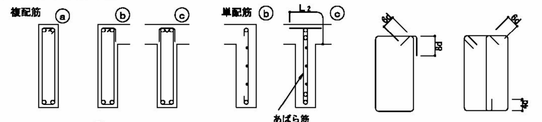
※梁主筋の重ね継手は原則として梁中間部に設けない。

ⓑ 小梁の定着・継手位置およびトップ筋長さ



（注）圧接継手を用いる場合、継手間隔は４００mm以上とする。

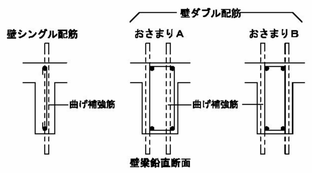
（４）あばら筋の型



（イ）原則として ⓐ のフック先曲とする。
片側床版付（L型）梁で ⓑ、
両側床版付（T型）梁で ⓒ とすることができる。
（ロ）フックの位置は ⓐ にあっては交互、
ⓑ にあってはスラブ側とする。

（５）壁梁と壁のおさまり

壁梁の幅は耐力壁の厚さ以上とする。



梁幅の最小寸法（構造体寸法）（単位mm）

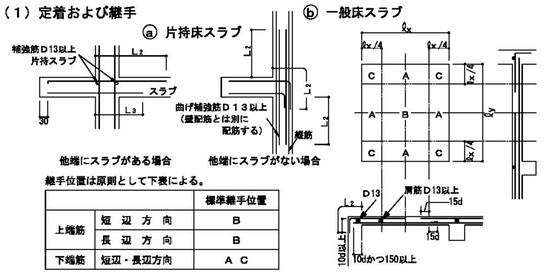
おさまり	はり主筋	曲げ補強筋 D13	曲げ補強筋 D16	おさまり	はり主筋	曲げ補強筋 D13	曲げ補強筋 D16
A	D13	180	180	B	D13	195	200
	D16	180	190		D16	195	210
	D19	190	200		D19	205	220

（注）かぶり厚さ４０mmの場合

８．床板

（１）定着および継手

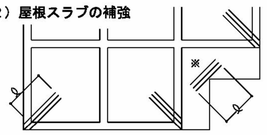
ⓐ 片持床スラブ　　ⓑ 一般床スラブ



継手位置は原則として下表による。

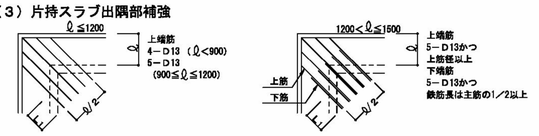
		標準継手位置
上端筋	短辺方向	B
	長辺方向	B
下端筋	短辺・長辺方向	A C

（２）屋根スラブの補強

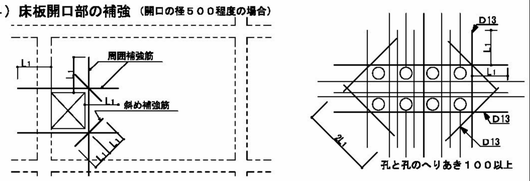


ⓐ補強筋は各3−D13又はスラブ主筋の同一径で ℓ=1,500とし、上端筋の下に配筋する
ⓑ※の個所（入隅）は各階補強する

（３）片持スラブ出隅部補強



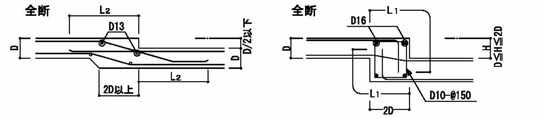
（４）床板開口部の補強（開口の径５００程度の場合）



床板厚さD	周囲	斜め
D≦150	各2−D13	各1−D13
150＜D≦200	各2−D13	各1−D13

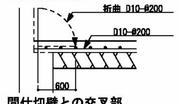
注）設備の小開口が連続してあく場合は縦、横、斜補強筋とは別に開口によって切断される鉄筋と同じ鉄筋を開口をさけて補強する。

（５）床版段差

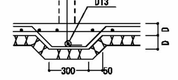


（６）土間コンクリート

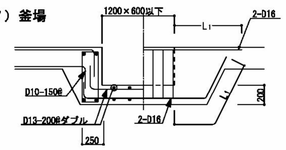
ⓐ 軽作業の土間



ⓑ 間仕切壁との交叉部



（７）釜場

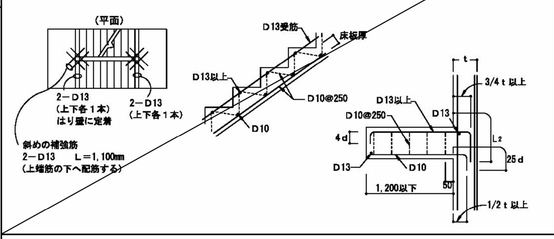


（８）打継ぎ補強（ダメ穴打断面について）

- 設計配筋間隔の1/2ピッチ　長さ２x L1以上
- 無筋部分D10−@200　長さ800以上

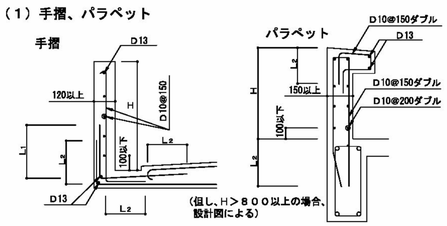
９．階段

片持ち階段



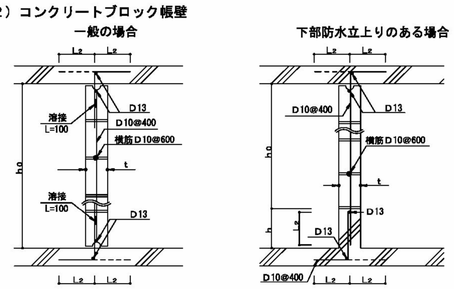
１０．その他

（１）手摺、パラペット



（但し、H＞８００以上の場合、設計図による）

（２）コンクリートブロック帳壁



注）hc≦25ｔかつ3500以下とする。但し直交方向25ｔ以内に壁、又は柱がある場合は除く
注）hはコンクリートブロック段数調整寸法とする。但し、200≦h≦400
注）鉄筋挿入部はモルタルを充てんすること

１１．梁貫通孔補強

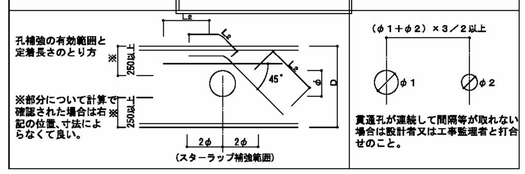
（１）既製品（使用するときには、設計者又は工事監理者と打合せのこと）

□リング型　□パイプ型　□金網型　□プレート型

（２）鉄筋標準配筋　　但しφ≦D／3とする

設置可能範囲　梁端部（スパンℓ/10以内かつD以内）は避ける

80≦φ≦100	100＜φ≦150	150＜φ≦250
折筋 2−(2−D13)	折筋 2−(2−D13)	斜筋 4−(2−D13)
縦筋 ST 2−D13 @100	縦筋 ST 2−D13 @50	縦筋 ST 2−D13 @50
	横筋 2−(2−D13)	横筋 2−(2−D13)
	上下端筋 ST 2−D13 @50	上下端筋 ST 2−D13 @50



貫通孔が連続して間隔等が取れない場合は設計者又は工事監理者と打合せのこと。

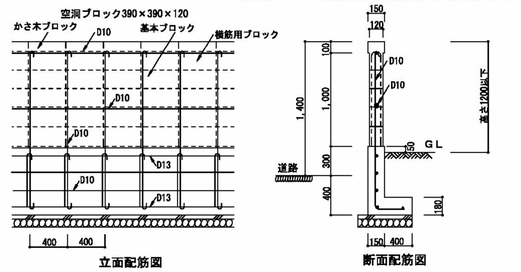
１２．コンクリートブロック塀

（１）ブロック塀の高さ・厚さと基礎の構造

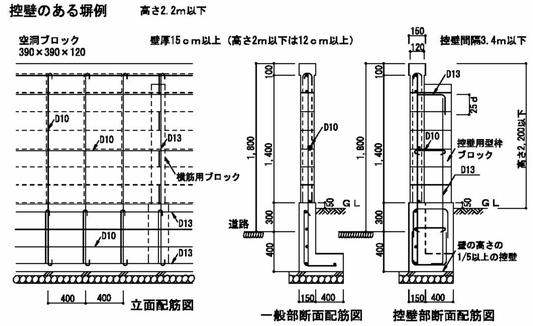
a．塀の高さ（地盤面に高低差のある場合は低い方による）は2.2ｍ以下。
b．塀の厚さは、塀の高さ2m以下の場合は12ｃｍ以上、2mを超える場合は15ｃｍ以上。
c．地盤が液状化の恐れのある砂質土及び軟弱土の場合は、別途検討する。
d．鉄筋挿入部はモルタルを充てんすること。

控壁のない塀例　高さ1.2m以下

縦筋は、ブロックの空洞部内で重ね継ぎをしてはならない。



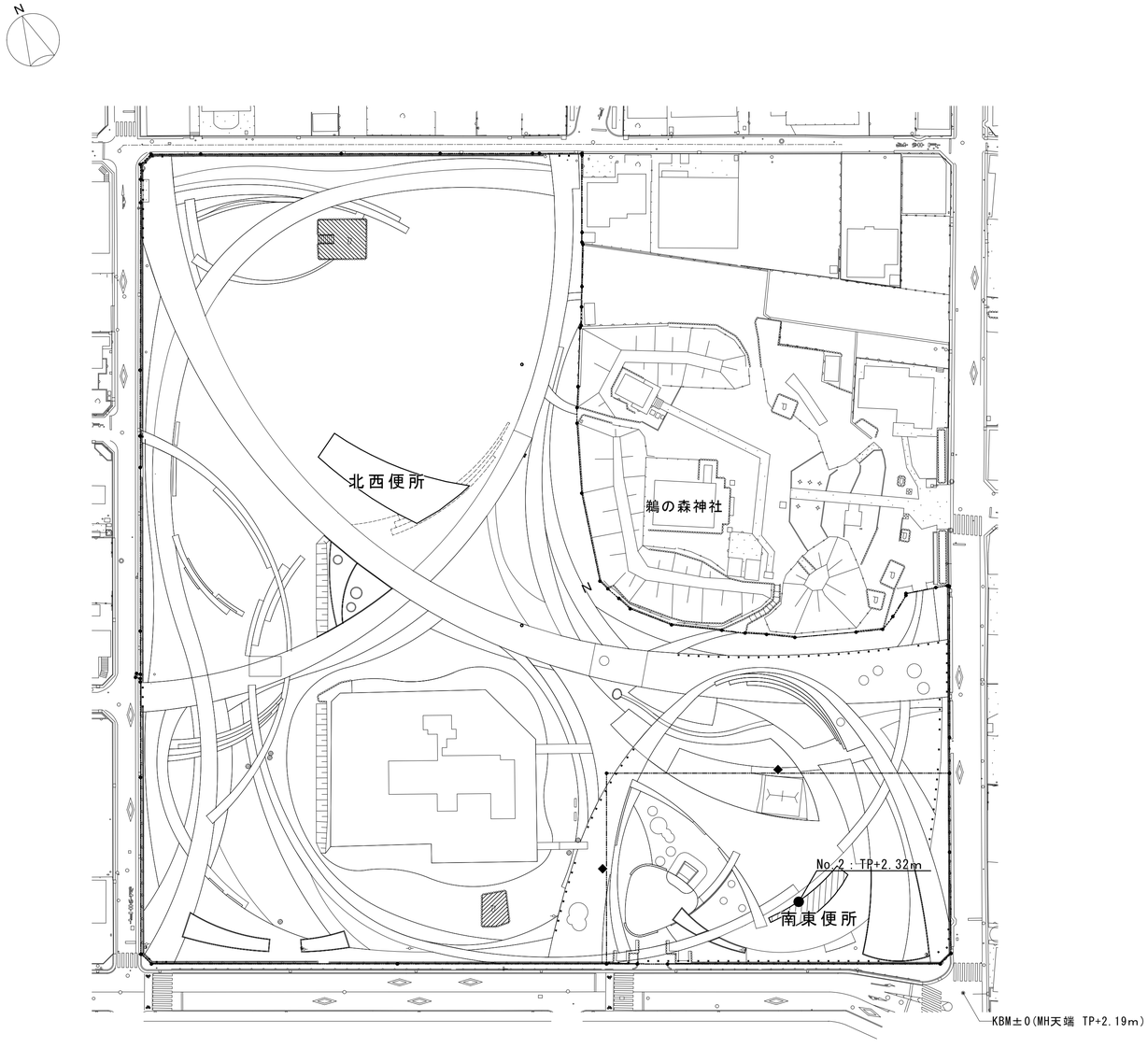
控壁のある塀例　高さ2.2m以下



鵜の森公園南東便所整備工事	壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図２	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design　history	２５０３０
	A1：—		draw　YM	
	(50%縮小)A3：—		check	
			date　250620	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

S-09



調査位置図

凡例

- 公園敷地境界
- 建築物敷地境界
- 今回工事建物を示す
- 設計GL＝KBM+710

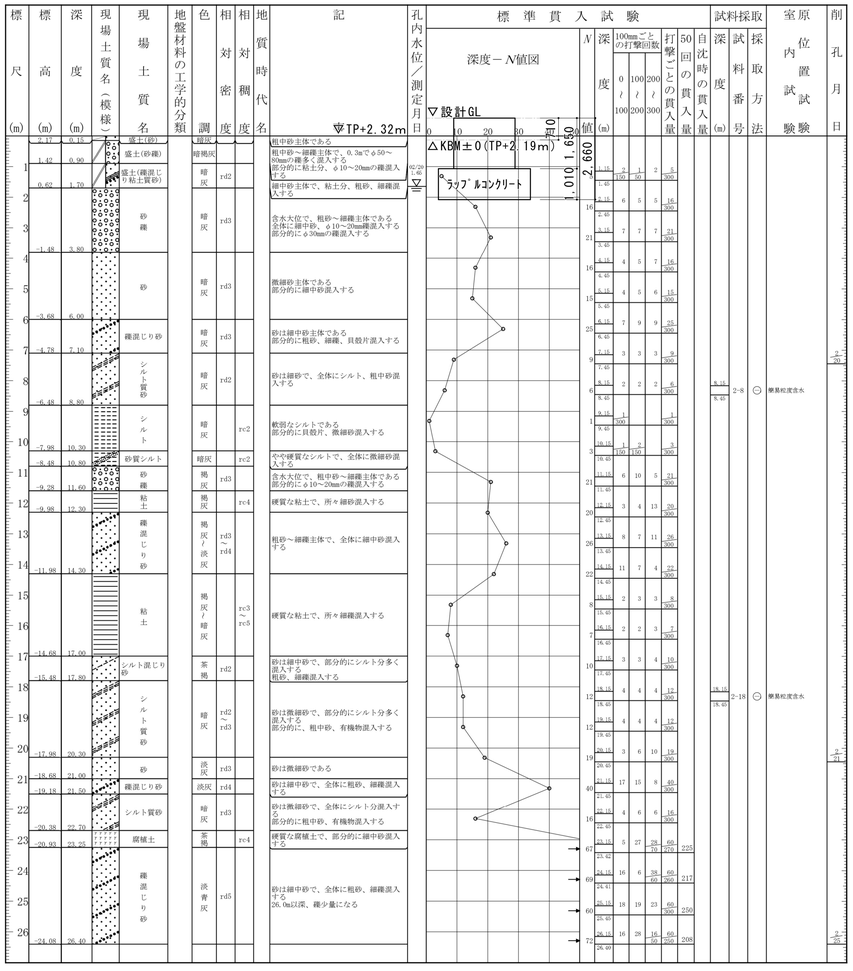
土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調　査　名　鵜の森公園便所整備工事地質調査業務委託

事業名 または 工事名

調査目的及び調査対象　建築 構造物基礎

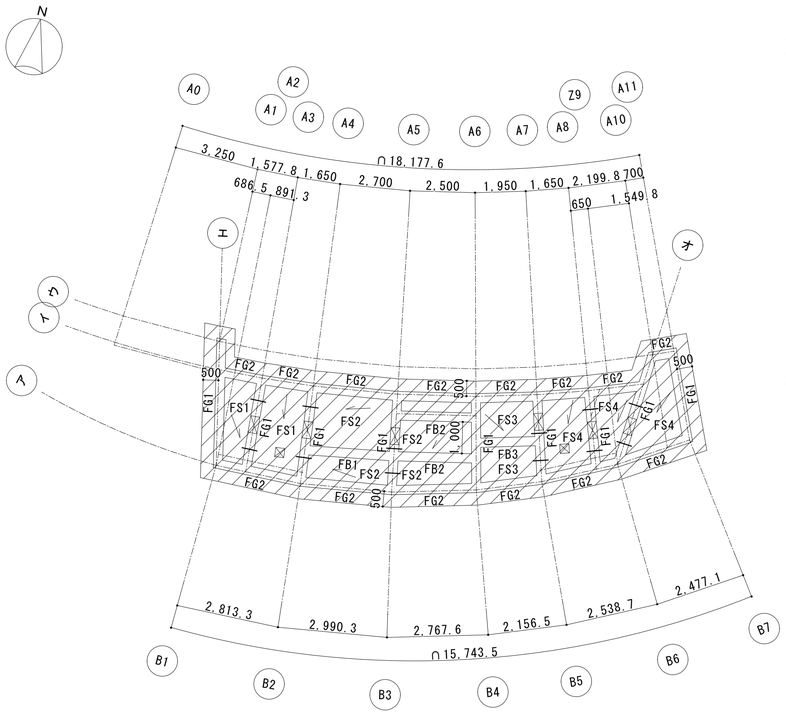
ボーリング名	No.2	**調査位置**	三重県四日市市鵜の森1丁目地内			**北緯**	34° 57′ 50.3″
発注機関	三重県四日市市			**調査期間**	2025年 2月 20日 ～ 2025年 2月 25日	**東経**	136° 37′ 0.1″
調査業者名	東邦地水株式会社 **電話** 059-331-7311	**主任技師**		**現場代理人**		**コア鑑定者**		**ボーリング責任者**	
孔口標高	T.P. +2.32m	**角度**	180°（上下 90°、0°）	**方位**	北 0°／東 90°／南 180°／西 270°	**地盤勾配**	水平0°／鉛直90°	**使用機種**	**試錐機** KR-100
総削孔長	26.40m								**エンジン** NFAD9　**ポンプ** V-5



鵜の森公園南東便所整備工事	ボーリング柱状図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history　２５０３０	
	A1：1/20		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/40		check	
			date 250620	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

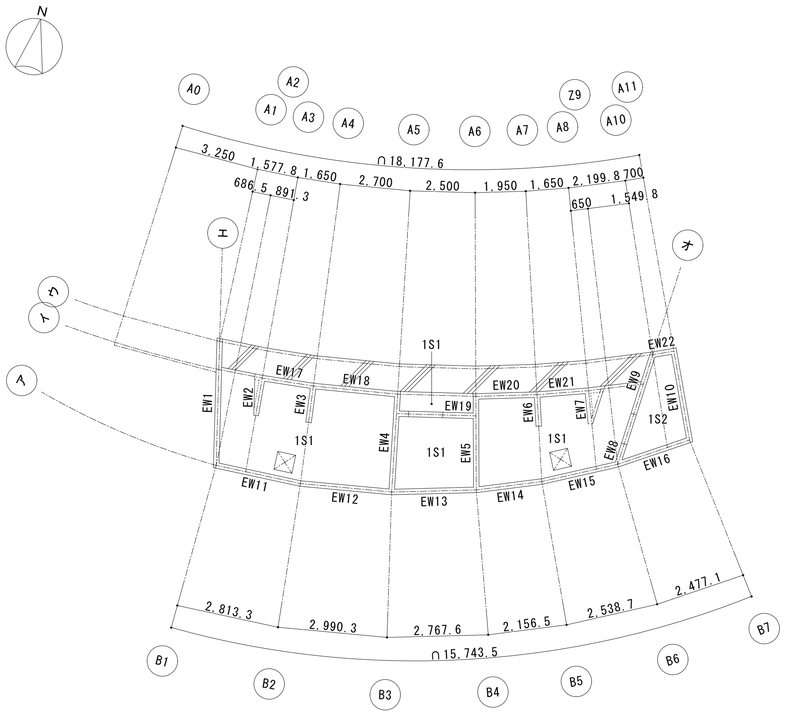
S-10



基礎伏図　1/100

凡例

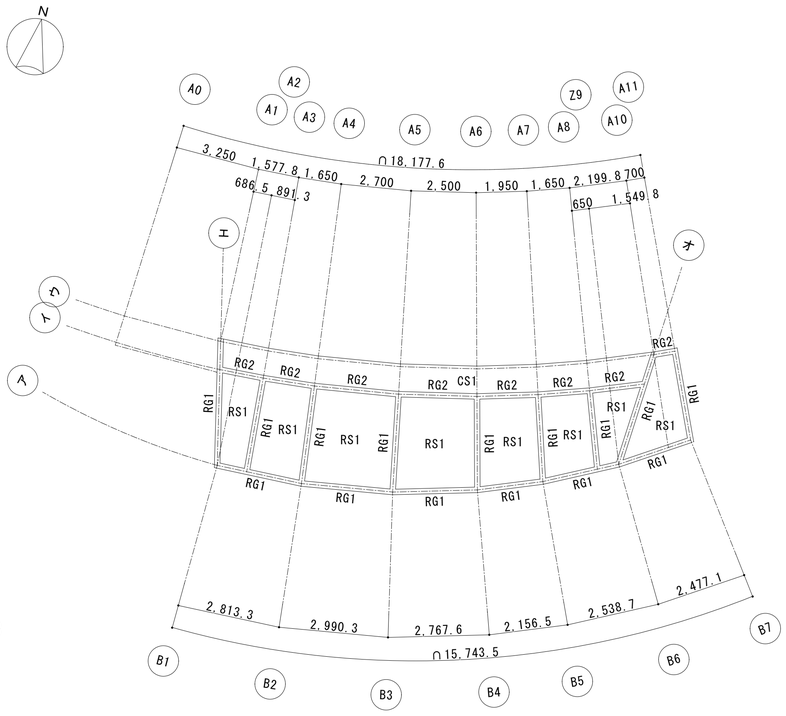
- ラップルコンクリート H=1,010(天端 設計GL-1,650)
- 人通孔 φ550
- 釜場 300×300 H300
- 通水管 VU φ100 半丸・通気管 VU φ75
- 水勾配(1/200)



床伏図　1/100

凡例

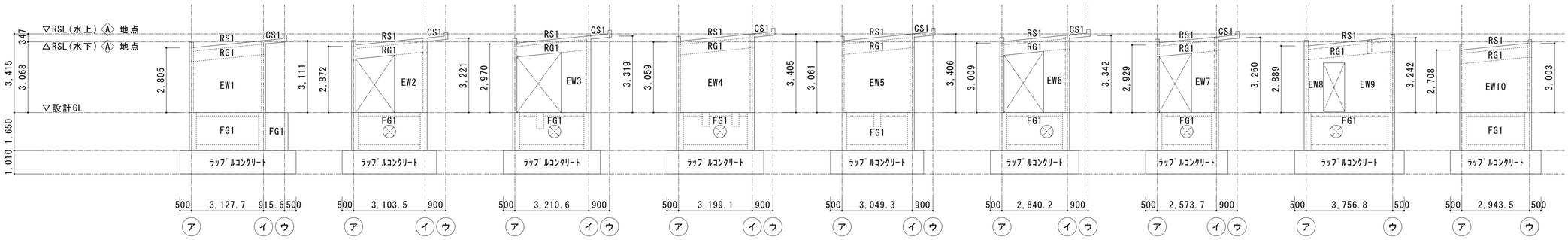
- 土間コンクリート t=150
- 床下点検口用 600×600



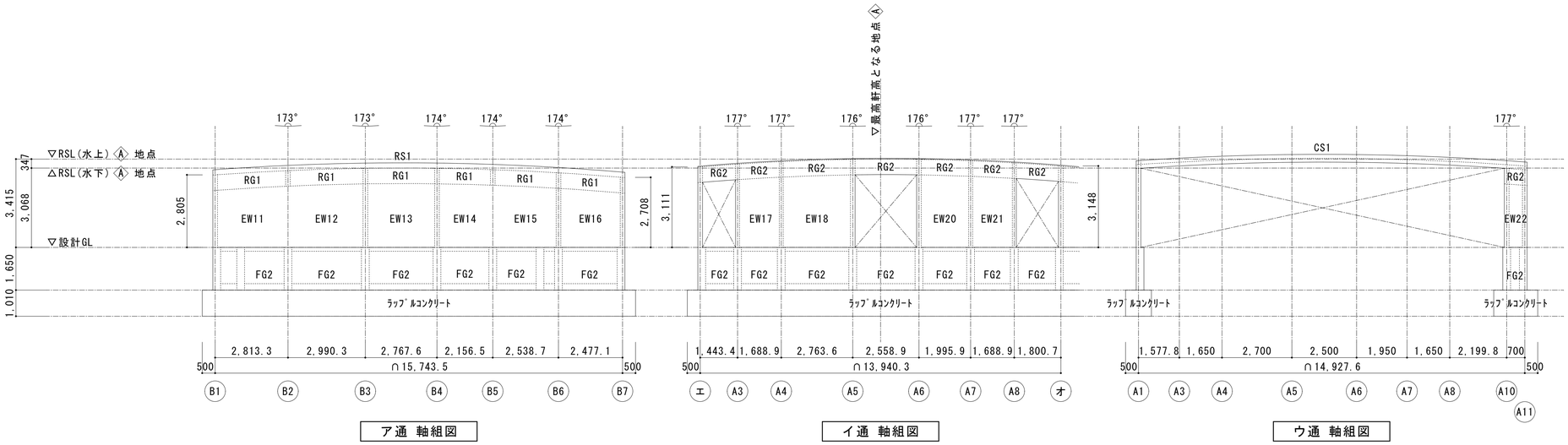
梁伏図　1/100

鵜の森公園南東便所整備工事	構造伏図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０	S-11
	A1：1/100		draw YM		
	(50%縮小)A3：1/200		check		
			date 250620		

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也



B1-A1通 軸組図　A3通 軸組図　B2-A4通 軸組図　B3-A5通 軸組図　B4-A6通 軸組図　B5-A7通 軸組図　A8通 軸組図　B6-A10通 軸組図　B7-A11通 軸組図

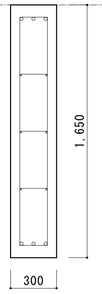
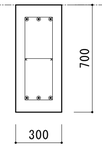
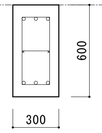


ア通 軸組図　イ通 軸組図　ウ通 軸組図

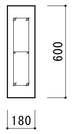
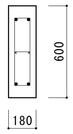
鵜の森公園南東便所整備工事	軸組図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０	S-12
	A1：1/100		draw YM		
	(50%縮小)A3：1/200		check		
			date 250620		

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士353678号 吉田和也

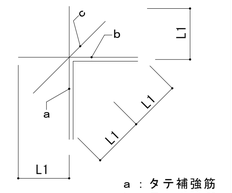
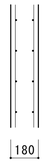
地中梁リスト

符号	FG1･2	FB1	FB2･3
位置	全域	全域	全域
▽設計GL			
断面			
B×D	300×1,650	300×700	300×600
上端筋	3-D22	3-D25	3-D22
下端筋	3-D22	3-D25	3-D22
STP	D10@200	D10@200	D10@200
腹筋	6-D13	2-D13	2-D13
開口補強筋 縦筋	2-D19	—	—
開口補強筋 横筋	2-D19	—	—
開口補強筋 斜筋	2-D19	—	—
巾止筋	D10@1000	D10@1000	D10@1000

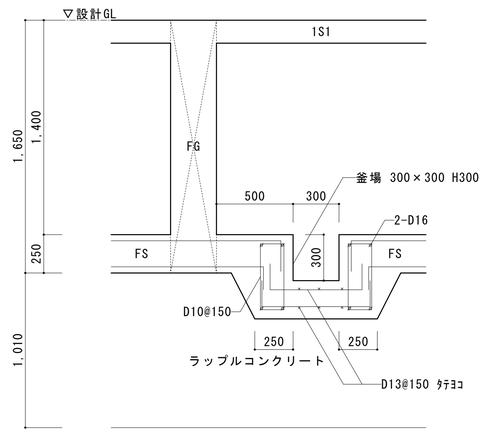
大梁リスト

符号	RG1	RG2
位置	全域	全域
断面		
B×D	180×600	180×600
上端筋	2-D16	2-D19
下端筋	2-D16	2-D19
STP	D10@200	D10@200
腹筋	2-D13	2-D13
巾止筋	D10@1000	D10@1000

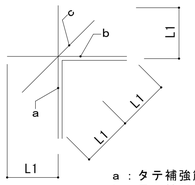
壁リスト

符号	EW1～22	開口補強要領
壁厚	180	 a：タテ補強筋 b：ヨコ補強筋 c：斜メ補強筋
断面		
縦筋	D10@200 ﾀﾞﾌﾞﾙ	
横筋	D10@200 ﾀﾞﾌﾞﾙ	
開口補強筋 縦筋	2-D13	
開口補強筋 横筋	2-D13	
開口補強筋 斜筋	2-D13	
巾止筋	D10@1000	

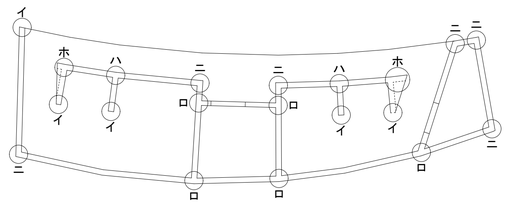
釜場詳細図



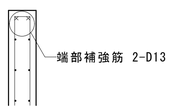
スラブリスト

符号	厚さ	位置	主筋方向 端部	主筋方向 中央	配力筋方向 端部	配力筋方向 中央	備考	開口補強要領
FS1	250	上端筋	D13@100		D13@100			 a：タテ補強筋 b：ヨコ補強筋 c：斜メ補強筋
		下端筋						
FS2～4	250	上端筋	D13@150		D13@150			
		下端筋						
1S1･2	150	上端筋	D10@200		D10@200		開口補強筋 2-D13	
		下端筋						
CS1	150	上端筋	D10@200		D10@200 ※先端 2-D13		片持ち	
		下端筋						
RS1	150	上端筋	D10@200		D10@200			
		下端筋						

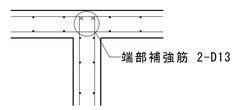
特記事項
- 躯体ｺﾝｸﾘｰﾄ：Fc=21N/mm2
- 土間ｺﾝｸﾘｰﾄ・ﾗｯﾌﾟﾙｺﾝｸﾘｰﾄ：Fc=18N/mm2
- D16以下：SD295A
- D19以上：SD345
- 短辺方向を主筋とする



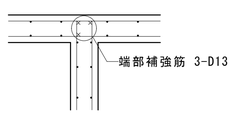
端部補強筋伏図　1/100



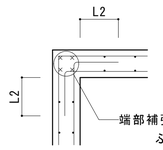
イ：端部補強筋



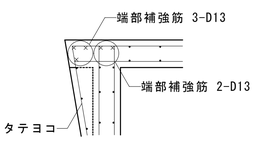
ロ：Ｔ型交差部曲げ補強筋



ハ：Ｔ型交差部曲げ補強筋



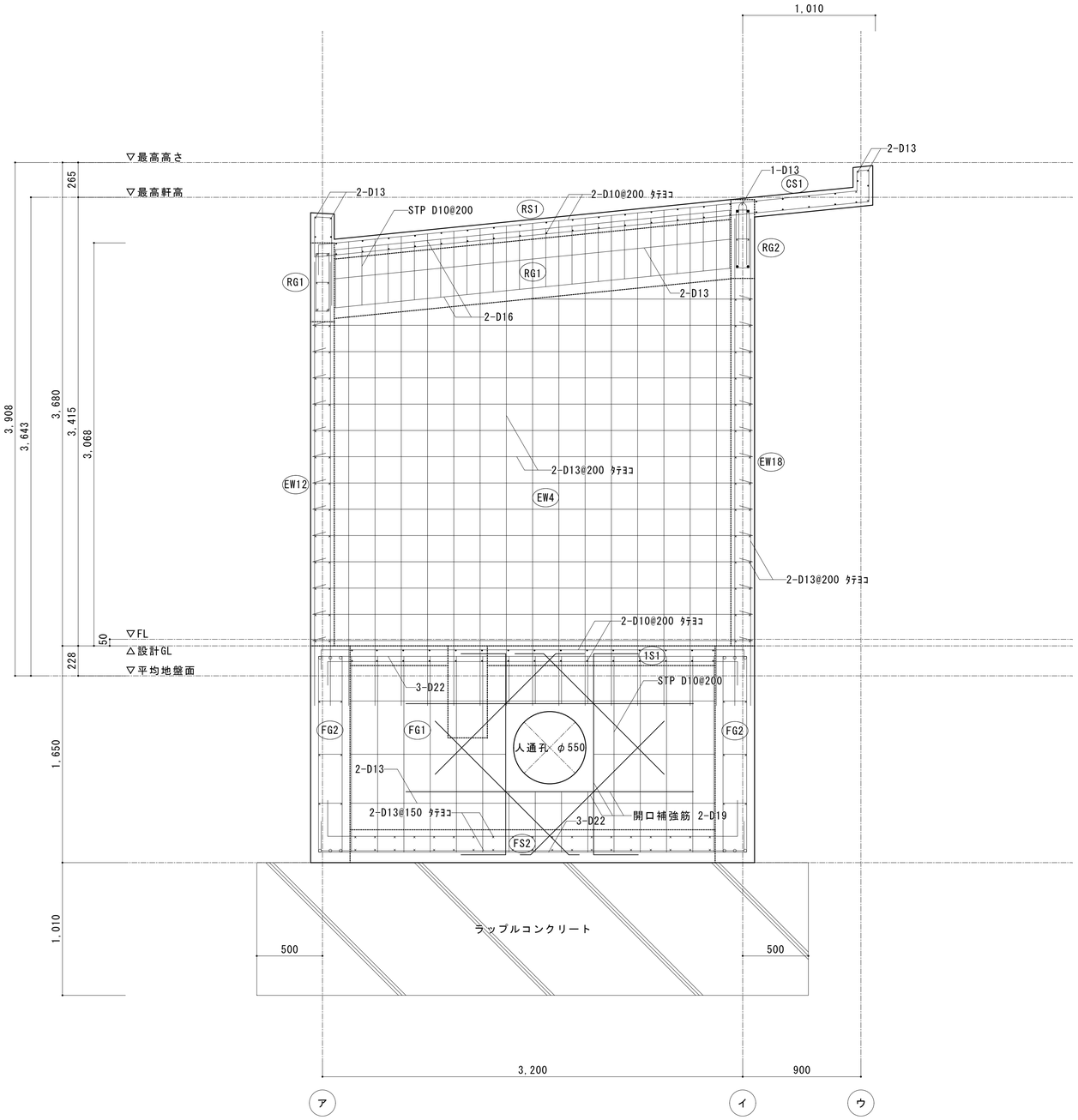
ニ：Ｌ型交差部曲げ補強筋



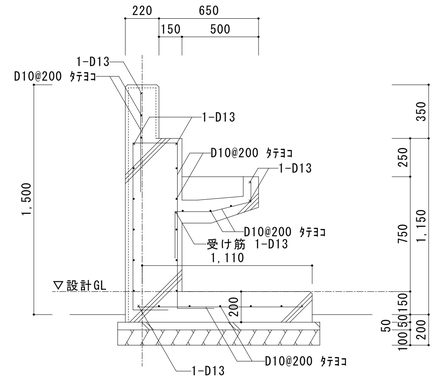
ホ：端部補強筋

鵜の森公園南東便所整備工事	部材リスト	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	25030	S-13
	A1：1/20 ・1/100		draw YM		
	(50%縮小)A3：1/40 ・1/200		check		
			date 250620		

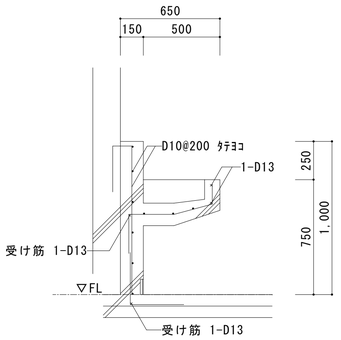
一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也



架構詳細図　1/20



手洗場詳細図　1/20　1か所



便所手洗詳細図　1/20　2か所 (WC(M・W))

鵜の森公園南東便所整備工事	架構詳細図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０
	A1：1/20		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/40		check	
			date 250620	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

S-14

鵜の森公園南東便所整備工事　　設計図

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　　四日市市　鵜の森一丁目　地内

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
南東便所	RC造	平屋建て	43.84	15項	

3．工事種目（○印の付いたものを適用する）

建物別及び工事種目	南東便所						
⊙ 電灯設備	新築　一式						
・ 動力設備							
・ 電気自動車用充電設備							
・ 電熱設備							
・ 雷保護設備							
・ 受変電設備							
・ 発電設備							
・ 構内情報通信網設備							
・ 構内交換設備							
・ 情報表示設備							
・ 映像・音響設備							
・ 拡声設備							
⊙ 誘導支援設備	新築　一式						
・ テレビ共同受信設備							
・ 防犯カメラ設備							
・ 駐車場管制設備							
・ 防犯・入退室管理設備							
・ 火災報知設備							
・ 中央監視制御設備							
⊙ 構内配電線路	新築　一式						
・ 構内通信線路							
・ テレビ電波障害除去工事							
・ 撤去工事							

4．指定部分　⊙無　・有（　部位：　　）指定部分工期　令和　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものによる。

⊙ 公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）　（以下、「標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）　（以下、「改修標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築設備工事標準図　（電気設備工事編）（令和７年版）　（以下、「標準図」という。）

2．特記仕様

項目及び特記事項は○印の付いたものを適用する。なお、上位事項に○印がない下位事項は適用しない。

項目	特記事項
1　適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速　(V0＝34m/s) 地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ　） ・ 積雪荷重 垂直積雪量（　・ 0.3m　・ 0.4m）
2　他工事又は他工種との取合い	**工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。**
3　週休2日制工事	「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」（令和７年１２月９日改正適用）に基づく適用は下記による。 ・ 土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位）） ・ 土日完全週休2日制工事（受注者希望型（通期）） ・ 週休2日制対象外工事（　・ 工事の実働日数が30日未満の工事　・ 現場閉所困難な工事　） 土日完全週休2日制工事の現場閉所日については下記による。 ・ 土日閉所 ・（　　）工事は土日作業とする。・ 令和　年　月　日～令和　年　月　日は土日作業とする。 ・ 土日以外閉所 ※土日以外閉所における現場閉所日は、着手前に監督職員と協議の上設定すること。 なお、現場閉所日については、原則として毎週連続する同一の曜日とすること。
④ 施工条件	施工可能日　・ 土、日曜日、祝日施工有り　・ 指定無し ⊙ その他（ ・ E-03　・ M-03　⊙ A-01　・　　）による 施工可能時間帯　・ 指定無し　⊙ 指定有り（ ・ E-03　・ M-03　⊙ A-01　・　　）による 現場閉所日、祝日、夜間に作業を行う場合は、事前に「休日及び夜間工事承諾願」を提出し、監督職員の承諾を得ること。 高さ５ｍを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はﾌﾙﾊｰﾈｽ型を使用する。 完成確認及び完成検査時等の電源確保 機器の動作確認、電圧、極性、相回転、導通、通信等が確認できる電源等を確保する。 完成時の操作説明 総合盤、発電設備、中央監視設備、自動制御設備、電話設備等、操作の必要な機器は、施設管理者へ使用開始前に操作説明を行うものとする。 操作説明にあたって、操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えること。 工期内の保安管理 電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等に掛かる費用は本工事に含まれる。 在来設備の一時停止に係る調整 電気設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要のある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来たさないよう特に注意する。
5　監督職員事務所	監督職員事務所を設けること。
6　工事用電力・水・その他	・ 工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。 ・ 市支給。ただし現場において既設設備より供給可能な範囲に限る。
7　工事用仮設物	工事用仮設物を構内につくることができる。
8　足場その他	・ 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場等　（・　　） ・ 外部足場等　（・くさび緊結式（手すり先行工法）　・　　）
9　交通安全管理	交通誘導員　・ 配置する　名以上（大型車の出入は必ず）　・配置しない ・ 交通誘導警備員Ａ　・ 交通誘導警備員Ｂ

項目	特記事項
10　施工調査	・ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行うこと。 （定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。） ・ 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に試掘調査を行うこと。
11　非破壊検査等	構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。
12　既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
⑬ 耐震安全性の分類と耐震施工	設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（独立行政法人建築研究所監修）による。（(　)を除く　100kg以上の機器を対象とする。） （１）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 （２）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。

設置場所	機器種別	・ 特定の施設		⊙ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	**1.5**	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
重要機器は次による。
⊙ 配電盤　・ 発電装置　・ 直流電源装置　・ 交流無停電電源装置
・ 交換機　・ 火災報知受信機　・ 中央監視制御装置
・ キュービクル　・ その他（　　）

⑭ 建設発生土の処理	⊙ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ・ 構外搬出適切処理とする。 ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
⑮ 埋戻し土・盛土	地中埋設管まわりは山砂の類とし、図面に記載のない部分は掘削土の良質土で埋戻す。
⑯ 材料・機材の品質等	（１）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）主要機器の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めて許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （３）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。
⑰ 環境への配慮	（１）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-ｎ-ブチル及びフタル酸ジ-２-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （２）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
18　資源有効利用促進	※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合（下記内容該当工事）は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。 ・ 建設副産物を搬出する際の計画 1. 土砂500m3以上 2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上 ・ 再生資材を利用する際の計画 1. 土砂500m3以上 2. 砕石500t以上 3. 加熱アスファルト200t以上

項目	特記事項
19　工事の保険	・ 建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証の写しを提出） ・ 請負業者賠償責任保険　（保険証の写しを提出） 保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）
20　建設共済等	下記の制度について加入すること。 ・ 法定外労災補償制度　（加入証明書の写しを提出） ・ 建設業退職金共済制度　（掛金収納書を提出） 共済証紙購入額　請負額の0.5／1000以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 増額の契約変更があった場合は、不足分を追加購入すること。
21　工事実績情報登録	工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（コリンズ）に登録すること。
22　施工体制台帳提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、下請契約締結後、速やかに提出すること。変更時も同様とする。
23 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。
㉔ 工事記録	工事記録は以下のように行うこと。 ○工事写真 工程写真（埋設部、隠ぺい部、施工、材料等）及び完成写真 Ａ４用紙に印刷し、提出すること。 撮影方法や写真サイズは国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領（令和５年版）」を参考にすること。 ○工事日報、納品伝票、出荷証明 工事日報、納品伝票の写しは監督職員が提出を求めた場合に提出すること。
㉕ 完成時の提出図書	下記のものを提出すること。 ○ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図）※PDFデータを課内確認までに提出すること。 ○ 完成図　CADデータ（JW CAD）　PDFデータ　(DVD)　（１）枚 ○ 盤図データ　CADデータ（JW CAD）又は PDFデータ　(DVD)　(1) 枚 ○ 完成図　(AｌまたはA2サイズで機械設備図と併せて二つ折り製本したもの)　（１）部 ○ 工事写真（紙、DVD）※DVDは原則として完成図データと同一媒体とする。 ○ 保全に関する資料等　（２）部 ○ 監督職員の指示により提出するもの。　・ 完成図（A4版に製本したもの）　・（　　）
㉖ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
㉗ 地中埋設標等	埋設深さは原則0.6m以下とし、それにより難い場合は監督職員と協議し決定すること。 （１）地中埋設標　⊙ 要（図示による。）　・ 不要 （２）埋設表示用テープ（２倍折込）　⊙ 要　・ 不要
㉘ 既設との取合い	本工事に伴う既設の軽微な加工改造は本工事とする。
㉙ 電源周波数	６０Ｈｚとする。
㉚ 電気工作物の種類と電気保安技術者	・ 事業用電気工作物　⊙ 一般用電気工作物 電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。 **電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、**工事の調整にあたる指導を受けるものとする。 **電気保安技術者　事業用電気工作物：電気主任技術者　一般用電気工作物：電気工事士**
31　電気工事士	契約電力５００ｋＷ以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
32　仮設備工事	仮設備期間（　・　図示　・　　） 仮電源等　（　・　受変電設備　・　発電設備　・　電灯設備　・　図示　　）
33 発生材の処理	・ 引渡しを要するもの ・ 金属類（ ・ 機器 ・ ダクト ・　その他の金物 ） ・ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督職員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。 ・ 特別管理産業廃棄物 ＰＣＢ使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 （ＰＣＢ使用機器　　） ・ 蓄電池 広域認定事業者による処理を行い、管理票の写しを提出すること。 ・ イオン化式感知器 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき収集運搬、廃棄を行うこと。 ・ 再使用又は再資源化を図るもの

項目	特記事項
㉔ 電線本数、管路等	分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配管・配線等は、経路、電線太さ、電線本数、管径、開閉器のトリップ値は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。 また、機械室等の床埋設配管は図面上 PF管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。 呼び線として、長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 メタルモールは立ち下がり部分にコーナーボックスを利用すること。
㉟ ｹｰﾌﾞﾙ行先表示	本工事で施工するケーブル等については行先表示札を取り付けること。 記載内容は電源（GC3φ200V等）、受注者名、施工者名等とし、詳細は監督職員の指示による。
㊱ 盤	**盤を改修した際には盤内の単結図も修正すること。**
㊲ 合成樹脂製配線	合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、ＰＦ管（単層管）の波付管以上を使用する。
㊳ 金属製電線管の塗装・仕上げ	下記の金属製電線管の露出配管は塗装、めっき等の仕上げを行う。 ⊙ 屋外（内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所：全て（塗装箇所除く）） ・ 屋内（　内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所　地階、ピット階　） ・ 塗装（　・　屋内　・　屋外　・　全て　・　図示　）
39　最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。
㊵ フラッシュプレート	図面に特記なき場合は、　⊙　金属製（ステンレス、新金属も含む）　・　樹脂製　とする。
㊶ タンブラスイッチ	タンブラスイッチはネーム付とする。
㊷ 配線器具等	配線器具（ｽｲｯﾁ,ｺﾝｾﾝﾄ他）の現場納り等による仕様、数量については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
㊸ 位置ボックス	図面に特記なき場合は、　⊙　金属製　・　樹脂製　とする。 位置ボックスで金属製を使用する場合、電力用には接地を施す。 ただし、耐火又は準耐火構造の壁等に用いる場合は、上記によらず金属製とする。
44　二重床内器具	二重床内に設置する器具の位置表示として、マーキングを直上の天井面に付けること。 また、用途に応じ色分けすること。
㊺ 機器仕様	使用機器の製造者選定による若干の仕様の相違は、監督職員の承諾を得れば可とする。
㊻ 施工者銘板	新設、改造する盤の扉表面に施工者銘板を設置すること。 記載内容は施工年度、工事名称、ケーブル番号、ケーブルの種類（EM-CE2㎜²-3C等）とした（改造した場合はその内容を記載したものを含む）施工者銘板を設置すること。
㊼ 照明設備の照度測定	一般照明及び非常照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。
48　自家発電設備の配管工事等	原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等は、監督職員の承諾を受けて図面と多少相違しても差し支えない。
49　天井仕上げ表示	図面において、室名に（　）を付したものは直天井を示し、それ以外は二重天井の部屋を示す。
50　インバータ装置の規約効率	三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
規約効率　（%）	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考（１）規約効率は、JET-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（２）規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

図面名	特記仕様書 建築電気設備１	縮尺	1:NO	設計番号	図面番号 E-01
				作図　令和８年６月	/

工事名　鵜の森公園南東便所整備工事　　設計図

四日市市都市整備部営繕工務課

１級建築士　登録第　　号
四日市市諏訪町１番５号

令和8年3月版

項　目	特　記　事　項

㊶ 取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名　　称	測　　点	取付高さ　[mm]
ブラケット（一般）	床上 ～ 中心	2,100
〃　（踊場）	〃	2,500
〃　（鏡上）	鏡上端 ～ 中心	150
スイッチ　（一般）	床上 ～ 中心	1,200
〃　（多機能便所用）	〃	1,200
自動スイッチ（操作スイッチ）　照明、換気扇用等	〃	1,800
ｺﾝｾﾝﾄ，電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ，ﾃﾚﾋﾞ端子（一般）	〃	300
〃　（和室）	〃	150
〃　（台上）	台上 ～ 中心	150
コンセント（土間）	床上 ～ 中心	800 ～ 1,300
コンセント（電動車いす充電用）	〃	900
引込開閉器箱（低圧）	床上 ～ 上端	1,500
分電盤，制御盤，実験盤	床上 ～ 中心	1,500（上端1,900以下）
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,200
接地用端子箱	地上，床上 ～ 中心	500
試験用接続端子箱	床上 ～ 下端	800
接地極埋設標	地上 ～ 中心	600
給油ボックス	地上 ～ 給油口	1,000
室内端子盤（扉下・室内）	床上 ～ 下端	300
中間端子盤（ＥＰＳ・電気室）	床上 ～ 中心	1,500
壁付電話機	〃	1,300
親時計	〃	1,500（上端1,900以下）
子時計，スピーカ	〃	（天井高）×0.9
アッテネータ	〃	1,200
表示盤	〃	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,200
外部受付用インターホン（子機）	〃	標準図による
壁付インターホン　（上記以外）	〃	1,100
呼出ボタン（多機能便所用）	〃	900
復帰ボタン（　〃　）	〃	1,300
扉下表示灯（　〃　）	〃	2,000
テレビ機器収容箱	天井下 ～ 上端	200
火報受信機（複合盤）	床上 ～ 操作部	800 ～ 1,500
副受信機	床上 ～ 中心	1,500
機器収容箱（火災報知設備）	〃	800 ～ 1,500
発信機	〃	800 ～ 1,500
警報ベル	〃	（天井高）×0.9
表示灯（火災報知設備）	〃	（天井高）×0.8
連動制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（重ガス）	〃	300
ガス漏れ検知器（軽ガス）	天井面 ～ 中心	（天井高）－200
扇風機	天井下 ～ 上端	（天井高）－200

（参考）天井面を基準とする取付高さ、天井高さが 2,500mm から 3,000mm の場合に適用する。
天井高さが 3,000mm 以上の場合及び機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。

㊷ 接　地　極

接地極の材料は下記による。なお接地棒ＥＢ(14φ)の長さは 1,500mm 以上とし、10φは
Ｗ＝30　Ｌ＝900mm 以上、14φは、Ｗ＝40　Ｌ＝1,200mm 以上としても差し支えない。

接 地 の 種 類	記　号	接地抵抗値	接　地　極　（ 参 考 ）
・ 共 同 接 地	$E_{A,B,D,C}$	Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－ 組
・ 共 同 接 地	$E_{A,D,C}$	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－３組
・ Ａ　種	E_A	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
・ Ｂ　種	E_B	Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
⊙ Ｄ　種	E_D	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ＝1,000mm）
・ Ｃ　種	E_C	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
・ 高圧避雷器用	E_{LH}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－３組
・ 低圧避雷器用	E_{LL}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
・ 構造体接地			
・ 交 換 機　用	E_t	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－３組
・ 通　信　用	E_{At}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－３組
・ 通　信　用	E_{Bt}	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ＝1,000mm）
・ 電話引込ロの保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ＝1,000mm）
・ 測　定　用	E_S		ＥＢ（10φ）×１　（Ｌ＝1,000mm）

項　目	特　記　事　項

53 高効率誘導電動機の配線用遮断器等の選定

高効率誘導電動機回路保護用の配線用遮断器等の選定は下記による。

200V三相誘導電動機回路の器具容量等

電　動　機		器具容量、コンデンサ回路の配線							
定格出力 [kW]	定格電流（参考値） [A]	配線用遮断器等 [A]			電流計 [A]	コンデンサ回路		コンデンサ [μF]	
		直入始動	Y-Δ始動	インバータ入力側 [A]		接続する電線(IV-1.6)の最小太さ[mm²]			
		MCCB	MCCB			長さ8m以下	長さ8m以上	50Hz	60Hz
0.2	1.8	15	—	15	3	2	2	15	10
0.4	3.2	15	—	15	5	2	2	20	15
0.75	4.6	15	—	15	5	2	2	40	30
1.5	8	30	—	15	10	2	2	75	40
2.2	11.1	40	—	20	15	2	2	100	50
3.7	16.8	60	—	30	20	2	2	150	75
5.5	24.6	75	60	50	30	2	2	200	100
7.5	34	125	75	60	40	5.5	2	250	150
11	48	125	125	75	60	5.5	3.5/2	300	200
15	64	125	150	125	100	5.5	3.5	400	250
18.5	79	150	175	125	100	8	5.5/3.5	500	300
22	92	175	200	150	100	14	8/5.5	800	400
30	124	225	300	200	150	22	14/8	900	500
37	152	300	350	225	200	22	22/14	1,200	700

400V三相誘導電動機回路の器具容量等

電　動　機		器具容量、コンデンサ回路の配線							
定格出力 [kW]	定格電流（参考値） [A]	配線用遮断器等 [A]			電流計 [A]	コンデンサ回路		コンデンサ [μF]	
		直入始動	Y-Δ始動	インバータ入力側 [A]		接続する電線(IV-1.6)の最小太さ[mm²]			
		MCCB	MCCB			長さ8m以下	長さ8m以上	50Hz	60Hz
0.2	0.9	15	—	—	3	2	2	5	5
0.4	1.6	15	—	15	3	2	2	5	5
0.75	2.3	15	—	15	5	2	2	10	7.5
1.5	4	15	—	15	5	2	2	20	10
2.2	5.5	20	—	15	10	2	2	25	15
3.7	8.4	30	—	15	10	2	2	30	20
5.5	12.3	40	30	30	15	2	2	50	30
7.5	17	60	40	30	20	2	2	50	40
11	24	75	60	50	30	2	2	75	50
15	32	100	75	60	40	3.5	2	100	50
18.5	39.5	125	100	75	60	5.5	2	125	75
22	46	125	100	100	60	5.5	3.5/2	200	100
30	62	125	150	125	100	5.5	3.5	200	125
37	76	150	175	125	100	8	3.5	200	150
45	95	175	225	150	100	14	8/5.5	300	200
55	114	225	250	175	150	14	8/5.5	300	200
75	155	300	350	225	200	22	14/8	500	300
90	180	350	400	300	200	38	38/14	700	400
110	220	400	500	350	250	38	38/22	800	500

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　第９章

アスベスト含有物の取扱い

図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）」（以下「改修標仕」という。）による。
特記事項に記載の［　．　］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

1　一般事項

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。
・　アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。
　石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。
・　石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。
・　アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。
・　アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。

2　アスベスト含有建材の処理工事

アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理　・行う　・行わない　[9.1.1]
アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理　・行う　・行わない
アスベスト含有建材除去後の仕上げ　・行う　・行わない
施工箇所及び工法　※図示

3　アスベストの含有調査

事前調査（有資格者）　・　行う　・　行わない　[9.1.2]
　調査結果報告書等の貸与　・　有　・　無
分析調査　・行う（対象箇所：　　）　・　行わない
　・定性分析　・定量分析
※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。
※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。
　調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

4　アスベスト含有吹付け材の除去

アスベスト含有吹付材の有無　・有　・無　[9.1.3]
除去吹付材（　　）含有場所（　　）
吹付けアスベストの施工数量調査　※行う
アスベスト粉じん濃度測定　※行う
表9.1.1　アスベスト粉じん濃度測定

測定時期	測定名称	測　定　場　所	測　定　点　（各施工箇所ごと）	備考
処理作業前	測定１	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定２	施行区画周辺 又は、敷地境界	計２点	大気
処理作業中	測定３	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定４	ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	１点	空気の流れを確認
	測定５	集じん・排気装置 の排出口 （処理作業室外の場合）	１点	（注）２
	測定６	施行区画周辺 又は、敷地境界	４方向各１点	－
処理作業後 （隔離シート撤去前）	測定７	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定８	施行区画周辺 又は、敷地境界	４方向各１点	大気

（注）１．各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは２点、300㎡以下までは３点とする。
　300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。
（注）２．集じん・排気装置の性能確認
表9.1.2　アスベスト粉じん濃度測定方法

	測　定　3	測定1，2，4，6，7，8	測　定　5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min
試料の透明化	アセトンートリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数　　200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比３：１以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

作業場の隔離　※行う
除去工法
※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

5　アスベスト含有保温材等の除去

アスベスト含有保温材の有無　・有　・無　[9.1.4]
除去保温材（　　）含有場所（　　）
作業場の隔離　・行う　・行わない
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

6　アスベスト含有成形板の除去

アスベスト含有成形板の有無　・有　・無　[9.1.5]
除去成形板（　　）含有場所（　　）
作業場の区画　・行う　・行わない
処分方法
石綿含有石膏ボード
※管理型最終処分場で埋立処分する。
石綿含有石膏ボード以外
・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

7　アスベスト含有仕上塗材の除去

アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）ついては、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。　[9.1.6]
アスベスト含有仕上塗材の有無　・有　・無
除去仕上塗材（　　）含有場所（　　）
撤去の範囲　・全面撤去　・図示による
除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする）
・水洗い工法　・手工具ケレン工法
・集じん装置付高圧水洗工法　・集じん装置付超高圧水洗工法　・超音波ケレン工法
・剥離材併用高圧水洗工法　・剥離材併用超高圧水洗工法　・剥離材併用手工具ケレン工法
・剥離材併用超音波ケレン工法　・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法
上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。
除去工法の試験施工　・行う　※行わない
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。
作業場の隔離及び養生
・隔離養生不要　・隔離養生必要（負圧不要）・その他（　　）
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

8　アスベスト含有配管接続部シール材の除去

アスベスト含有シール材の有無　・有　・無
除去シール材（　　）含有場所（　　）
作業場の隔離　・行う　・行わない
除去工法
湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。
処分方法　・埋立処分
・アスベストの中間処理に適する溶融施設
・認定を受けた無害化処理施設

9　特記事項

※本工事に配置管理させる者（有資格者）
※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者）
又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）

＜喫煙に関する事項＞
　学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。
＜現場代理人に関する事項＞
　工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。
＜随時検査＞
　設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第８条第６項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受験すること。

暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（四日市市平成２８年２月１２日告示第３８号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1)　不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
(2)　契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
(3)　(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

個人情報の取り扱いに関する事項

（基本事項）
第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
（施工者の義務）
第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第６７条に規定する義務を負う。
２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。
（秘密の保持）
第３　乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
２　乙は、この従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
（適正な管理）
第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又はこの作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
（収集の制限）
第５　乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
（再提供の禁止）
第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。
２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。
（複写、複製の禁止）
第７　乙及びこの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。
（持ち出しの禁止）
第８　乙及びこの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
２　甲及びこれ、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。
（資料等の返還）
第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
(1)　紙媒体　　シュレッダーによる裁断
(2)　電子媒体　　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
３　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
（研修・教育の実施）
第10　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。
（苦情の処理）
第11　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
（定期報告及び事故発生時における報告）
第12　乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
（監査及び検査）
第13　甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。
２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による工事の処理に関して必要な指示をすることができる。
（契約解除及び損害賠償）
第14　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

障害者差別解消に関する事項

１．対応要領に沿った対応
（１）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成２９年２月２８日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
（２）（１）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
２．対応指針に沿った対応
　上記１に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第１１条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

産業廃棄物税

　本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。

図面名	特記仕様書 建築電気設備２	縮尺	1:NO	設計番号	工事名	図面番号
				作図 令和８年６月	鵜の森公園南東便所整備工事　設計図	E-02
	四日市市都市整備部営繕工務課				１級建築士　登録第　　号 四日市市諏訪町１番５号	/

令和8年3月版

分電盤結線図　　S=NS

新　設

Ｌ－ＯＷ２　屋外壁掛型（下部ダクト付）　ＷＰ　ＳＵＳ　指定色塗装

1Φ3W 100/200V

EM-CET60□(別途工事)
盤内端子台設置は本工事

MCCB3P50AF/30AT

TOTAL:1,939 VA

負荷名称	容量(VA)	電圧(V)	記号
照明・換気	287	100	あ
倉庫ｺﾝｾﾝﾄ	150	100	2
ﾄｲﾚ呼出	100	100	4
予備ｽﾍﾟｰｽ			

記号	電圧(V)	容量(VA)	負荷名称
1	100	1,200	WC(H)ｺﾝｾﾝﾄ
3	100	30	WCｺﾝｾﾝﾄ
5	100	150	ﾎﾟﾝﾌﾟ電源
T	100	22	屋外照明

分岐：MCCB2P1E50AF/20AT×3
　　：ELCB2P1E50AF/20AT×4

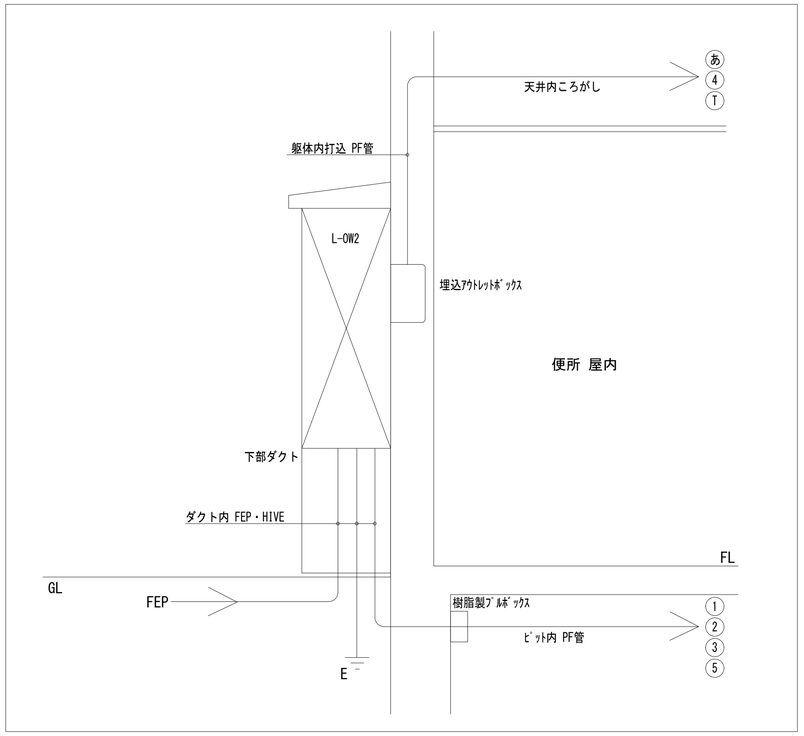
ED　ED(ELB)

2P15A E付×1 露出
呼出用ｱﾀﾞﾌﾟﾀｰ接続(PS1225A)

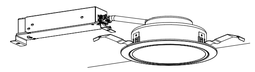
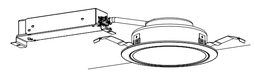
T
24H

AS

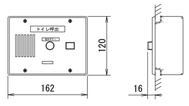
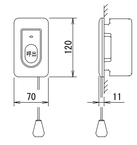
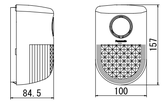
分電盤廻り　参考模式図



【照明器具姿図】

C　ＬＥＤベースライト 直付型	D　ＬＥＤダウンライト 埋込型
定格電圧：AC100V～242V 消費電力：21.8W 寸法：幅150×長632×高50 相関色温度：5,000K 器具光束：3,200lm	定格電圧：AC100V～242V 消費電力：7W 埋込寸法：φ150×高65 相関色温度：5,000K 器具光束：1,045lm
 公共型番：LSS9-2-30	 公共型番：LRS1-08
E　ＬＥＤダウンライト 埋込型	**G　ＬＥＤポーチライト 直付型**
定格電圧：AC100V～242V 消費電力：11.6W 埋込寸法：φ150×高65 相関色温度：5,000K 器具光束：1,695lm	定格電圧：AC100V 消費電力：7.1W 寸法：幅213×高213×出108 相関色温度：5,000K 器具光束：317lm
 公共型番：LRS1-13	 参考型番 ・LGW80320KLE1　(ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ) ・LEDB85903　(東芝ﾗｲﾃｯｸ) ・EL-WVE1708C/H (三菱電機)

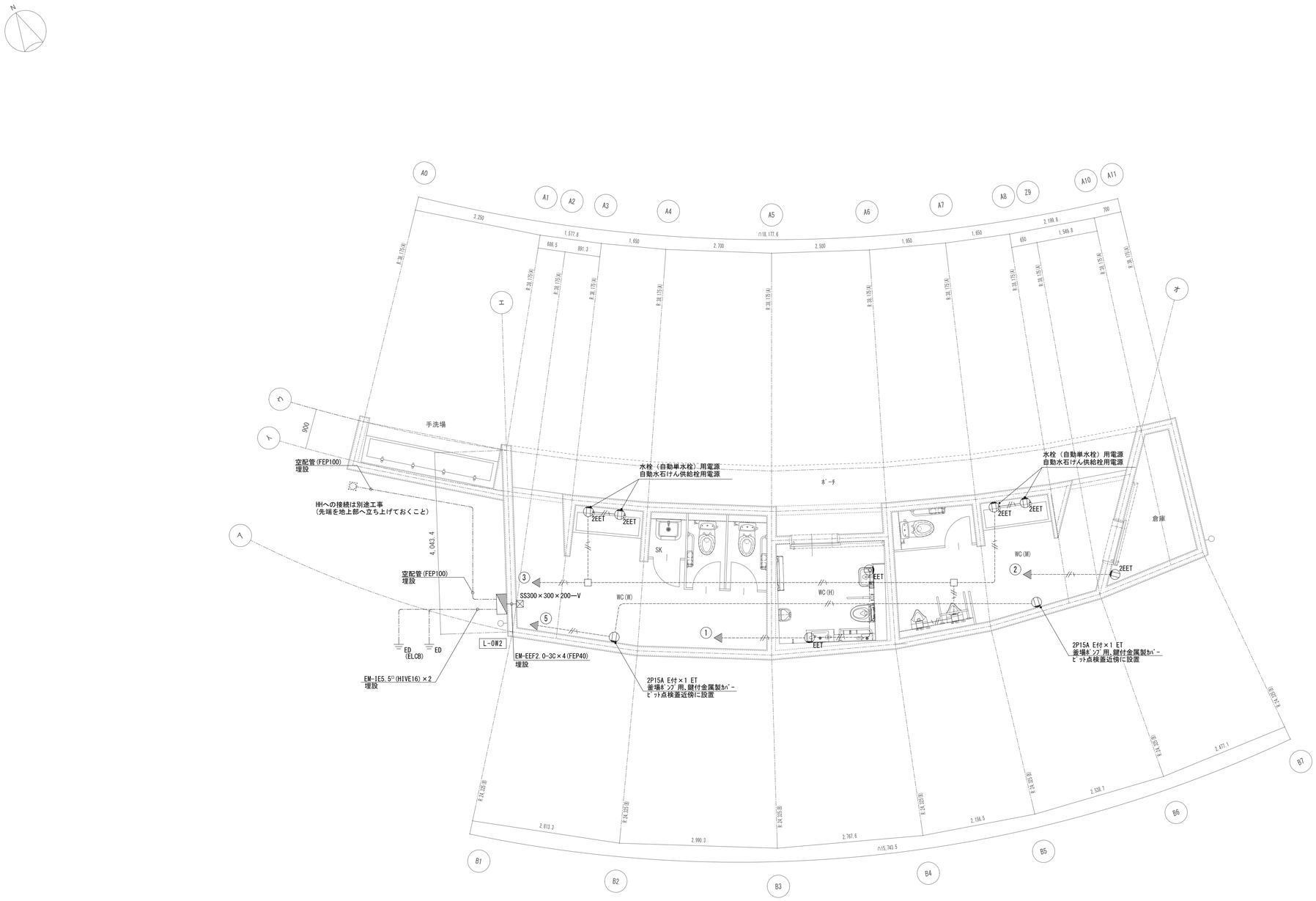
【機器姿図】

トイレ呼出表示器	N　呼出ボタン（引きひも付）	Ⓑ　警報ランプ付ブザー
電源電圧：DC12V(電源ｱﾀﾞﾌﾟﾀｰから供給) 形状：壁埋込型(JIS3個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ) 材質：ｽﾃﾝﾚｽ 窓数：1窓 表示方式：断続ﾌﾞｻﾞｰ音と表示窓点灯 電源アダプター:PS-1225A NP取り付け：「復旧ボタン」	形状：壁埋込型(JIS1個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ) 材質：自己消火性樹脂 備考：引きひも式、押ﾎﾞﾀﾝ式両用 点字案内文有	定格電圧：AC/DC 12V 使用周囲温度：-10℃～+50℃ 防水性：IPX3（防雨型） 音圧：警報音 約90dB(前方1mにて)
 参考型番：CN-1A34/A(ｱｲﾎﾝ)	 参考型番：NBR-7HWA-TC110(ｱｲﾎﾝ)	 参考型番：EA5524(ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ)

鵜の森公園南東便所整備工事	分電盤結線図・照明器具姿図・機器姿図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design　history	２５０３０
	A1：NS		draw　YM	
	(50%縮小)A3：NS		check	
			date　250620	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

E-03



幹線・ｺﾝｾﾝﾄ設備図（南東便所） 1/50

特記なき配管・配線は下記とする。
- EM-EEF2.0-3c 1c7-ｽ(PF22)
- EM-EEF2.0-3c 1c7-ｽ(PF22ﾋﾟｯﾄ内吊り)
- ﾋﾟｯﾄ内配管を示す。
- 埋設配管を示す。

※ﾋﾟｯﾄ内のﾎﾞｯｸｽは樹脂製とする。
※ｹｰﾌﾞﾙの一心を接地線として使用する場合は、緑色の心線とし、被覆には緑色帯付きとする。

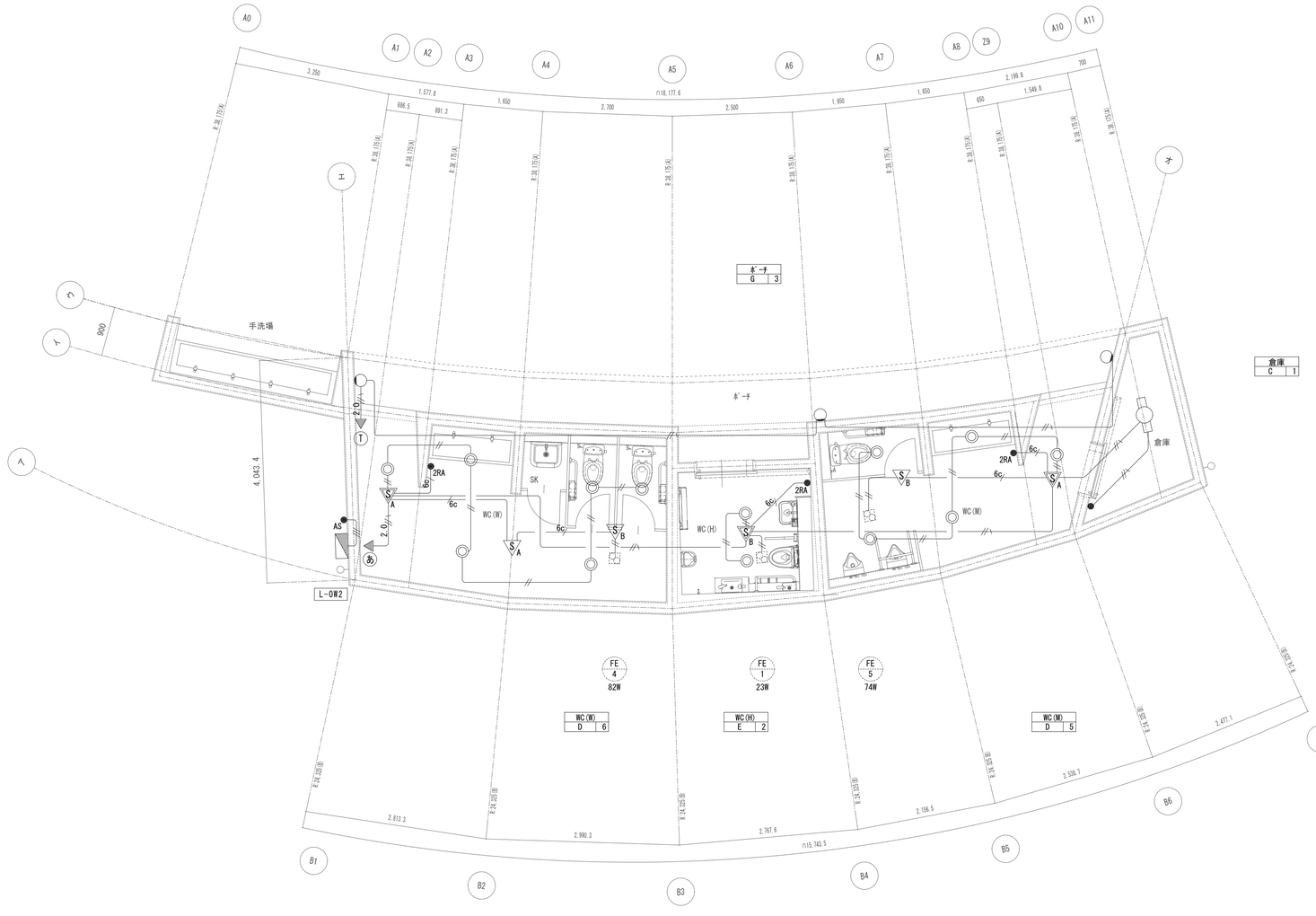
【凡例】

記号	凡　例
	電灯分電盤
2EET	壁付ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A E付×1 ET
2EET	壁付ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A E付×2 ET
	ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ(別途工事)

鵜の森公園南東便所整備工事	幹線・コンセント設備図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０
	A1：1/50		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/100		check	
			date 250620	

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士353678号 吉田和也

E-04



電灯設備図（南東便所） 1/50

特記なき配管・配線は下記とする。

- 2.0v — EM-EEF2.0-2c(PF22)
- 2.0v — EM-EEF2.0-3c 1c7-ｽ(PF22)
- — EM-EEF1.6-2c(PF16)
- — EM-EEF1.6-3c(PF22)
- — EM-EEF1.6-3c 1c7-ｽ(PF22)
- 6c — EM-EEF1.6-3c+3c(PF28)

二重天井内はｹｰﾌﾞﾙ&ロｽﾞﾚﾝ工事とする。

RC部はｽﾘｰﾌﾞ工事を行うこと。

※ｹｰﾌﾞﾙの一心を接地線として使用する場合は、緑色の心線とし、被覆には緑色帯付きとする。

【凡例】

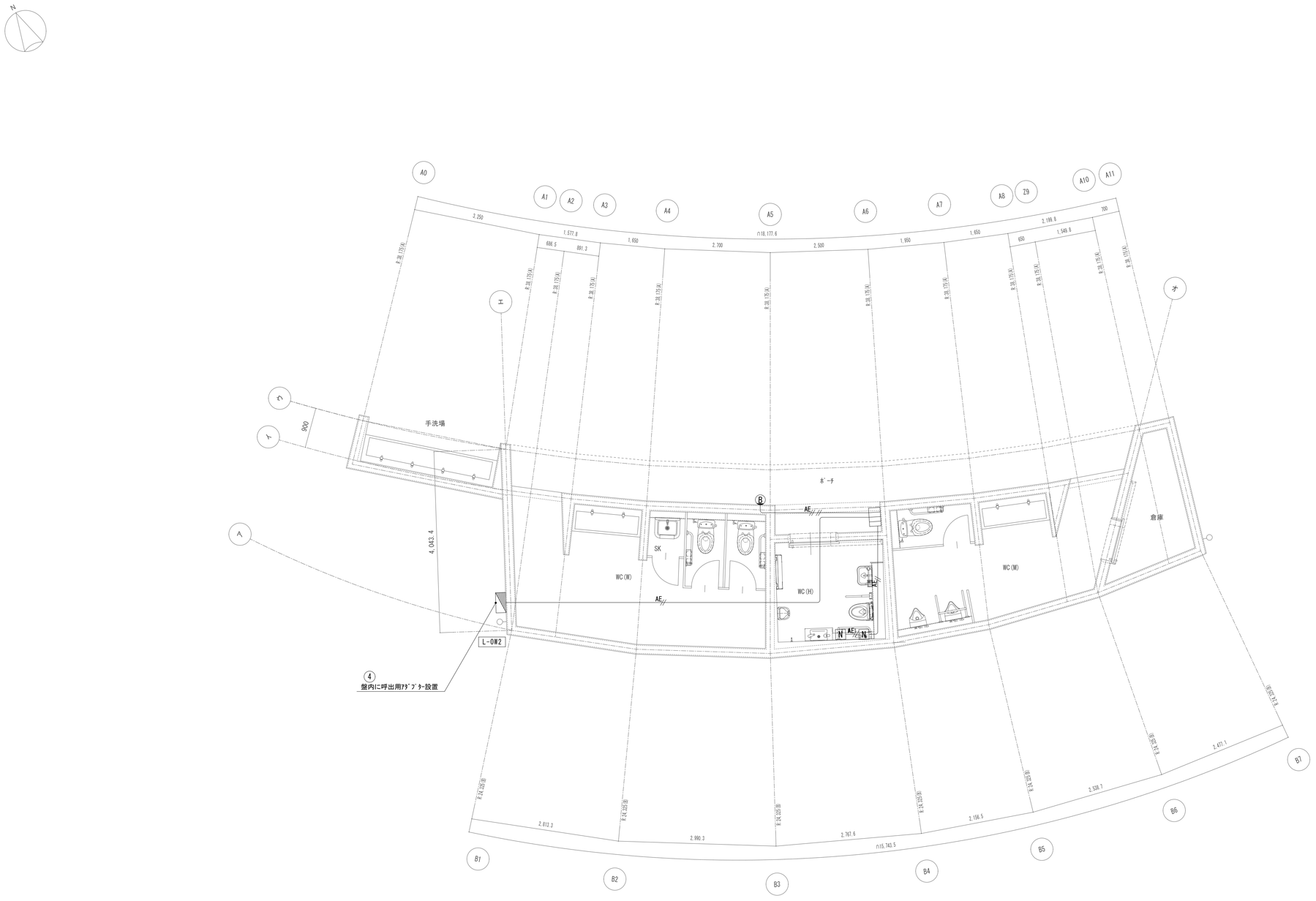
記号	凡　例
S_A	熱線式ｾﾝｻｰｽｲｯﾁ親器・広角検知形(参考:WTK24878)
S_B	熱線式ｾﾝｻｰｽｲｯﾁ親器(参考:WTK2604) 換気連動
S_A	熱線式ｾﾝｻｰｽｲｯﾁ子器・広角検知形(参考:WTK29129)
S_B	熱線式ｾﾝｻｰｽｲｯﾁ子器(参考:WTK29318)換気連動
●2RA	操作ﾕﾆｯﾄ・ﾛｯｸ機能付ｶﾞｰﾄﾞﾌﾟﾚｰﾄ(2回路用)
●	ｽｲｯﾁ 1P15A×1
●AS	自動点滅器 (参考：EE4518S)

鵜の森公園南東便所整備工事

電灯設備図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０
A1：1/50		draw YM	
(50%縮小)A3：1/100		check	
		date 250620	

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士353678号 吉田和也

E-05



トイレ呼出設備図（南東便所） 1/50

特記なき配管・配線は下記とする。
AE// EM-AE1.2-2c(PF16)
AE/// EM-AE1.2-4c(PF16)
二重天井内はｹｰﾌﾞﾙｺﾛｶﾞｼ工事とする。
RC部はｽﾘｰﾌﾞ工事を行うこと。

【凡例】

記号	凡　例
▯▯▯	呼出し表示器 1窓
N	ﾄｲﾚ呼出ﾎﾞﾀﾝ 引きひも付
Ⓑ	回転灯 ﾌﾞｻﾞｰ付

鵜の森公園南東便所整備工事	トイレ呼出設備図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０
	A1：1/50		draw YM	
	(50%縮小)A3：1/100		check	
			date 250620	

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士353678号 吉田和也

E-06

鵜の森公園南東便所整備工事　　設計図

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　　四日市市　鵜の森一丁目　地内

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
南東便所	RC造	平屋建て	43.84	15項	

3．工事種目（○印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 / 工事種目	工事種別 南東便所					
・ 空気調和設備						
⊙ 換気設備	新築　一式					
・ 排煙設備						
・ 自動制御設備						
⊙ 衛生器具設備	新築　一式					
⊙ 給水設備	新築　一式					
⊙ 排水設備	新築　一式					
・ 給湯設備						
・ 消火設備						
・ 厨房設備						
・ ガス設備						
・ 雨水利用設備						
・ 排水処理設備						
・ し尿浄化槽設備						
・ 撤去工事						

4．指定部分　⊙ 無　・有（　部位：　　）
指定部分工期　令和　　年　　月　　日

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものによる。

⊙ 公共建築工事標準仕様書　（機械設備工事編）（　令和７年版　）（以下「標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（　令和７年版　）（以下「改修標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築設備工事標準図　（機械設備工事編）（　令和７年版　）（以下「標準図」という。）

2．特記仕様

章、項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。なお、上位事項に○印がない下位事項は適用しない。

項目		特記事項
一般共通事項	1 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速　(V0=34m/s) 地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ　） ・ 積雪荷重 垂直積雪量（ 0.3m ）
	2 他工事又は他工種との取合い	工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
	3 週休2日制工事	「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」（令和７年１２月９日改正）に基づく適用は下記による。 ・ 土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位）） ・ 土日完全週休2日制工事（受注者希望型（通期）） ・ 週休2日制対象外工事（　・ 工事の実働日数が30日未満の工事　・ 現場閉所困難な工事　） 土日完全週休2日制工事の現場閉所日については下記による。 ・ 土日閉所 ・（　　）工事は土日作業とする。　・ 令和　年　月　日～令和　年　月　日は土日作業とする。 ・ 土日以外閉所 ※土日以外閉所における現場閉所日は、着手前に監督職員と協議の上設定すること。 なお、現場閉所日については、原則として毎週連続する同一の曜日とすること。
	④ 施工条件	施工可能日　・ 土、日曜日、祝日施工有り　・ 指定無し ⊙ その他（ ・ M-03 ・ E-03 ⊙ A-01 ・　　）による 施工可能時間帯　・ 指定無し ⊙ 指定有り（ ・ M-03 ・ E-03 ⊙ A-01 ・　　）による 現場閉所日、祝日、夜間に作業を行う場合は、事前に「休日及び夜間工事承諾願」を提出し、監督職員の承諾を得ること。 高さ５ｍを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はﾌﾙﾊｰﾈｽ型を使用する。 完成確認及び完成検査時等の給排水・ガス確保 機器の動作確認、運転確認できるように給排水・ガスを確保すること。 完成時の操作説明 空調設備、自動制御設備、ポンプ、ろ過機、浄化槽設備等、操作の必要な機器は、施設管理者へ使用開始前に操作説明を行うものとする。 操作説明にあたって、操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えること。 在来設備の一時停止に係る調整 機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要のある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電、断水計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来たさないよう特に注意する。
	5 監督職員事務所	監督職員事務所を設けること。
	6 工事用電力・水・その他	・ 工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。 ・ 市支給。ただし現場において既設設備より供給可能な範囲に限る。
	7 工事用仮設物	工事用仮設物を構内につくることができる。
	8 足場その他	・ 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場等　（・　　） ・ 外部足場等　（・くさび緊結式（手すり先行工法）　・　　）
	9 交通安全管理	交通誘導員　　・ 配置する　名以上（大型車の出入は必ず）　・配置しない ・ 交通誘導警備員Ａ　　・ 交通誘導警備員Ｂ
	10 施工調査	・ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行うこと。 ・ 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に試掘調査を行うこと。

項目		特記事項
一般共通事項	11 非破壊検査等	構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。
	12 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
	13 耐震安全性の分類と耐震施工	設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（独立行政法人建築研究所監修）による。（（　　）を除く　100kg以上の機器を対象とする。） （1）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
重要機器は次による。
・ 消火ポンプ　・ 充水槽　・ 受水槽　・高架水槽
・ 揚水ポンプ　・ その他（　　）
水槽類にはオイルタンクを含む。
（2）設計用粉塵地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。

	⑭ 建設発生土の処理	・ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に散きならしとする。 ⊙ 構外搬出適切処理とする。 ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告（位置図等）を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
	⑮ 埋戻し土・盛土	地中埋設管まわりは山砂の類とし、図面に記載のない部分は掘削土の良質土で埋戻す。
	⑯ 材料・機材の品質等	（1）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）別表－１に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めて許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （3）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。
	⑰ 環境への配慮	（1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-ｎ-ブチル及びフタル酸ジ-２-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	18 資源有効利用促進	※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合（下記内容該当工事）は、発注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。 ・ 建設副産物を搬出する際の計画 1. 土砂500m3以上　2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上 ・ 再生資材を利用する際の計画 1. 土砂500m3以上　2. 砕石500t以上　3. 加熱アスファルト200t以上
	19 工事の保険	・ 建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証の写しを提出） ・ 請負業者賠償責任保険　（保険証の写しを提出） 保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）
	20 建設共済等	下記の制度について加入すること。 ・ 法定外労災補償制度　（加入証明書の写しを提出） ・ 建設業退職金共済制度　（掛金収納書を提出） 共済証紙購入額　請負額の0.5／1000以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 増額の契約変更があった場合は、不足分を追加購入すること。
	21 工事実績情報登録	工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（コリンズ）に登録すること。
	22 施工体制台帳提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、下請契約締結後、速やかに提出すること。変更時も同様とする。
	23 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。

項目		特記事項
一般共通事項	㉔ 工事記録	工事記録は以下のように行うこと。 ○工事写真 工程写真（埋設部、隠ぺい部、施工、材料等）及び完成写真 Ａ４用紙に印刷し、提出すること。 撮影方法や写真サイズは国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領（令和５年版）」を参考にすること。 ○工事日報、納品伝票、出荷証明 工事日報、納品伝票、出荷証明の写しは監督職員が提出を求めた場合に提出すること。
	㉕ 完成時の提出図書	下記のものを提出すること。 ○工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図）※PDFデータを課内確認までに提出すること。 ○完成図　（JW-CADデータ及びPDFデータ）　(DVD)　（１）枚 ○完成図　（A1またはA2サイズで電気設備図と併せて二つ折り製本したもの）（１）部 ○工事写真（紙、DVD）※DVDは原則として、完成図データと同一媒体とする。 ○保全に関する資料等　（２）部 ○監督職員の指示により提出するもの　・ 完成図（A4版に製本したもの）　・（　　）
	㉖ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	㉗ 地中埋設標等	（１）地中埋設標　　⊙ 要（図示による。）　・ 不要 （２）埋設表示用テープ（２倍折込み）　⊙ 要（排水管を除く。）　・ 不要
	㉘ 既設との取合い	本工事に伴う既設の軽微な加工改造は本工事とする。
	㉙ 電源周波数	６０Ｈｚとする。
	㉚ 電気工作物の種類と電気保安技術者	・ 事業用電気工作物 ⊙ 一般用電気工作物 電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。 電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。 電気保安技術者　　事業用電気工作物：電気主任技術者　　一般用電気工作物：電気工事士
	㉛ 電線類	電気計装に使用する電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編 1.5.1 表4.1.11による。
	32 管溶接部の検査	標準仕様書第２編 2.5.15.12　の溶接部の非破壊検査を行う。
	㉝ 管の防食	プラスチックテープ巻き 1/2 重ね１回巻きとする。（外面被覆ライニング鋼管及び排水管は除く）
	㉞ 吊り及び支持	（ ⊙ 槽内 ⊙ 土間）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。 屋内埋設配管についても、通常の配管支持方法に準じて行う。
	35 防振吊り金物及び防振支持金物	次の配管には、防振吊り金物（ ・ シングル ・ ダブル）または、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 ・ 口径 50A以上の配管（ ・ 冷温水 ・ 冷却水 ・ 揚水 ・ 消火 ・　　） ・ 次に示す配管
	36 塗装、表示	露出機材の塗装仕上げは下記による。 ・ 屋外：・ ドレン管　（ ・ 指定色塗装 ・　　） ・ 金属電線管　（ ・ 内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ　・ 指定色塗装） ・ 屋内：・ EPS、ピット階を除く露出配管、電線管類（ ・ 指定色塗装 ・　　） 下記の保温を施さない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。 ・ 機械室　・ 倉庫　・ 電気室 機械室、PS内、水槽廻り、その他必要な箇所に配管種別（「給水」等）、流向（矢印）を表示すること。 弁には常開、常閉、調整　等の札表示を行うこと。 ・系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約　　m2とする。
	37 絶縁継手	特記なき取付け箇所及び仕様は標準仕様書第２編 2.2.12による。
	38 防振継手	・ 合成ゴム製　・ ベローズ形
	39 可撓継手	・ 合成ゴム製　・ ベローズ形
	40 鋳鉄製弁類	ライニング弁類の使用範囲　・ 標準仕様書による　・ 使用しない
	㊶ スリーブ	・ 亜鉛鉄板　・ 紙チューブ　⊙ つば付鋼管　・ 塩化ビニル管
	㊷ 容量等の表示	（１）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
	㊸ 試験	（１）各種配管の試験は、新設配管に適用する。 （２）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管はVP相当0.75MPaでの耐圧試験とする。 給水、給湯用架橋ポリエチレン管はメーカー推奨圧力で行う。 上記（２）により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。 既設配管は保温、埋設直前に、給水給湯系は24時間常圧耐圧確認、排水系は通水確認を行う。
	44 総合調整	・ 本工事　・ 別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ・ 風量調整　・ 水量調整　・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定　・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水質の測定（水道法第４条の水質基準の規定に基づくこと） ・ 検査項目は下記による 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量）、PH値、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素 ・ その他（・　項目　・ 遊離残留塩素　・ 図示　）
	㊺ 機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（令和７年版）によるほか、監督職員の指示による。
・撤去工事	1 撤去内容	・ 図示による
	2 支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。
	3 冷媒の回収（フロン類）	冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。 冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し　（イ）フロン類回収証明書
	4 発生材の処理	・ 引渡しを要するもの ・ 金属類（ ・ 機器 ・ ダクト ・ 配管 ・ その他の金物 ）・ ルームエアコン ・（　　） ・ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督職員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。 ・ 特別管理産業廃棄物 （ＰＣＢ使用機器：　　） ＰＣＢ使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・ 再使用又は再資源化を図るもの

項目		特記事項
空気調和設備	1 設計用温湿度	

	外気（地区名：津）		屋内					
			一般系統		0A系統		一般系統(ACP系統)	
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏期	35.3℃	63.1%	28℃	50%	24℃	45%	28℃(参考)	50%(参考)
冬期	1.9℃	53.6%	19℃	40%	24℃	45%	19℃(参考)	40%(参考)

	2 鋼板製煙道	伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。
	3 ダクト	・ 低圧ダクトの工法は下記とする。 （ ・ コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分） ・ アングルフランジ工法 ） ・ 高圧１ダクトの適用範囲は図示による。 ・ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
	4 風量測定口	取付け箇所は図示による。
	5 チャンバー等	（１）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 （２）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。 （３）外壁ガラリに直接取り付けるチャンバー類は雨水の滞留のないように施工する。 （４）空気調和機の吸い込み側及び吐出側に接続するチャンバーの板厚は、1.2mm 以上とする。 図示されたチャンバーには点検口を設ける。 寸法は図示されていない場合は（ ・ 400×500H ・ 500×600H ）とする。 （５）内貼りを施すチャンバー等の表示寸法は、外形寸法とする。 （６）アネモ形吹出口接続用ボックスは、吹出口のネック径200mm以下は、400×400×250H、200mmを越えるものは、500×500×300Hとする。
	6 ダンパー	（１）防煙ダンパー　　復帰方式（ ・ 遠隔 ・　　） （２）ピストンダンパー　復帰方式（ ・ 遠隔 ・　　）
	7 配管材料	配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。 （１）冷温水管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）・ 塩ビライニング鋼管（HVA） （２）冷却水管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）・ 塩ビライニング鋼管（VA） （３）油管　・ 配管用炭素鋼鋼管（黒） （４）蒸気管　給気管　・ 配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）（ ・ Sch40） 還　管　・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（ ・ Sch80） （５）高温水管　・ ステンレス鋼管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白） （６）膨張管　空気抜き管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白） 膨張タンクよりボイラー等への補給水管 （７）冷媒管　・ 断熱材被覆銅管 （８）ドレン管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）・ ビニル管（VP） （屋外露出：VP　ｶﾗ-VP　屋内：保温付VP）
	8 弁類	ＪＩＳ又はＪＶ（ ・ ５Ｋ ・ １０Ｋ（図示部分）） ６５Ａ以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。 ・ 銅管用伸縮管継手の種類は図示による。 ・ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	9 油面制御装置	油面制御盤には（ ・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御 ・　　）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
	10 配管施工	○ 冷媒管は、製造者の標準仕様による。ただし、断熱材被覆銅管の断熱材厚さは、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。 冷媒管の耐圧試験は24時間メーカー推奨圧力で行う。 冷媒管の立て管は、垂直方向に5m以上ある場合、ガス管、液管共に銅管から直接1箇所以上固定すること。この場合支持金物にも保温を行うこととし、保温は保温工事の項の冷媒管(成形用)に準ずる。 ○ 冷水、ブライン及び冷温水配管の吊りバンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用すること。 ○ 冷媒管の支持受け材として保護プレートを断熱被覆銅管と吊り金物、支持金物、固定金物の間に設けること。
	11 ばい煙濃度計	・ 設ける　　・ 設けない
	12 ばいじん量測定口	・ 設ける（口径８０φ以上）　・ 設けない ・ 本体は（ ・ アスファルト ・ モルタル ・ エポキシ樹脂）により保護を行う。
	13 吹出口・吸込口	・ 鋼製　・ アルミニウム製　・ 木製
	14 瞬間流量計	・ 設ける（検出部と指示部一体形）　・ 設けない 取付箇所は、（ ・ ユニット形空気調和機 ・ 冷温水ポンプ ・ ヘッダーの各送り管 ・ ヘッダーの各返り管 ）とする。 ・ 瞬間流量計を設けない場合は、ピト一管式流量計用タッピングのみを設ける。 取付箇所は前記による。
	15 圧力計・温度計	

機器名		計器取付箇所（○印の箇所） 機器入口側 圧力計	機器入口側 温度計	機器出口側 圧力計	機器出口側 温度計	温度計の種類
冷凍機	冷却水	○	○	○	○	ガード付
	冷水	○	○	○	○	Ｌ形又は円形
直だき吸収式	冷却水	○	○	○	○	ガード付
冷温水機	冷温水	○	○	○	○	Ｌ形又は円形
パッケージ形空気調和機	冷却水	○	○	○	○	ガード付
	温水	○	○	○	○	Ｌ形又は円形
	チャンバ		○		○	ブルドン管式
空気調和機	冷温水	○	○	○	○	Ｌ形又は円形
	チャンバ		○		○	ブルドン管式
温風暖房機	チャンバ		○		○	ブルドン管式
温水ボイラ	温水		○			Ｌ形又は円形
管寄せ			○			Ｌ形又は円形

	16 機器基礎	ポンプ　基礎施工要領（四）・ 標準基礎 ・ 防振基礎 遠心冷凍機　基礎施工要領（二）・ 標準基礎 往復動冷凍機　基礎施工要領（二）・ 標準基礎 パッケージ形空気調和機　基礎施工要領（三）・ 標準基礎 ・ 防振基礎 ・ 既製品基礎 ルームエアコン　基礎施工要領（三）・ 標準基礎 ・ 防振基礎 ・ 既製品基礎 ユニット形空気調和機　基礎施工要領（三）・ 標準基礎 ・ 防振基礎 遠心送風機　基礎施工要領（四）・ 標準基礎 ・ 防振基礎 ・ 防振基礎は市販の防振装置を使用してよい。
	17 形鋼振れ止め	ダクトに形鋼振れ止め支持を行う。図面に特記なき場合、支持部材選定表による。
	18 吊機器の振れ止め	室内機器等の吊り用ボルトには、ダブルナットで固定し、ボルト長さが1000mm以上の場合には、振れ止めを施す。

図面名	特記仕様書 建築機械設備１	縮尺	1:NO	設計番号	作図 令和８年６月	工事名	鵜の森公園南東便所整備工事　設計図	図面番号	M-01
									/

四日市市都市整備部営繕工務課　　１級建築士　登録第　　号　四日市市諏訪町１番５号

令和8年3月版

項目		特記事項
・ガス設備	1 ガス種別	・都市ガス
		・液化石油ガス
	2 配管材料	・都市ガス　ガス事業者の供給規定による。
		・液化石油ガス　（１）一般：　・　配管用炭素鋼鋼管（白）※屋外露出部は指定色塗装
		（２）地中：　・　ポリエチレン管　　・　外面被覆鋼管（ＶＬ）
	3 充てん容器	別途（　・　５０ｋｇ　・　　）×　（４）本
	4 集合装置	（４）本立て　　標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による。
	5 転倒防止等	標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（　・　（ａ）　・　（ｂ））による。
	6 メーター	・親メーター（貸与品）　（・直読式　・パルス式（パルス発信器は　・　買い取り））
		・子メーター（買い取り）（・直読式　・パルス式）
	7 ガス漏れ警報器	・本工事（図示による）　・　別途工事
	8 漏洩検知装置	・要　・不要
	9 電気防食	・要　・不要
	10 引込負担金等	・要　・不要
・雨水利用設備	1 仕様等	別図による。
・排水処理設備	1 仕様等	別図による。
	2 設備方式	・排水再利用　・厨房除害
・し尿浄化槽設備	1 処理種別及び構造	・合併処理（・接触ばっ気方式　・長時間ばっ気方式 ・回転板接触方式　・　）
	2 処理能力	処理対象人員　　人　容量　　㎥／日
	3 本体構造	・コンクリート製（・現場施工形　・ユニット形）　・ＦＲＰ製
	4 放流水質	ＢＯＤ　　ｍｇ／Ｌ以下
	5 マンホールふた	・製造者標準品　・ＭＨＡ　・ＭＨＢ
	6 スラブ負荷重	・土圧のみ　・２００ｋｇｆ／ｍ²　・３５０ｋｇｆ／ｍ²　・８００ｋｇｆ／ｍ²
	7 排水方式	・自然流下
		・ポンプ排水 （ポンプ槽内（　　）ｍｍ．ＧＬよりの深さ（　　）ｍ以上 ただし深さが１．２ｍ以上の場合はタラップ付とする。）
	8 送風機室	・不要　・要（・別途工事　・本工事）
		・独立設置形（・地上式　・地下式）　・槽と一体形
	9 槽内にある鋼管類の防食	・タールエポキシ樹脂塗料３回塗りを行う。
		・土中埋設の鋼管類に準じた防錆処理を行う。
・保温工事	① 保温材	図面に記載のない保温工事は下記による。

保温対象		保温材			外装材（露出部分）			
		ｸﾞﾗｽｳｰﾙ	ﾛｯｸｳｰﾙ	ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ	SUS製ﾗｯｷﾝｸﾞ	合成樹脂ｶﾊﾞｰ	保温化粧ｹｰｽ	その他（ｶﾞﾗｽｸﾛｽ等）
給水管	屋内	○				○		
	屋外				○			
排水管	屋内	○				○		
	屋外				○			
ドレン管	屋内	○				○		
	屋外				○			
消火管	屋内							
	屋外				○			
給湯管	屋内	○				○		
	屋外			○				
温水管	屋内	○						
	屋外			○				
冷水管	屋内	○						
	屋外				○			
冷温水管	屋内	○						
	屋外			○		○		
蒸気管	屋内							
	屋外			○		○		
冷媒管（成形用）	屋内	○				○		
	屋外				○			
長方形ダクト	屋内							
	屋外							
スパイラルダクト	屋内							
	屋外							
ヘッダー（冷水、冷温水）	屋内							
	屋外							
タンク（冷水、冷温水）	屋内							
	屋外							

機械室、書庫、倉庫の外装材は標準仕様書による。

原則として、蒸気管及び温水管等はフランジ等も保温を行うこと。

保温付架橋ポリエチレン管（保温厚10mm以上）を使用する場合は上記保温は不要。

サヤ管工法：架橋ポリエチレン・ポリブデン管を使用する場合は上記保温は不要。

屋外露出消火管の保温は、標準仕様書第２編3.1.5の給水管の項による。

※空調設備

建物内の空気抜き管の保温は標準仕様書第２編3.1.4の温水管の項による。

還気ダクト（保温範囲は、　・　図示による　・　　）

外気取り入れダクト（保温範囲は、　・　図示による　・　　）

空調機及びﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄのﾄﾞﾚﾝ管の保温は、標準仕様書第２編3.1.5の排水管の項による。

膨張タンク、ボイラ等間の補給水管の保温は標準仕様書第２編3.1.4の温水管の項による。

外気取り入れダクトのうち暖房室、浴室及び厨房内を通るダクトは保温を行う。

空調ダクトのフランジ部（補強含む）は厚さ25mmの保温材を重ね巻きするか

隠ぺい部の保温厚さをフランジ高さ＋10mm以上とする。

空調設備のドレン管は保温付VPを使用する場合は上記保温は不要。

※換気設備

外気取り入れダクトの保温は標準仕様書第２編3.1.4の一般ダクトの項による。

範囲は（・すべて　・　　）とする。

排気ダクトの保温は標準仕様書第２編3.1.4の一般ダクトの項による。

範囲は（・外壁から１ｍ　・　　）とする。

（　・　厨房　・　湯沸室　）用の隠ぺい部ダクト（仕様はｈ　・　（イ）　・　ⅨⅩ）とし範囲は図示による。

・厨房設備	1 システム	・ドライシステム
	2 機器の機能等	図示による。
・換気設備	① 風道種別	・長方形風道　⊙ スパイラルダクト　⊙ アルミフレキシブルダクト（接続部）
		・ビニル管
	2 ダクト	・低圧ダクトの工法は下記とする。
		・コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）　・アングルフランジ工法
		・高圧１ダクトの適用範囲は図示による。
		・ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
		・厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より１ランク厚いものを使用する。
	3 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
	4 ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	5 排気ダクトのシール	・浴室（シャワー室、脱衣室を含む。）系統　　・（排気ガス）系統
	6 チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
・排煙設備	1 ダクト	・亜鉛鉄板　・（　　）
	2 排煙口の形式	・図示による。
	3 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）	・ワイヤー式　・電気式（遠隔操作　・不要　・要）
	4 排煙風量測定	（一財）日本建築設備・昇降機センター発行 建築設備定期検査業務基準書2023年版及び追補（令和7年7月1日改正） 排煙風量の検査方法に準ずる。
・自動制御設備	1 システム構成ほか	別図による。
	2 電気計装用機材	使用する電線及びケーブルは、原則としてＥＭ電線又はＥＭケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。
・衛生器具設備	① 洗面器・手洗器	止水栓付とする。
・給水設備	① 配管材料	配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。
		（１）給水引込管（水道直結部分）は水道事業者の指定による（・水道配水用ポリエチレン管（HPPE）） （２）屋内地中埋設配管及びｺﾝｸﾘｰﾄ埋込　⊙ 塩ビライニング鋼管（VD）　・ビニル管（HIVP） （３）屋外地中埋設配管　・塩ビライニング鋼管（VD）　・ビニル管（HIVP） ⊙ 水道配水用ポリエチレン管（HPPE） （４）その他の一般配管（上水・加湿）　・ステンレス鋼管（SUS304）　・ビニル管（HIVP） ・給水用架橋ポリエチレン管 ⊙ 塩ビライニング鋼管（VA）（ピット内含む） （雑用水）　・塩ビライニング鋼管（VA）
	2 水栓	・水抜栓を使用する場合、水栓は固定こまとする。
	3 量水器	・親メーター（貸与品）　（・直読式　・パルス式　） ・子メーター（買い取り）（・直読式　・パルス式　）遠隔表示器付
	4 量水器桝	・水道事業者指定品　（・貸与品　・買い取り（材質：　）　・　標準図ＭＣ形　）
	⑤ 弁類	JIS又はJV適合品　⊙ 直圧直結部分（⊙ １０Ｋ　・　　）・ポンプ加圧部分（・１０Ｋ　・　　） ・その他の部分（・１０Ｋ　・５Ｋ）
		逆止弁の衝撃吸収式はライニング不要とする。
		ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	⑥ 管の地中埋設深さ	管の上端より原則として、一般敷地は（３０ｃｍ）構内道路は（６０ｃｍ）以上とする。
	7 水栓柱	・合成樹脂製　・人造石とぎ出し製　・不凍水栓　・ステンレス製
	⑧ 建物導入部配管	⊙ ポリエチレン配管の施工要領は図示による。
	9 引込納付金等	・要（別途）
・排水設備	① 配管材料	配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。
		（１）屋内　汚水管　・排水用塩ビライニング鋼管　⊙ ビニル管(VP,露出部分はｶﾗｰ)　・耐火二層管 雑排水管　・排水用塩ビライニング鋼管　⊙ ビニル管(VP,露出部分はｶﾗｰ)　・耐火二層管 ・熱湯が流下する箇所は耐熱塩ビライニング鋼管、耐熱ビニル管(HTVP)とする。 通気管　・排水用炭素鋼鋼管（白）　⊙ ビニル管(VP,露出部分はｶﾗｰ)　・耐火二層管 ポンプアップ排水管　・排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管
		（２）屋外　第一桝まで　・排水用塩ビライニング鋼管　⊙ ビニル管（VP,125A以上はVUでもよい） 桝間　・ビニル管（VP）　・リサイクルビニル管（RS－VU）
・給湯設備	1 配管材料	配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。 ・ステンレス鋼管　・塩ビライニング鋼管（HVA）　・給湯用架橋ポリエチレン管
	2 弁類	・ステンレス配管を使用する場合の材質は、ステンレス製とする。 JIS又はJV適合品（・１０Ｋ（図示部分）　・５Ｋ）
・消火設備	1 配管材料	配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。 （１）屋内消火栓　一般　・ステンレス鋼管（SUS304）　・配管用炭素鋼鋼管（白） 屋内地中　・ステンレス鋼管（SUS316）　・外面被覆鋼管（VS） 屋外地中　・ステンレス鋼管（SUS316）　・外面被覆鋼管（VS） ・水道配水用ポリエチレン管（HPPE） （２）連結送水管　一般　・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（・Sch40） 屋内地中　・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（・Sch40） 屋外地中　・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（・Sch40） ・水道配水用ポリエチレン管（HPPE）
	2 建物導入部配管	・標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の　・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ）による。
	3 不活性ガス消火設備	別図による。
	4 泡消火設備	別図による。
	5 試験	施工前に既設屋内消火栓の放水試験を行うこと。 試験する箇所と個数は、・監督職員の指示　・Ｍ-03【施工条件】 による。

アスベスト含有物の取扱い

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）第９章

図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（令和７年版）」（以下「改修標仕」という。）による。
特記事項に記載の［　．　］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

1	一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請をうけること。 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 ・石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 ・アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 ・アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。
2	アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理　・行う　・行わない　[9.1.1] アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理　・行う　・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ　・行う　・行わない 施工箇所及び工法　※図示
3	アスベストの含有調査	事前調査（有資格者）　・行う　・行わない　[9.1.2] 調査結果報告書等の貸与　・有　・無 分析調査　・行う（対象箇所：　　）　・行わない ・定性分析　・定量分析 ※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。 ※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。
4	アスベスト含有吹付け材の除去	アスベスト含有吹付材の有無　・有　・無　[9.1.3] 除去吹付材（　　）含有場所（　　） 吹付けアスベストの施工数量調査　※行う アスベスト粉じん濃度測定　※行う 表9.1.1　アスベスト粉じん濃度測定

測定時期	測定名称	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考
処理作業前	測定１	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定２	施行区画周辺 又は、敷地境界	計２点	大気
処理作業中	測定３	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定４	ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	１点	空気の流れを確認
	測定５	集じん・排気装置の排出口 （処理作業室外の場合）	１点	（注）２
	測定６	施行区画周辺 又は、敷地境界	４方向各１点	－
処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去前）	測定７	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定８	施行区画周辺 又は、敷地境界	４方向各１点	大気

（注）１．各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは２点、300㎡以下までは３点とする。
300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。
（注）２．集じん・排気装置の性能確認
表9.1.2　アスベスト粉じん濃度測定方法

	測定３	測定１．２．４．６．７．８	測定５
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min
試料の透明化	アセトンートリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数　200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3㎛未満、長さ5㎛以上、長さと直径比３：１以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

作業場の隔離　※行う
除去工法
※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

5	アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有保温材の有無　・有　・無　[9.1.4] 除去保温材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
6	アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無　・有　・無　[9.1.5] 除去成形板（　　）含有場所（　　） 作業場の区画　・行う　・行わない 処分方法 石綿含有石膏ボード ※管理型最終処分場で埋立処分する。 石綿含有石膏ボード以外 ・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。
7	アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）ついては、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。　[9.1.6] アスベスト含有仕上塗材の有無　・有　・無 除去仕上塗材（　　）含有場所（　　） 撤去の範囲　・全面撤去　・図示による 除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする） ・水洗い工法　・手工具ケレン工法 ・集じん装置付高圧水洗工法　・集じん装置付超高圧水洗工法　・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法　・剥離材併用超高圧水洗工法　・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法　・風雹装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 除去工法の試験施工　・行う　※行わない 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 作業場の隔離及び養生 ・隔離養生不要　・隔離養生必要（負圧不要）・その他（　　） 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
8	アスベスト含有配管接続部シール材の除去	アスベスト含有シール材の有無　・有　・無 除去シール材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない 除去工法 湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。 処分方法　・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設
9	特記事項	※本工事に配置管理させる者（有資格者） ※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）

＜喫煙に関する事項＞
学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。
＜現場代理人に関する事項＞
工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。
＜随時検査＞
設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第８条第６項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受験すること。

暴力団等不当介入に関する事項
１．契約の解除
四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（四日市市平成２８年２月１２日告示第３８号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。
２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務
(1)　不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
(2)　契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
(3)　(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

個人情報の取り扱いに関する事項
（基本事項）
第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
（施工者の義務）
第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第６７条に規定する義務を負う。
２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるようこの従事者を指揮監督しなければならない。
（秘密の保持）
第３　乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
２　乙は、この従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
（適正な管理）
第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又はこの作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
（収集の制限）
第５　乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
（再提供の禁止）
第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。
２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。
（複写、複製の禁止）
第７　乙及びこの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。
（持ち出しの禁止）
第８　乙及びこの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
２　甲及びこと、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他適切な管理を行わなければならない。
（資料等の返還）
第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
(1)　紙媒体　　シュレッダーによる裁断
(2)　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
３　乙は、第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
（研修・教育の実施）
第10　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。
（苦情の処理）
第11　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
（定期報告及び事故発生時における報告）
第12　乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
（監査及び検査）
第13　甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。
２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による工事の処理に関して必要な指示をすることができる。
（契約解除及び損害賠償）
第14　甲は、乙又はこの従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

障害者差別解消に関する事項
１．対応要領に沿った対応
（１）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成２９年２月２８日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
（２）（１）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
２．対応指針に沿った対応
上記１に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第１１条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

産業廃棄物税
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。

図面名	特記仕様書 建築機械設備２	縮尺	1:NO	設計番号	図面番号 M-02
				作図 令和８年６月	/

工事名　鵜の森公園南東便所整備工事　　設計図

四日市市都市整備部営繕工務課

１級建築士　登録第　　号
四日市市諏訪町１番５号

令和8年3月版

【新設】換気設備　機器表

記　号	名　称	仕　　様	電気容量 相	電気容量 電圧	電気容量 消費電力	数量	設置場所	備考（型番）
FE 1	天井埋込換気扇	型　　式：低騒音形　格子形 能　　力：100　φ　　× 160　　m3/h　× 40　　Pa 付 属 品：深形パイプフード（SUS製、ｷﾞｬﾗﾘ）　　他附属品一式	1	100	23　W	3	南東便所 WC(H)	
FE 4	天井埋込換気扇	型　　式：低騒音形　格子形 能　　力：150　φ　　× 400　　m3/h　× 50　　Pa 付 属 品：深形パイプフード（SUS製、ｷﾞｬﾗﾘ）　　他附属品一式	1	100	82　W	2	南東便所 WC(M)	
FE 5	天井埋込換気扇	型　　式：低騒音形　格子形 能　　力：150　φ　　× 450　　m3/h　× 50　　Pa 付 属 品：深形パイプフード（SUS製、ｷﾞｬﾗﾘ）　　他附属品一式	1	100	74　W	2	南東便所 WC(W)	

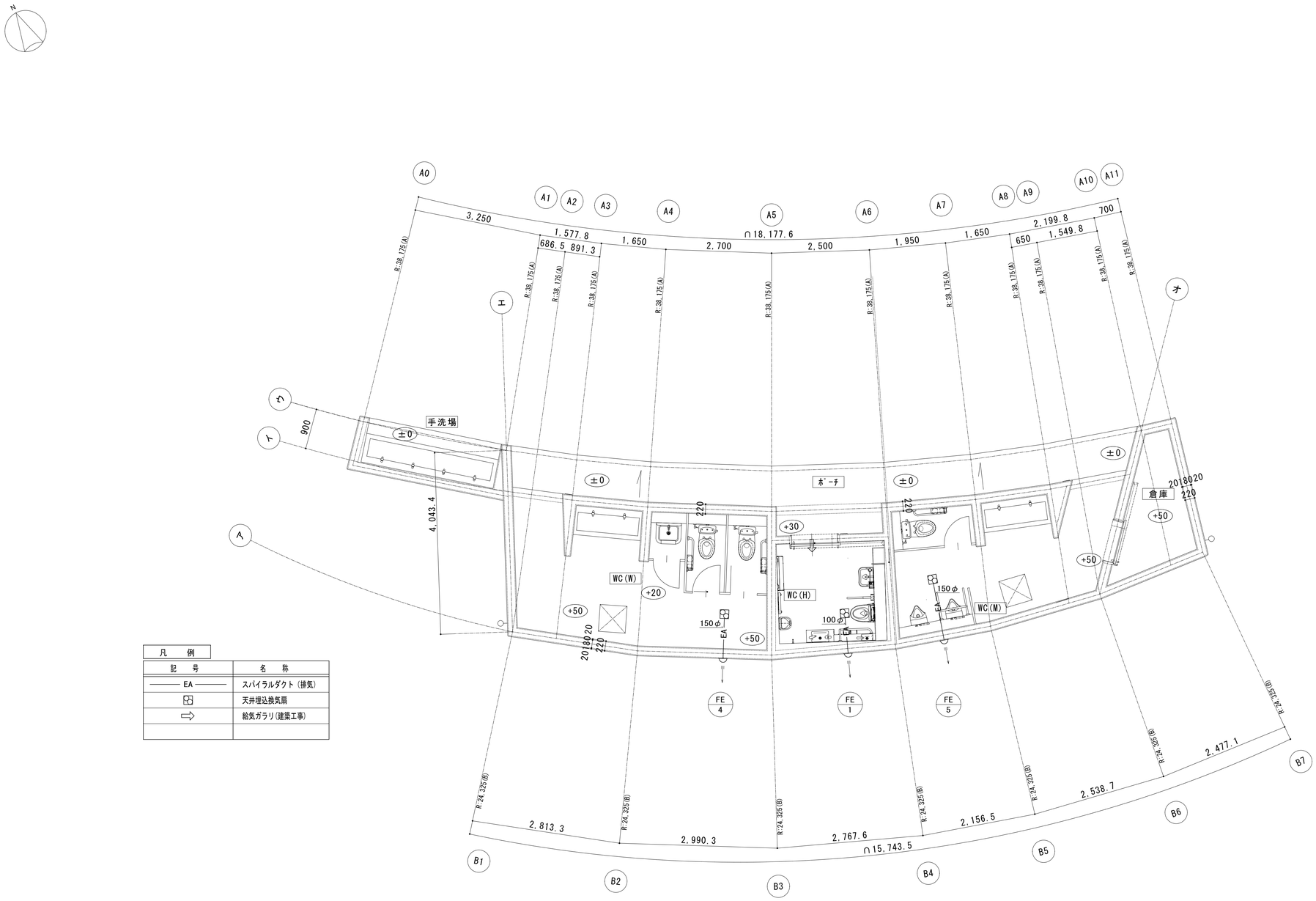
※1．消費電力は参考値とする。消費電力は原則として、表示された数値以下とする。
※2．風量測定記録を提出すること。

機械換気計算表（施行令第20条の2第一号ロによる）　※V-20Af/N　N-AF/人　シックハウス　換気回数　選定機器・判定

場所	室　名	居室	係　数	床面積Af(㎡)	天井高(m)	容積(㎥)	人員(人)	占有面積(N)	有効換気量(V)	換気回数(回/h)	必要換気量(m3)	換気回数(回/h)	必要換気量(m3)	換気機器	機器風量	判　定
南東	WC（M）			13.96	2.4	33.50						10	335.00	FE-4	400	OK
南東	WC（W）			18.50	2.4	44.40						10	444.00	FE-5	450	OK
南東	WC（H）			6.62	2.4	15.89						10	158.90	FE-1	160	OK

【新設】衛生設備　機器表

名　　称	参考型番(LIXIL)	参考型番(TOTO)	仕様、付属品表	設置場所 WC（M）	WC（W）	WC（H）	手洗場		合計
洋風便器(災害対応型)	BC-P11SSA,DT-PB150CH,CF-32H,他一式	該当品なし	ロータンク（陶器製）、スローダウン普通便座、壁給水、床排水、ﾜﾝﾀｯﾁ式SUS製紙巻器、他付属品一式	1	2				3
多機能トイレパック	PTWC-HC101R1A1ANNW 他一式	UADAZ21R1C1ADN1W 他一式	タンク式、普通便座(蓋ﾅｼ、横ずれ防止)、紙巻器、リモコン洗浄装置(AC100V・配線共)、オストメイト対応流し(電温有) 洗面器(電温ﾅｼ)、手洗器(電温ﾅｼ)、背もたれ、手すり(跳上、L型)、水石けん入れ、他付属品一式			1			1
小便器	U-A51AP	UFS900R	壁掛低ﾘｯﾌﾟ自動洗浄AC100V 他付属品一式	2					2
L型手すり	KF-920AE70D12J	T112CL10	樹脂被覆･L=700ﾀｲﾌﾟ、固定金具	1	2				3
小便器用手すり	KF-701AEJ	T112CU22	樹脂被覆、固定金具	1					1
化粧鏡	KF3545A(盗難防止金具付き)	YM3545FE	盗難防止形･350×450程度・耐食鏡	2	2				4
化粧鏡	KF-W457H1000AE(特注仕様)	YM4560FE XWTOKX	盗難防止形･450×1000程度・耐食鏡			1			1
掃除用流し	S-202A,他一式	SK22A,他一式	横水栓(接続ﾎｰｽ・止水栓),床排水,他付属品一式		1				1
ベビーシート	AC-OK-21F	YKA25S	折りたたみ式、取付金具			1			1
ベビーチェア	AC-BK-F62	YKA15S	取付金具			1			1
フィッティングボード	AC-CB-14	YKA41R	折りたたみ式、取付金具			1			1
水栓（自動単水栓）	該当品なし	TLE25SP1A	壁付、AC100V	2	2				4
自閉式横水栓	LF-P02	TL19	壁付				4		4
キー式横水栓	LF-35G-13-CV	T28AKUH13	壁付、ホース接続形　　※床洗浄用	1	1	1			3
自動水石けん供給栓	該当品なし	TLK06S04JA	壁付、AC100V、タンク壁掛け式、タンクカバー、取付金具	2	2				4



凡　例

記　号	名　称
——— EA ———	スパイラルダクト（排気）
	天井埋込換気扇
	給気ガラリ（建築工事）

換気設備図（南東便所）　1/50

鵜の森公園南東便所整備工事	換気設備図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design　history	２５０３０
	A1：1/50		draw　NM	
	(50%縮小)A3：1/100		check	
			date　251020	

一級建築士事務所　株式会社 歩設計　一級建築士353678号　吉田和也

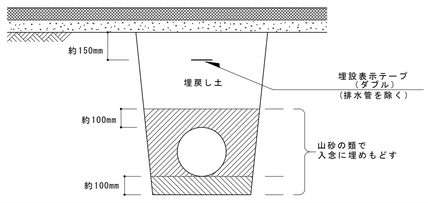
M-04

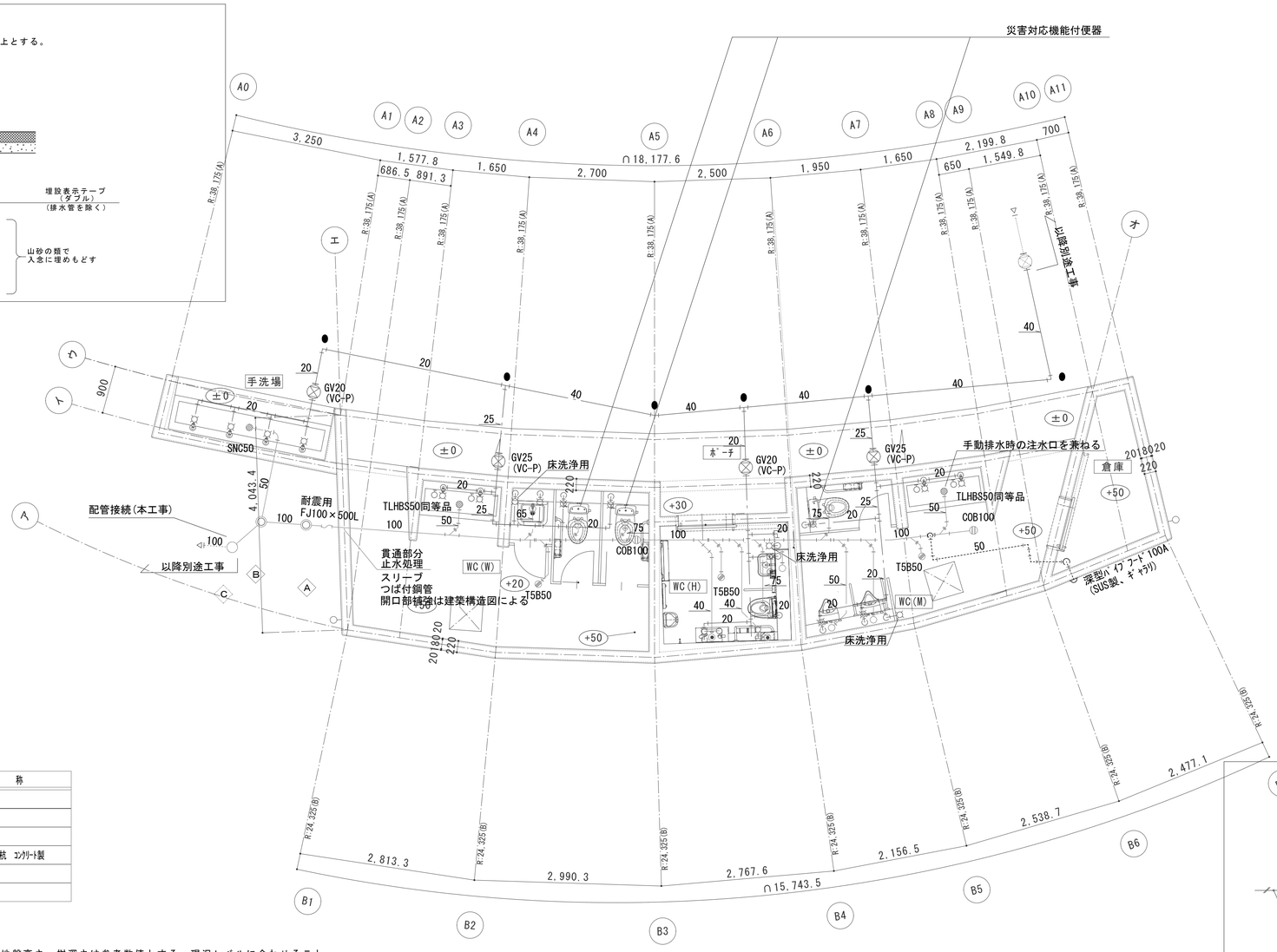


地中配管施工要領

（１） 給水管と排水管の水平離隔距離は500mm以上とする。
給水管は、排水管の上方に敷設する。

（２） 管の埋設断面

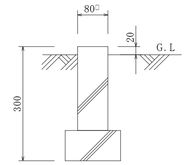




地中埋設標

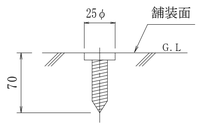
単位ｍｍ

（ａ） コンクリート製



（図は舗装していない場合を示し、舗装した場合は地中埋設標の上面を舗装面に合わせる。）

（ｂ） 鉄製



（アスファルト舗装等の場合に限る。）

矢印

注 (ｲ) 地中埋設標の使用区分は、舗装部分にあってはコンクリート製又は鉄製とし、その他の部分はコンクリート製とする。
(ﾛ) 頭部には、図示の矢印及び「水」、「ガス」、「油」、「消火」等の用途を表示する。
なお、コンクリート製のものにあっては彫込み表示とする。

凡 例

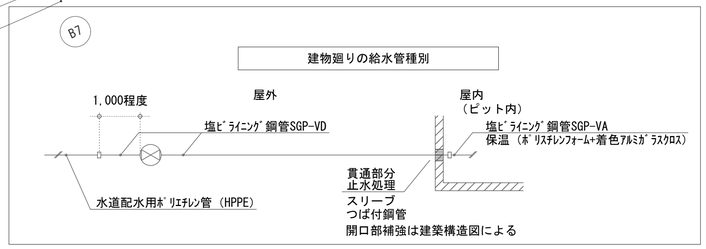
記 号	名 称
——— - ———	給水管
———	排水管
------	通気管
●	埋設表示杭 ｺﾝｸﾘｰﾄ製
◎	汚水桝
○	雨水桝

新設 汚水桝リスト

※地盤高さ、桝深さは参考数値とする。現況レベルに合わせること。

桝番号	桝種類	地盤高	桝深さ	備考
A	小口径塩ビ桝 ST 200φ-100	±0	700（設計GL-1150）	塩ビ蓋
B	小口径塩ビ桝 UT 200φ-100x75	±0	710（設計GL-1160）	塩ビ蓋
C	小口径塩ビ桝 ST	±0	720（設計GL-1170）	別途工事

衛生設備図（南東便所） 1/50



○災害対応機能付便器 施工要領
・非常時（断水・停電時）に手動で給排水が可能なトイレとすること。
・排水管の建物導入部には耐震用可とう管（100A）を設置すること。
・災害対応便器から排水主管までの枝管は35～45度の勾配で接続すること。
・上記の接続部には、45Y継手またはLT継手を使用すること。
・災害対応便器３組の排水は１系統の配管とすること。
・その他、便器製造メーカの施工要領に従うこと。

鵜の森公園南東便所整備工事	衛生設備図	本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする	design history	２５０３０	M-05
	A1：1/50		draw NM		
	(50%縮小)A3：1/100		check		
			date 251020		

一級建築士事務所 株式会社 歩設計 一級建築士353678号 吉田和也